

季刊 国民経済計算

NATIONAL ACCOUNTS QUARTERLY

平成29年度(2017年度)国民経済計算
年次推計の概要

四半期別一般政府収支の推計手法の開発
—IMF「SDDS プラス」への対応に向けて—

シェアリングエコノミーの把握と
国民経済計算への反映に向けて
シェアリングエコノミーの定義と生産物分類

第50回国連出張報告ならびに
米国労働統計局ヒアリング報告



内閣府経済社会総合研究所



国民経済計算部編

季刊 国民経済計算

No. 165
令和元年7月

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

目次

〔研究・論文〕

- 平成 29 年度（2017 年度）国民経済計算年次推計の概要 1
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課課長補佐 吉村 卓也
- 四半期別一般政府収支の推計手法の開発 15
—IMF「SDDS プラス」への対応に向けて—
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課研究専門職 米田 泰隆
- シェアリングエコノミーの把握と国民経済計算への反映に向けて
シェアリングエコノミーの定義と生産物分類 35
内閣府経済社会総合研究所客員主任研究官 跡見学園女子大学マネジメント学部教授 山澤 成康
- 第 50 回国連出張報告ならびに米国労働統計局ヒアリング報告 47
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国際基準課課長 上野 有子
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課研究専門職 鈴木 俊光
元内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課政策調査員 由井 謙二

〔研究・論文〕

平成 29 年度（2017 年度）国民経済計算年次推計の概要	1
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課課長補佐	吉村 卓也
四半期別一般政府収支の推計手法の開発	15
—IMF「SDDS プラス」への対応に向けて—	
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課研究専門職	米田 泰隆
シェアリングエコノミーの把握と国民経済計算への反映に向けて シェアリングエコノミーの定義と生産物分類	35
内閣府経済社会総合研究所客員主任研究官	跡見学園女子大学マネジメント学部教授
	山澤 成康
第 50 回国連出張報告ならびに米国労働統計局ヒアリング報告	47
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国際基準課課長	上野 有子
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課研究専門職	鈴木 俊光
元内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課政策調査員	由井 謙二

「季刊 国民経済計算」は、国民経済計算（SNA）に関する研究論文や関連資料を掲載した冊子です。本冊子の内容は、組織の公式の見解を示すものではなく、内容に関してのすべての責任は、各原稿の筆者にある。

平成29年度（2017年度）国民経済計算年次推計の概要¹

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課課長補佐
吉村 卓也

1. はじめに

(1) 目的

我が国の国民経済計算では、毎年末から翌年初にかけて、「国民経済計算年次推計」を作成・公表している。「国民経済計算年次推計」は、一国全体の経済の動きを、フロー・ストックの両面から包括的に捉え、記録するものであり、具体的には、フロー編としては生産・分配・支出の3面にかかる取引の流れを、ストック編としては取引等の結果を受けた資本蓄積の動きを記録している。「平成29年度国民経済計算年次推計」には、前年度に当たる平成29年度におけるこれらの取引の流れが記録されている²。

「国民経済計算年次推計」は前述したように、生産・分配・支出の3面の取引から、資本蓄積までの流れを包括的に記録しており、非常に詳細かつ大規模な統計であり、我が国の経済動向について様々な角度から分析が可能となっている。他方、注目度の高い「四半期別GDP速報（以下「QE」）」で公表されているGDPとその内訳である支出側需要項目以外の動向については、統計利用者十分に知られていない面がある。こうした観点から、本稿では、支出側の動向のみならず、分配所得面や資本蓄積までの流れなど、平成29年度国民経済計算年次推計の概要について紹介することしたい。

(2) 我が国の国民経済計算の公表形態及び公表時期

我が国の国民経済計算の公表形態は、「QE」と「年次推計」の2つに大きく分けられる。「QE」は、ある四半期の終了から概ね1か月半後に公表される1次速報値と概ね2か月10日後に公表される2次速報値に分かれるが、この段階では、GDPとその内訳である支出側需要

項目（及びGDP支出側を用いて計算したGNI）や、分配面の計数の1つである雇用者報酬の計数が公表されるのみであり、その他の資本蓄積までの流れなどについては推計されない。

一方で、「年次推計」は、概ねある年度終了から約9か月後に公表されるものであり、この段階では、前出の通り、生産・分配・支出の3面の取引から、資本蓄積までの推計を行っている。

公表される情報が異なる理由は、「QE」の推計を行う時点（四半期終了から約1か月半後または2か月10日後）と、「年次推計」を行う時点（年度終了から約9か月後）では、利用可能な基礎統計が異なり、それに伴って推計可能な項目や推計粒度が大きく異なっていることにある。具体例を挙げると、我が国の国民経済計算では、財貨・サービスの供給及び需要の推計において、コモディティ・フロー法（以下「コモ法」）と呼ばれる手法を用いているが、「年次推計」においては政府の決算書、企業の財務諸表や「工業統計³」（経済産業省）などの、詳細で包括的な情報を含んだ年単位で行われる統計等を用いて、2000を超える品目分類で推計が行われている。他方、「QE」では、「生産動態統計」（経済産業省）や「四半期別法人企業統計」（財務省）などの月単位又は四半期単位で行われる統計を用いて、年次推計のコモ法を簡略化した91品目分類の供給側推計を基礎として推計が行われている。

また、「年次推計」は、年度終了から約9か月後に「第一次年次推計」として公表されるが、その1年後には、更に利用可能になる年次の基礎統計（例えば「工業統計」等）を反映した「第二次年次推計」が公表される。その1年後には、供給・使用表の枠組みに基づく、コモ法における中間消費の推計値と付加価値法を用いた生産側推

¹ 本稿作成に当たっては、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部の職員から有益なコメントをいただいた。なお、本稿の内容のうち、計数の解釈に関する部分は、筆者が属する組織の公式の見解を示すものではなく、内容に関しての全ての責任は筆者にある。

² 通常、「年次推計」は、年末年始にかけて公表されるが、「平成29年度国民経済計算年次推計」については、毎月勤労統計の再集計値公表を受けて、年末に公表したフロー編の雇用者報酬等の計数を再推計し、最終的には平成31年4月に全ての計数を公表した。（詳細はコラム参照）

³ 「工業統計」については、調査実施時期が翌年の6月となっているため、そのため、第一次年次推計時点では、「工業統計」以外の統計を用いて暦年値推計（代替推計）を行い、工業統計から得られる情報は、第二次年次推計時点で反映している。

計における中間投入の推計値との調整を通じて改定が行われた「第三次年次推計」が公表される。

以上が我が国の国民経済計算の公表の流れであるが、本稿では、平成29年度の「第一次年次推計」を中心としてその概要を記す。以下では、まず、その推計結果の概要と、この第一次年次推計の公表によりQEで公表されていたGDPなどの計数がどのように改定されたかを確認したい。

2. 平成29年度(2017年度)年次推計におけるGDP及びGNIの動向等

(1) QEから年次推計への改定状況

平成29年度(2017年度)の実質GDP成長率はQE時点⁴の1.6%から1.9%へと、0.2%ポイントの上方改定となった。これは、直近10年間の改定幅の絶対値平均(0.4%ポイント)と比べると相対的に小さな改定であった。需要項目別にみると、上方改定になった主な項目は、民間最終消費支出、民間企業設備であり、一方で下方改定になった主な項目は、民間住宅、公的固定資本形成及び政府最終消費支出である。

需要項目別に改定が生じた要因を確認すると、民間最終消費支出は、QEでは、月単位又は四半期単位で行われる統計を用いて、「生産動態統計」「サービス産業動向調査」(総務省)等による供給側推計値と、「家計統計」(総務省)「家計消費状況調査」(総務省)等の需要側推計値の需要側推計値を統合するなどして推計されている一方で、年次推計では、より調査項目も多い年次統計を用いて、コモ法により、QEよりかなり詳細な品目レベルで推計される。この結果、形態別でみると、QE時点からサービスと半耐久財が上方改定に寄与した。

民間住宅は、公民合わせた全住宅投資を推計し、公的住宅を控除した上で、不動産仲介手数料を加えて推計さ

れる。全住宅投資については、QE、年次推計ともに「建築物着工統計」(国土交通省)から推計されるが、公的住宅、不動産仲介手数料については、QEでは「建設総合統計」(国土交通省)や「サービス産業動向調査」で推計される一方、年次推計では国の決算書や「法人企業統計」等の年次統計を用いて推計される。こうした、推計に利用している基礎統計の違いが下方改定につながったものと考えられる。

また、QEでは、公的固定資本形成は「建設総合統計」を用いて、政府最終消費支出は、各保険の月次報告や地方公共団体へのヒアリング等によって推計されている一方で、年次推計では政府や公的企業の決算書等を用いて推計される。民間住宅同様に、こうした、推計に利用している基礎統計の違いが下方改定につながったものと考えられる。

民間企業設備は、QE、年次推計ともに、総固定資本形成を推計した上で公的固定資本形成や民間住宅を控除して推計される。しかしながら、QEでは「生産動態統計」「鉱工業生産指数」(経済産業省)等による供給側推計値と、「四半期別法人企業統計」等による需要側推計値を統合するなどして、総固定資本形成が推計されている一方で、年次推計では、より調査項目も多い年次統計を用いて、QEより詳細な品目レベルでコモ法により推計される。こうした推計手法の違いにより、総固定資本形成は上方改定、上述のとおり民間住宅及び公的固定資本形成は下方改定となり、こうした結果として、民間企業設備は上方改定となった。

なお、輸出、輸入といった項目は、QEから年次推計にかけて大きな改定は無かったが、この理由は、これらの項目がQE及び年次推計において同じ統計を利用しているなど、利用している基礎統計に基本的に変化がないためである。

⁴ 2018年7-9月期1次QE時点

表 1 平成 29 年度（2017 年度）年次推計における実質 GDP と内訳項目の成長率及び寄与度の QE との比較
(単位：%)

	前年度比		前年度比寄与度	
	QE 推計時点 (2018 年 7-9 月期 1 次 QE)	2017 年度 第一次年次推計	QE 推計時点 (2018 年 7-9 月期 1 次 QE)	2017 年度 第一次年次推計
国内総生産	1.6	1.9	***	***
民間最終消費支出	0.8	1.0	0.5	0.6
民間住宅	▲ 0.3	▲ 0.7	▲ 0.0	▲ 0.0
民間企業設備	3.1	4.6	0.5	0.7
民間在庫品増加	***	***	0.1	0.1
政府最終消費支出	0.7	0.4	0.1	0.1
公的固定資本形成	1.5	0.5	0.1	0.0
公的在庫品増加	***	***	0.0	0.0
純輸出	***	***	0.4	0.4
輸出	6.3	6.4	1.0	1.1
輸入	4.1	4.1	▲ 0.6	▲ 0.6

(2) 平成 29 年度（2017 年度）の実質 GDP の動向

続いて、平成 29 年度（2017 年度）の実質 GDP 成長率の動向について触れてみよう。まず、実質 GDP は前年度比 1.9% と前年度からプラス成長となった。一方、名目 GDP 成長率は前年比 2.0% と前年度比プラスとなっており、名目 GDP / 実質 GDP で求められる GDP デフレーターは、前年比 0.1% と前年比で若干のプラスとなっている。

実質 GDP の内訳である需要項目別にみると、民間最終消費支出が前年度比 1.0%（寄与度 0.6%）、民間企業

設備が前年度比 4.6%（寄与度 0.7%）となるなど、民需項目が前年度比 1.8%（寄与度 1.3%）と全体の成長率を押し上げている要因であると考えられる。

GDP デフレーターについても需要項目別の寄与度⁵をみると、国内需要デフレーターの寄与度がプラス 0.6%、輸出デフレーターの寄与度がプラス 0.7% と押し上げに寄与する一方で、原油価格高騰の影響により輸入デフレーターが前年度より大きく上昇し、寄与度が▲ 1.2% と大きく GDP デフレーターの押下げに寄与した。

表 2 平成 29 年度（2017 年度）年次推計における実質 GDP と名目 GDP の内訳項目の成長率及び寄与度
(単位：%)

	実質 GDP		名目 GDP	
	前年度比	前年度比寄与度	前年度比	前年度比寄与度
国内総生産	1.9	***	2.0	***
民間最終消費支出	1.0	0.6	1.4	0.8
民間住宅	▲ 0.7	▲ 0.0	1.1	0.0
民間企業設備	4.6	0.7	5.4	0.8
民間在庫品増加	***	0.1	***	0.1
政府最終消費支出	0.4	0.1	1.1	0.2
公的固定資本形成	0.5	0.0	2.3	0.1
公的在庫品増加	***	0.0	***	0.0
純輸出	***	0.4	***	▲ 0.1
輸出	6.4	1.1	10.5	1.7
輸入	4.1	▲ 0.6	11.7	▲ 1.8

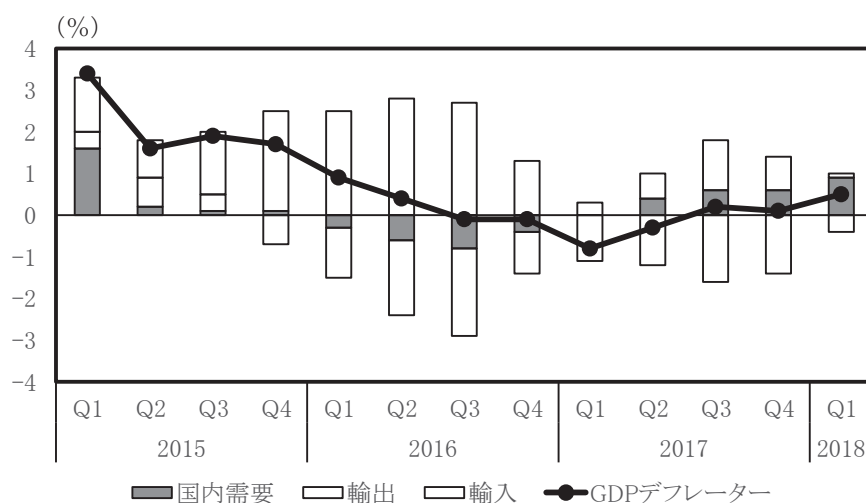
⁵ デフレーターの寄与度は、名目 GDP 成長率への寄与度－実質 GDP 成長率への寄与度により算出。

表 3 平成 29 年度（2017 年度）年次推計における GDP デフレーター及び各デフレーターの前年度比及び寄与度

（単位：％）

	前年度比	寄与度
GDP デフレーター	0.1	***
国内需要デフレーター	0.6	0.6
民間最終消費支出デフレーター	0.3	0.2
民間住宅デフレーター	1.8	0.1
民間企業設備デフレーター	0.8	0.1
民間在庫品変動デフレーター	***	0.0
政府最終消費支出デフレーター	0.6	0.1
公的固定資本形成デフレーター	1.8	0.1
公的在庫品変動デフレーター	***	0.0
輸出デフレーター	3.8	0.7
輸入デフレーター	7.3	▲ 1.2

図 1 四半期別 GDP デフレーターの前年同期比の寄与度分解（前年同期比：％）



民間最終消費支出の動きを詳細に見るため、その大半を占める国内家計最終消費支出の 4 形態別（耐久財、半耐久財、非耐久財、サービス）の動きを見ると、平成 29 年度（2017 年度）については、耐久財、半耐久財及びサービスが前年比プラス、非耐久財が僅かに前年比マ

イナスとなっている。また、目的別分類を見ると、「住居・電気・ガス・水道」「家具・家庭用機器・家事サービス」「通信」「娯楽・レジャー・文化」等が国内家計最終消費支出の押し上げに寄与していることが分かる。

図 2 形態別国内家計最終消費支出の動向（平成 23 年暦年連鎖価格）（前年度比寄与度：％）

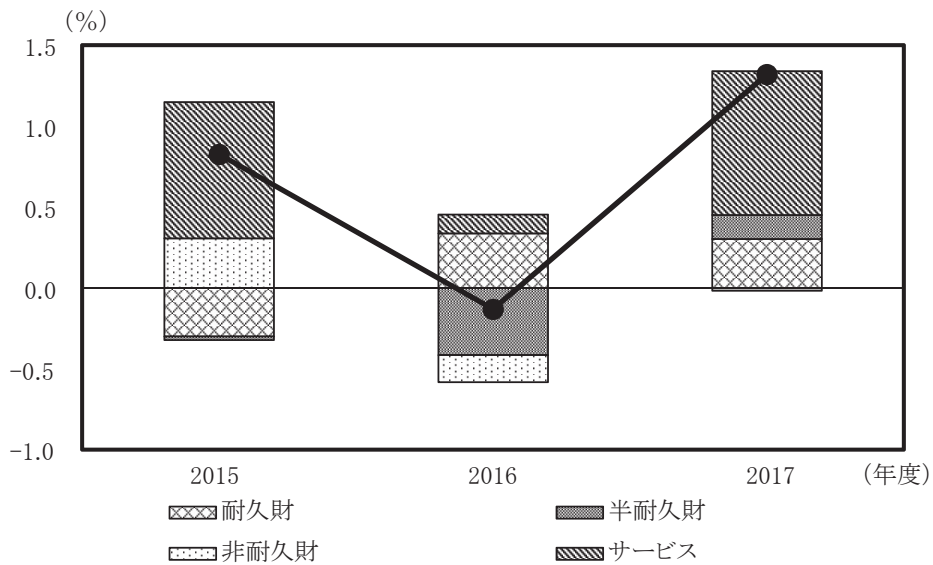
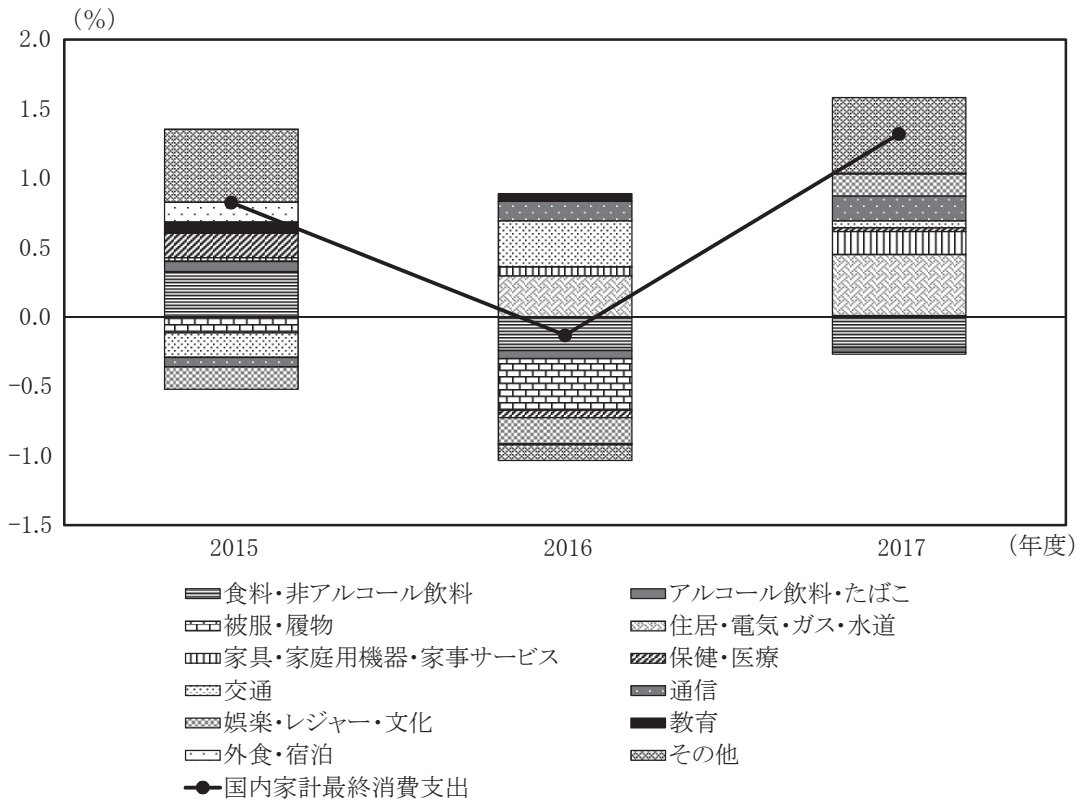


図 3 目的別国内家計最終消費支出の動向（平成 23 年暦年連鎖価格）（前年度比寄与度：％）



（3）平成 29 年度（2017 年度）の GNI の動向

最後に、GDP に海外からの所得の純受取を加えた概念、換言するに、居住者が受け取る第 1 次所得の総額である GNI（国民総所得）についてみてみよう。平成 29 年度（2017 年度）の名目 GNI は前年度比 2.2% となった。その内訳をみると、GDP は前年度比 2.0%（GNI に対する寄与度 1.9%、以下同じ。）、海外からの雇用者報酬や利子・配当などの受取りを示す「海外からの所得の受取」

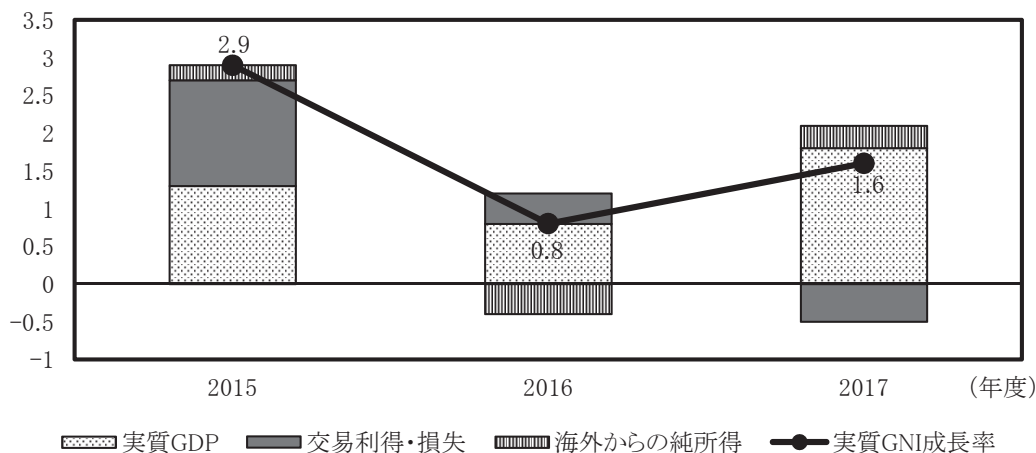
は前年度比 8.5%（寄与度 0.5%）、逆に海外に対する雇用者報酬や利子・配当などの支払いを示す「海外に対する所得の支払」は前年度比 7.5%（寄与度▲0.2%）であり、「海外からの所得の受取」の増加幅が大きかったことにより、GNI の伸び率は GDP の伸び率よりも高くなったことが分かる。

続いて、実質 GNI については、実質 GDP に交易利得（海外との貿易に係る交易条件の変化に伴う実質所得（購

買力) の変化分) を加えた実質 GDI に、海外からの所得の純受取を加えたものであるが、平成 29 年度 (2017 年度) は前年度比 1.6% となった。その内訳を見てみると、「海外からの所得の受取」は前年度比 5.3% (寄与度 0.4%)、「海外に対する所得の支払」は前年度比 2.0% (寄

与度▲0.1%)、交易利得は寄与度▲0.5%であり、実質においては、原油価格の上昇に伴う交易条件の悪化により、GNI の伸び率は GDP の伸び率よりも低くなったことが分かる。

図4 実質 GNI 成長率の寄与度分解 (前年度比 : %)



3. 分配所得面、資本勘定の動向

(1) 目的

これまで述べてきた支出側需要項目からみた GDP の動向等は、注目度の高い QE でも公表されており、多くの統計利用者にもその動向は知られている。一方で、年次推計では、支出側だけでなく、一国全体及び各部門 (家計部門、政府部門、企業部門等) の可処分所得、貯蓄といった分配所得面の計数、また、純貸出/純借入という一国全体及び各部門が当該年において貯蓄超過であったか否かが分かる項目が公表されている。こうした計数から我が国経済の長期的な構造の変化を把握することが可能である。

さらに、ストック編として、一国全体及び部門別の貸借対照表などの資本蓄積に関する項目も公表されている。しかし、こういった項目は残念ながら、報道等で取り上げられる機会も少なく、本稿はこういった項目を紹介することを主目的としている。

したがって、以下では、本稿の主目的である、年次推計のみで推計されている項目のうち、よく取り上げられるものについてピックアップして紹介していきたい。

(2) 所得支出勘定の動向

国民経済計算体系において、分配、所得面の流れを記録する勘定として、所得支出勘定がある。所得支出勘定の記録の流れを見る前に、注意しなければならないのは、GDP など生産面の概念は国内ベースである一方で、所得支出勘定は国民ベースで記録されていることである。したがって、所得支出勘定における記録の出発地点は、国民総所得 (GNI) となる。

所得支出勘定は、制度部門別に勘定が作られるが、各制度部門における GNI に相当するものは「第 1 次所得バランス (総)」と呼ばれる。したがって、一国全体の「第 1 次所得バランス (総)」と GNI は概念上等しくなる⁶。そして、当該「第 1 次所得バランス (総)」は各部門が生産過程へ参加した結果発生する所得である、営業余剰・混合所得、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税 ((控除) 補助金)、財産所得の純受取、固定資本減耗に分けられる。

それでは、まず、平成 29 年度 (2017 年度) の一国経済の第一次所得の配分について確認してみる。

⁶ 分配面の計数は、GDP (生産側) を元にして計算しているため、GDP (支出側) に海外からの所得の純受取を加えた概念である GNI から、統計上の不突合を控除する必要がある。以下では、当該概念を「第 1 次所得バランス」とする。すなわち、「第 1 次所得バランス」= 「GNI」- 「統計上の不突合」となる。

表 4 平成 29 年度（2017 年度）の所得支出勘定—第 1 次所得の配分勘定—

(単位：兆円)

支払		受取	
財産所得（支払）	88.4	営業余剰・混合所得	108.2
		雇用者報酬	276.3
		生産・輸入品に課される税	45.5
		(控除) 補助金	3.0
		財産所得（受取）	108.1
第 1 次所得バランス（純）	446.8		
第 1 次所得バランス（総）	568.1		
(控除) 固定資本減耗	121.3		
合計	535.1	合計	535.1

所得支出勘定では、一国経済のみならず、取引の主体を制度部門（非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利法人）として設定し、部門別に活動を記録している。こうした各制度部門の所得支出勘定を組替表示して、雇用者報酬（家計部門の受取）、財産所得（一般政府部門、家計部門、対家計民間非営利団体部門）、企業所得（企業部門の受取）

というように当該年度の所得の分配状況を容易に見ることができるようになっているのが、我が国の年次推計で公表している「主要系列 2 国民所得・国民可処分所得の分配」である。この表では、国民所得（要素費用表示）に占める雇用者報酬の構成比（労働分配率）などの動向を確認することができる。

表 5 平成 29 年度（2017 年度）の国民所得・国民可処分所得の配分

(単位：兆円)

支払		受取	
GNI	567.3	雇用者報酬	276.3
(控除) 統計上の不突合	-0.8	財産所得の純受取（非企業）	25.8
第 1 次所得バランス（総）	568.1	(1) 一般政府	-0.7
(控除) 固定資本減耗	121.3	(2) 家計	26.2
		(3) 対家計民間非営利団体	0.3
		企業所得	102.1
		(1) 民間法人企業	63.1
		(2) 公的企業	2.7
		(3) 個人企業	36.4
		国民所得（要素価格表示）	404.2
		生産・輸入品に課される税－補助金	42.6
第 1 次所得バランス（純）	446.8	国民所得（市場価格表示）	446.7

以下、同表の主要系列について時系列の動きを見てみると（図 5）、平成 29 年度（2017 年度）の国民所得（要素費用表示）は、前年度比 3.3%と平成 28 年度（2016 年度）の同 0.3%より大きく伸び率を拡大させている。この内訳について確認すると、雇用者報酬が前年度比 1.9%（国民所得（要素費用表示）に対する寄与度 1.3%）、財産所得が前年度比 8.9%（同 0.5%）、企業所得が前年

度比 6.1%（同 1.5%）と、いずれも前年度比プラスとなっている。

国民所得（要素費用表示）に占める雇用者報酬の構成比（労働分配率）については、企業所得が大きく伸びたことから、68.4%となり、平成 28 年度（2016 年度）の 69.3%から低下した。

図5 国民所得（要素価格表示）伸び率に対する各要素所得の寄与度の推移

(前年度比、%)

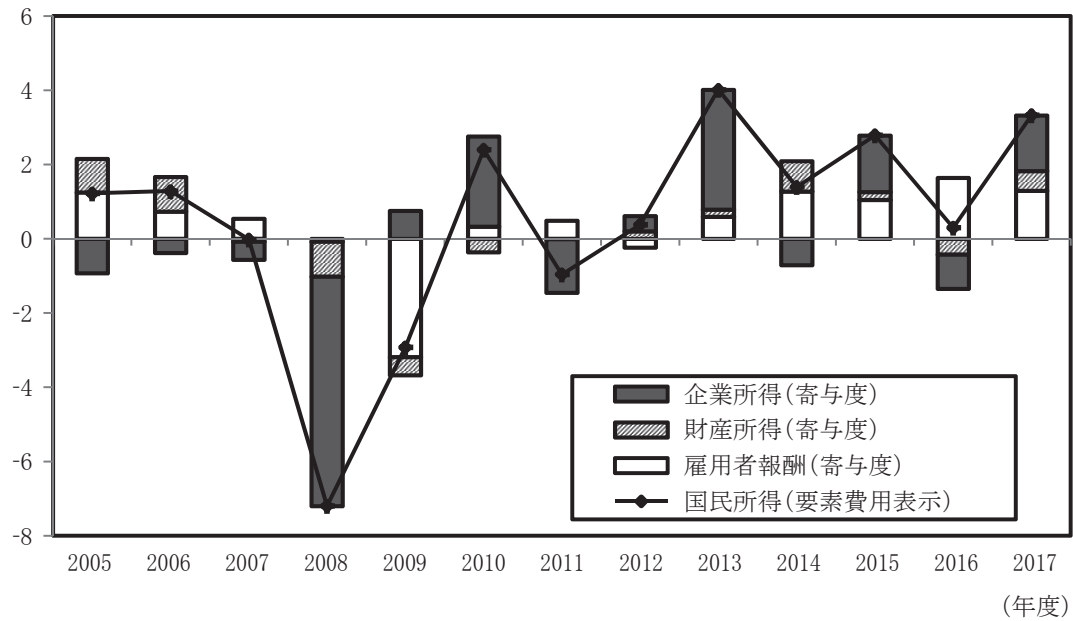
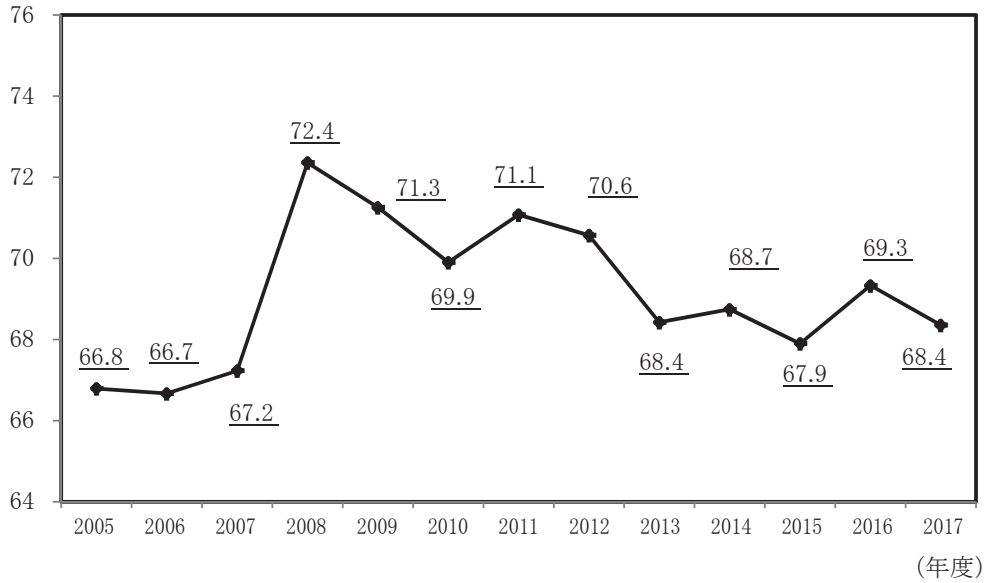


図6 労働分配率の推移

(%)



次に、家計部門の所得と支出のバランスについて確認してみよう。平成 29 年度（2017 年度）の家計部門は、雇業者報酬の増加等により、家計可処分所得が前年度比

1.1%増加したものの、家計最終消費支出が前年度比 1.4%増加したことにより、家計貯蓄率は 2.5%と、平成 28 年度（2016 年度）より 0.2%ポイント低下した。

図 7-1 家計貯蓄率の推移

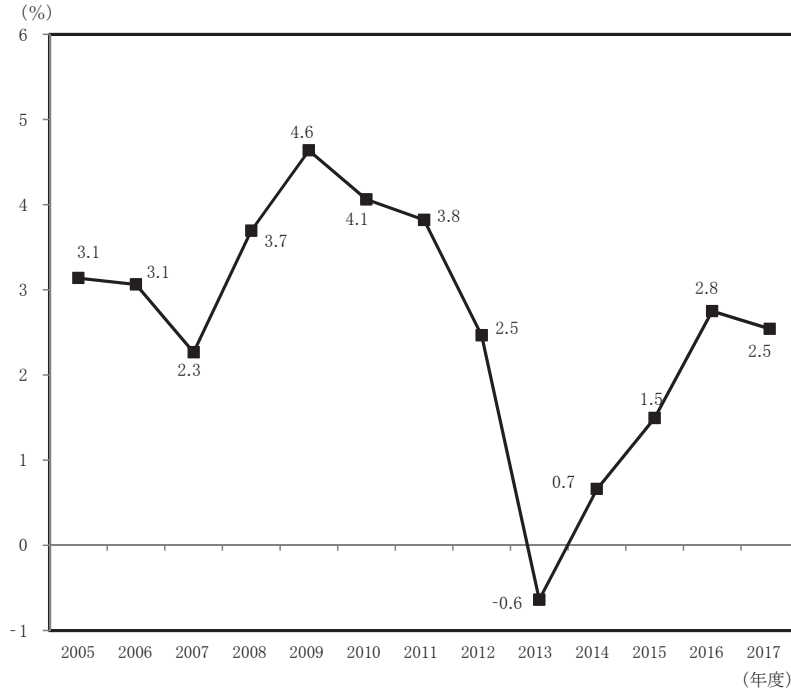
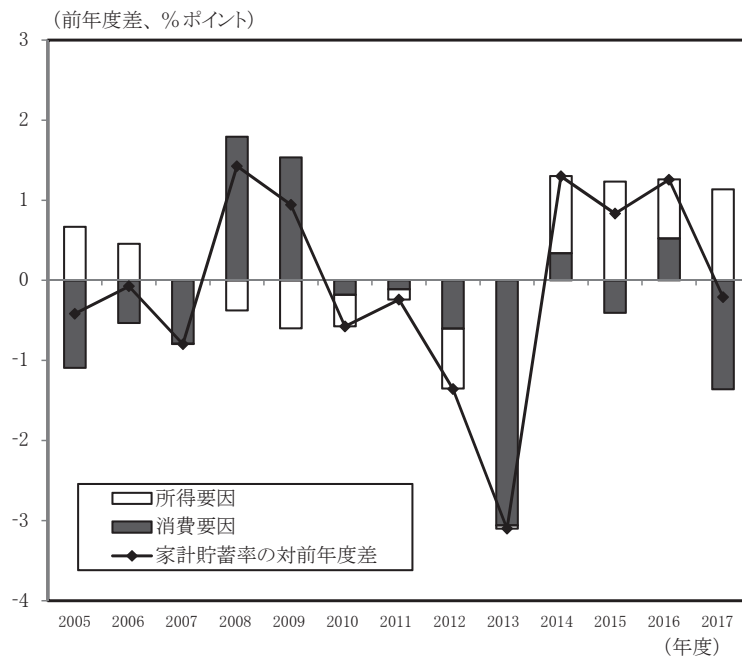


図 7-2 家計貯蓄率前年度差に対する所得・消費要因別寄与度

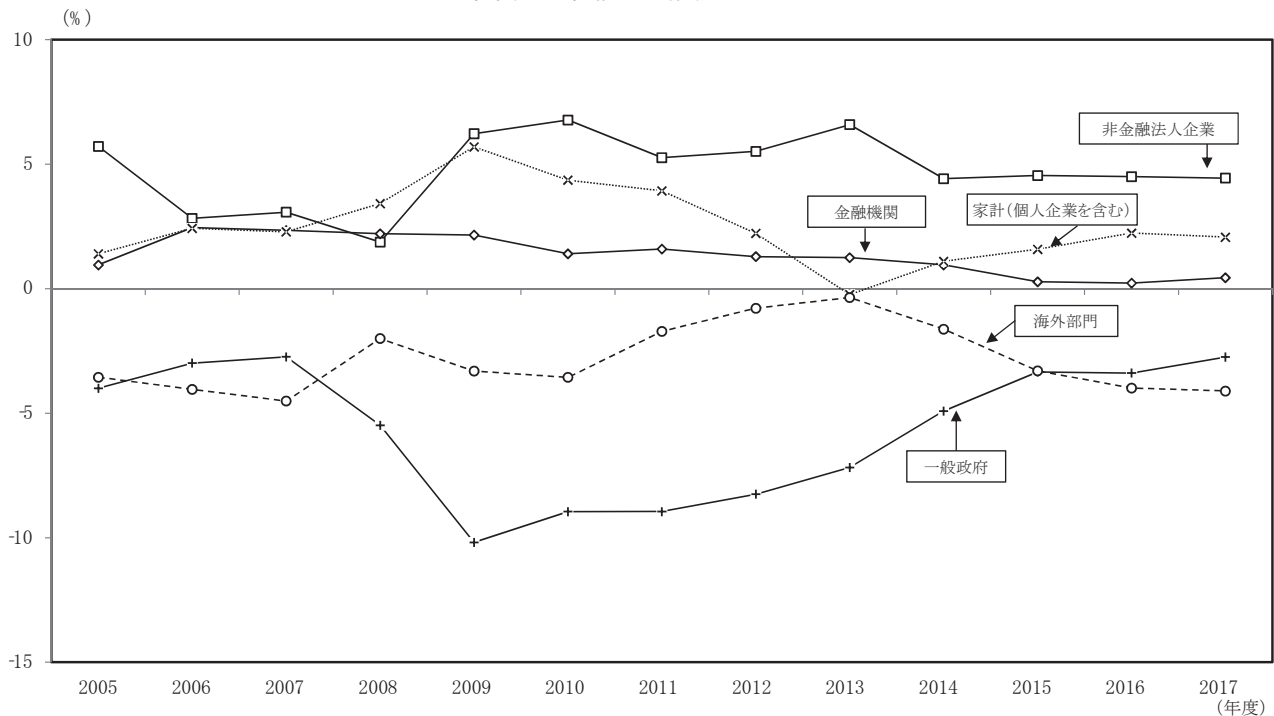


(2) 純貸出 / 純借入の動向

続いて、各制度部門について、収入と支出の差額を示す概念である「純貸出 / 純借入」の制度部門別の動きをみてみよう。図 8 は各制度部門及び一国全体の純貸出 / 純借入を名目 GDP 比で見たものの動向である。まず、一国全体の収支は、平成 28 年度 (2016 年度) の 4.0 % (21.4 兆円) から平成 29 年度 (2017 年度) は 4.1 % (22.5 兆円) へと黒字幅が拡大したことが分かる。その内訳をみると、金融機関が平成 28 年度 (2016 年度) 0.2 % から平成 29 年度 (2017 年度) 0.4 % とプラス幅が拡大、一般政府が平成 28 年度 (2016 年度) ▲ 3.4 % から平成 29 年度 (2017 年度) ▲ 2.7 % とマイナス幅が縮小した一方、非金融法人機関が平成 28 年度 (2016 年度) 4.5 % から平成 29 年度 (2017 年度) 4.4 %、家計が平成 28 年度 (2016

年度) 2.2 % から平成 29 年度 (2017 年度) 2.1 % とプラス幅が縮小した。個別に増減の背景にみていくと、金融機関は、代行返上の縮小に伴い、資本移転 (支払) が平成 28 年度から平成 29 年度にかけて減少したこと等により、黒字幅が拡大した。一般政府については、所得・富等に課される経常税等の増加により赤字幅が縮小した。非金融法人企業については、貯蓄 (純) が増加した一方で、総固定資本形成の増加、在庫変動の積み増しの増加、資本移転 (受取) がマイナスに転じたこと等が影響して、若干の黒字幅の増加となった。家計は、雇用者報酬が増加した一方で、最終消費支出や純社会負担等が増加し、貯蓄が減少したこと等が影響し、プラス幅が若干縮小する結果となった。

図 8 純貸出 / 純借入の推移 (GDP 比 : %)



4. ストック編の動向

(1) ストック編の構造

以下では、国民経済計算年次推計のストック編で公表された主な計数について紹介したい。計数に触れる前に、まず、ストック編の主な構造について紹介したい。ストック編は、前述のとおり、取引等の結果を受けた資本蓄積の動きを暦年末時点で記録するものであり、ストック

編において基本となる勘定は、貸借対照表勘定である。貸借対照表は、企業の財務諸表等で作成される貸借対照表と基本的な構造は同じで、左側に資産、右側に負債・正味資産が掲載され、資産は金融資産、非金融資産に分割される。そして、資産から負債を控除したものが正味資産となり、一国全体では国富とも呼ばれる。また、金融資産と負債の差額分について、一国全体では「対外純資産」を示すことになる。

図 9 国民経済計算における資産、負債、正味資産の関係

非金融資産			
生産資産			
在庫			正味資産（一国全体では国富）
固定資産			
非生産資産			
土地等			
金融資産			金融資産・負債差額 I（一国全体では対外純資産）
貨幣用金・SDR			負債
現金・預金			現金・預金
貸出			借入
株式以外の証券			株式以外の証券
株式・出資金			株式・出資金
金融派生商品			金融派生商品
保険・年金準備金			保険・年金準備金
その他の金融資産等			その他の負債等

また、前年末と当年末の資産・負債の残高差は、取引による変動と調整額による変動の2つに分けられる。取引による変動は、一般に設備投資などで資産を取得した場合などが含まれ、調整額による変動は、大規模災害等による資産の毀損などが含まれるその他の資産量変動勘定と、キャピタルゲイン・ロスなどが含まれる再評価勘定に分けられる。

（2）正味資産の動向

続いて、一国経済の貸借対照表の動向を見てみよう。まず、一国全体の貸借対照表について、平成 28 年（2016 年）末から平成 29 年（2017 年）末にかけての動きを見てみる。

平成 29（2017 年）末の金融資産は 7837.7 兆円（前年末差 +400.3 兆円）、負債は 7509.2 兆円（前年末差 +408.2 兆円）となり、金融資産・負債差額は 7.9 兆円減

少し、328.4 兆円となった。前述の通り、一国全体では、金融資産・負債差額は、対外純資産の増分であるから、1 年間で我が国が海外に対して保有している資産が 7.9 兆円減少したことになる。

対外資産・負債の動きについて補足すると、対外資産残高は直接投資や証券投資が増加したこと等の影響により平成 29（2017 年）末で 1063.0 兆円（前年末差 +56.5 兆円）、対外負債残高は我が国の株式価格の上昇によって評価額が大幅に上昇したことを主因に 734.6 兆円（前年末差 +64.4 兆円）となった。

一方、非金融資産は、主に固定資産の増加により、平成 29（2017 年）末で 3055.3 兆円（前年末差 +59.4 兆円）となった。

これらの結果として、金融資産・負債差額の増分と、非金融資産の増分を合計した 51.5 兆円だけ正味資産が増加し、平成 29（2017 年）末で 3383.7 兆円となっている。

表 6 一国経済の期末貸借対照表（単位：兆円）

	平成28年末	平成29年末	差		平成28年末	平成29年末	差
	2016	2017			2016	2017	
非金融資産	2,995.9	3,055.3	+59.4	正味資産(国富)	3,332.2	3,383.7	+51.5
(1)生産資産	1,810.1	1,849.7	+39.6				
a. 固定資産	1,744.3	1,779.3	+35.0				
b. 在庫	65.9	70.5	+4.6				
(2)非生産資産	1,185.8	1,205.6	+19.8				
a. 土地	1,179.4	1,199.1	+19.7				
b. 鉱物・エネルギー資源	1.4	1.4	▲0.0				
c. 非育成生物資源	5.0	5.1	+0.1				
金融資産	7,437.4	7,837.7	+400.3				
(1)貨幣用金・SDR等	6.9	6.9	+0.1	負債			
(2)現金・預金	1,886.7	1,970.5	+83.8	(1)貨幣用金・SDR等	1.9	2.0	+0.0
(3)貸出	1,388.7	1,422.8	+34.1	(2)現金・預金	1,874.8	1,958.7	+83.8
(4)債務証券	1,266.5	1,276.6	+10.1	(3)借入	1,431.1	1,453.4	+22.3
(5)持分・投資信託受益証券	1,024.0	1,234.0	+209.9	(4)債務証券	1,410.2	1,434.5	+24.2
うち株式	709.0	891.0	+182.0	(5)持分・投資信託受益証券	1,255.7	1,529.9	+274.2
(6)保険・年金・定型保証	551.4	549.6	▲1.8	うち株式	935.9	1,182.2	+246.3
(7)金融派生商品・	82.7	58.0	▲24.7	(6)保険・年金・定型保証	551.4	549.6	▲1.8
雇用者ストックオプション				(7)金融派生商品・	87.1	63.8	▲23.3
(8)その他の金融資産	1,230.4	1,319.2	+88.8	雇用者ストックオプション			
				(8)その他の負債	488.7	517.4	+28.7
総資産	10,433.3	10,893.0	+459.7	負債・正味資産	10,433.3	10,893.0	+459.7

次に、正味資産の動向について、制度部門別にその動向を確認すると、家計は2662.5兆円（前年末比+4.0%、同差101.5兆円増）と6年連続増加して過去最高、金融機関は160.7兆円（前年末比+9.6%、同差14.1兆円増）と9年連続増加して過去最高、一般政府は39.3兆円（前

年末比+78.2%、同差17.2兆円）と4年ぶりの増加となった。一方、非金融法人企業は負債として計上される株式の増加等により、418.3兆円（前年末比▲17.3%、同差▲87.7兆円）と2年連続の減少となった。

図10-1 一国全体の正味資産の推移（単位：兆円）

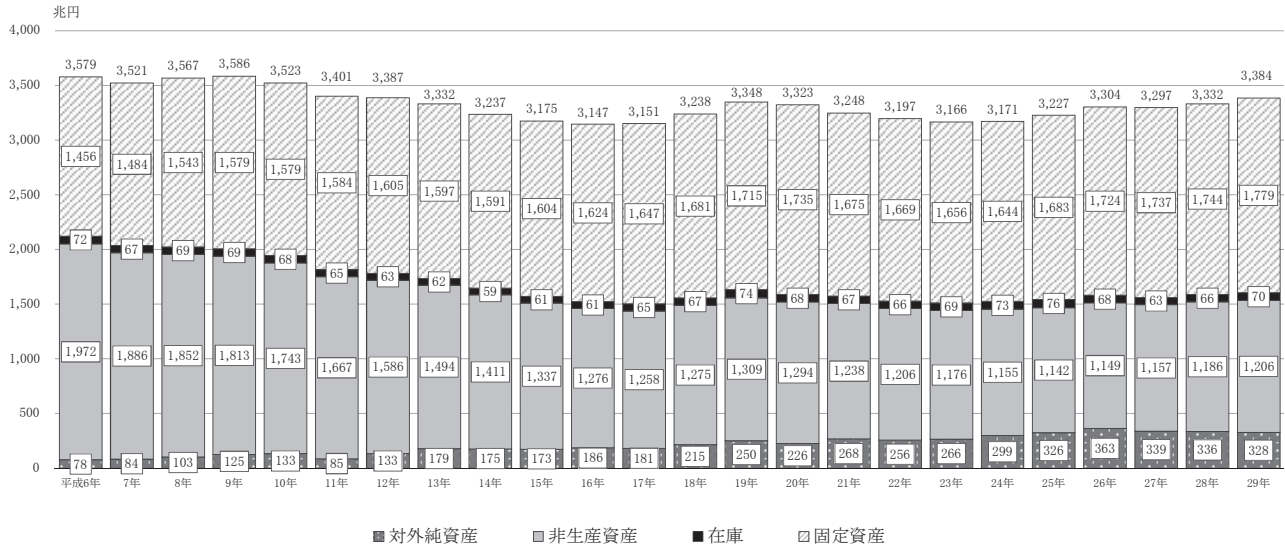
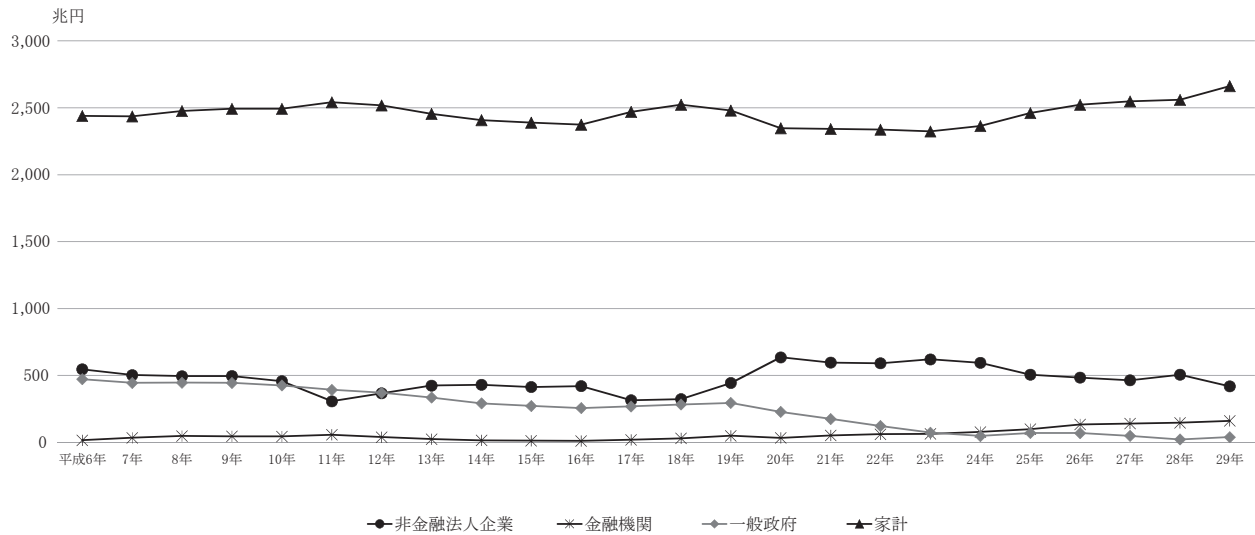


図10-2 制度部門別の正味資産の推移（単位：兆円）



最後に、一国の正味資産の大半を所有する家計部門の資産・負債残高の推移を確認する。平成29年（2017年）末の家計（個人企業を含む）の資産残高は、2976.6兆円（前年末比+3.7%、同差+107.3兆円）と6年連続で増加し過去最高となった。このうち、非金融資産は1075.1兆円（前年末比+1.5%、同差+15.4兆円）と2年連続

の増加、金融資産は1901.5兆円（前年末比+5.1%、同差+91.9兆円）と6年連続で増加し過去最高となった。

一方、平成29年（2017年）末の家計の負債残高は、314.1兆円（前年末比+1.9%、同差+5.8兆円）と5年連続で増加、この結果、正味資産は2662.5兆円となっている。

図 11 家計（個人企業を含む）の資産残高の推移（単位：兆円）

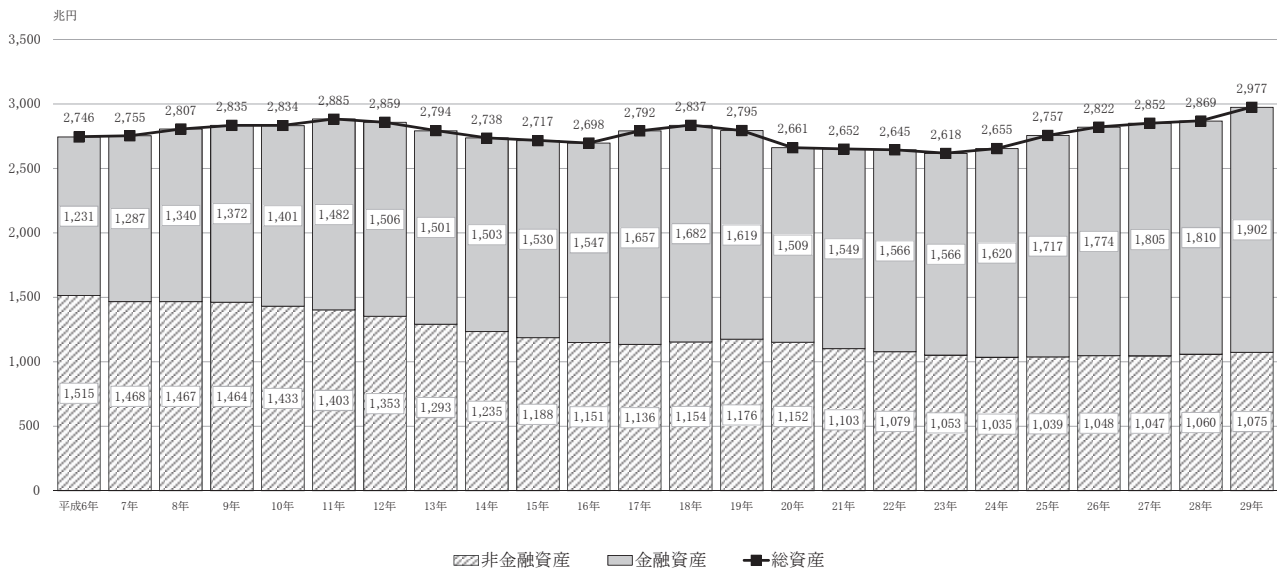


表 7 家計（個人企業を含む）の資産・負債残高の推移（単位：兆円）

平成	6年末	7年末	8年末	9年末	10年末	11年末	12年末	13年末	14年末	15年末	16年末	17年末	18年末
1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
資産	2,745.9	2,755.3	2,807.1	2,835.5	2,834.1	2,884.6	2,859.1	2,794.0	2,737.6	2,717.5	2,697.7	2,792.5	2,836.6
非金融資産	1,514.9	1,468.5	1,467.3	1,464.0	1,432.9	1,402.8	1,353.2	1,293.2	1,235.0	1,187.6	1,150.6	1,135.8	1,154.4
固定資産・在庫	361.9	365.0	381.5	386.5	382.3	380.1	381.0	376.0	372.4	373.6	375.8	376.4	382.4
土地・溜場	1,153.1	1,103.4	1,085.8	1,077.5	1,050.6	1,022.6	972.2	917.2	862.6	814.0	774.8	759.4	772.0
金融資産	1,231.0	1,286.8	1,339.8	1,371.5	1,401.2	1,481.8	1,505.9	1,500.8	1,502.6	1,529.8	1,547.1	1,656.6	1,682.2
現金・預金	607.0	638.8	668.4	710.8	741.0	764.7	774.5	787.8	795.9	799.8	802.7	798.1	794.4
持分・投資信託受益証券	152.5	154.5	153.6	121.3	113.5	169.7	158.8	132.0	121.2	156.1	182.9	283.8	304.4
保険・年金・定型保証	345.6	374.6	401.1	426.8	444.6	453.1	478.5	494.8	510.1	491.8	483.0	484.0	485.2
その他	125.9	119.0	116.7	112.7	102.0	94.3	94.0	86.1	75.4	82.2	78.6	90.7	98.1
負債	305.8	319.1	331.2	342.6	340.9	342.2	340.6	338.7	329.8	327.5	323.9	321.8	313.6
借入	291.0	303.7	313.4	324.5	324.1	326.1	325.3	324.9	316.8	313.0	309.5	306.6	299.3
その他	14.8	15.4	17.8	18.1	16.8	16.1	15.3	13.8	13.1	14.5	14.5	15.2	14.2
正味資産	2,440.1	2,436.2	2,476.0	2,492.9	2,493.3	2,542.4	2,518.5	2,455.3	2,407.8	2,389.9	2,373.8	2,470.7	2,523.0

平成	19年末	20年末	21年末	22年末	23年末	24年末	25年末	26年末	27年末	28年末	29年末	前年末比	前年末差
2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	(%)	(兆円)	
資産	2,795.1	2,661.5	2,652.0	2,645.4	2,618.4	2,655.3	2,756.8	2,821.9	2,852.4	2,869.3	2,976.6	3.7%	+107.3
非金融資産	1,175.6	1,152.1	1,102.6	1,079.4	1,052.5	1,035.5	1,039.4	1,048.2	1,047.5	1,059.7	1,075.1	1.5%	+15.4
固定資産・在庫	384.7	386.6	368.3	364.1	357.3	351.8	361.3	367.3	363.8	361.0	365.0	1.1%	+3.9
土地・溜場	790.9	765.5	734.4	715.4	695.2	683.7	678.1	680.9	683.7	698.6	710.1	1.6%	+11.4
金融資産	1,619.5	1,509.4	1,549.4	1,566.0	1,565.9	1,619.9	1,717.4	1,773.7	1,804.9	1,809.6	1,901.5	5.1%	+91.9
現金・預金	802.4	810.2	822.8	835.7	854.9	872.8	893.5	910.2	926.5	943.9	968.8	2.6%	+24.8
持分・投資信託受益証券	239.1	145.4	163.2	173.2	155.3	178.1	248.0	268.5	280.2	266.3	330.2	24.0%	+63.9
保険・年金・定型保証	480.0	470.3	470.5	470.2	473.5	487.5	497.6	510.5	516.9	518.4	522.4	0.8%	+4.0
その他	98.0	83.5	92.9	86.9	82.2	81.5	78.3	84.6	81.2	80.9	80.2	-0.9%	▲0.7
負債	314.3	313.8	308.8	307.0	294.1	290.7	294.6	298.6	303.4	308.3	314.1	1.9%	+5.8
借入	301.2	300.5	295.3	294.5	283.1	278.9	282.3	284.6	288.2	292.5	297.7	1.8%	+5.2
その他	13.2	13.3	13.5	12.5	11.0	11.8	12.4	14.0	15.3	15.8	16.4	4.0%	+0.6
正味資産	2,480.7	2,347.6	2,343.3	2,338.4	2,324.3	2,364.6	2,462.2	2,523.3	2,548.9	2,561.0	2,662.5	4.0%	+101.5

5. 結び

本稿では、平成 29 年度国民経済計算年次推計の概要について、GDP の動向とその速報からの改定の状況、所得の分配の状況、資産・負債の状況についてその概要の解説を行った。国民経済計算は、本稿で紹介した内容

の他にも、経済活動別の付加価値やその内訳、政府の財政面の収支の詳細など、非常に多くの情報を提供しており、様々な分析を行うことが可能である。本稿をきっかけに、より多くの方に国民経済計算について関心を持っていただければ幸いである。

コラム 毎月勤労統計の再集計値公表を受けたフロー編の再推計について

年次推計は、通常、年末年始にかけて公表されるため、「平成 29 年度国民経済計算年次推計（フロー編）」についても、平成 30 年 12 月 25 日に公表が行われた。

しかしながら、その後、雇用者報酬推計の基礎統計の一つである毎月勤労統計の再集計値が公表されたことを受けて、雇用者報酬を再推計するとともに、それに伴い再計算が必要となる家計可処分所得や家計貯蓄率等の計数の改定を行った（最終的には、平成 31 年 4 月に、平成 6 年まで遡及計算を行った結果を公表している）。

再推計による主な計数の改定は以下のとおりである。

(1) 雇用者報酬

	①再推計後		②再推計前		改定差 (①－②)	
	実数 (兆円)	前年度比 (%)	実数 (兆円)	前年度比 (%)	実数 (兆円)	前年度比 (% pt)
平成 28 年度	271.2	2.4	270.5	2.4	0.7	0.0
平成 29 年度	276.3	1.9	275.6	1.9	0.7	0.0

(2) 家計貯蓄率

	①再推計後	②再推計前	改定差 (①－②)
	(%)	(%)	(% pt)
平成 28 年度	2.8	2.5	0.2
平成 29 年度	2.5	2.3	0.2

なお、我が国の GDP 推計は支出側アプローチを採用している。具体的には、財やサービスごとに、産出額を推計して国内総供給額を求め、ここから家計最終消費支出や、総固定資本形成など需要項目への配分額を推計することで GDP を算出している。GDP と雇用者報酬の推計は独立しており、この雇用者報酬の再推計等は GDP の推計結果に影響は与えていない。

(参考文献)

中村洋一 「GDP 統計を知る」

四半期別一般政府収支の推計手法の開発 —IMF「SDDS プラス」への対応に向けて—¹

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課研究専門職
米田 泰隆

1 はじめに

現在、日本の国民経済計算（以下、JSNA）においては、支出側から推計した四半期別 GDP 速報（以下、QE: Quarterly Estimates of GDP）は公表されているものの、四半期別一般政府収支については公表されていない²。一方、2012年2月のIMF理事会で採択された「SDDS プラス³」においては、一般政府収支について、四半期ごとの計数を当該四半期終了後12か月以内に公表することが要請されている。我が国は、この「SDDS プラス」に2016年4月のIMF・世界銀行会合において参加（adherence）を表明し、2016年4月18日をもって加入している。

「SDDS プラス」では、公表すべきデータとして、下位基準である「SDDS」で定められたカテゴリに加え、更に9カテゴリ⁴の公表が求められている。「SDDS プラス」に参加するためには、参加する時点で「SDDS プラス」が新たに要請する9カテゴリのうち少なくとも5カテゴリのデータを整備していること及び残りのカ

テゴリについて加入後5年以内に全て公表を開始することが要件となっている。すなわち、一般政府収支については、2021年4月17日までにデータ整備及び公表を行う必要がある。

本稿は、「SDDS プラス」の要請に応え得る四半期別一般政府収支のうち正味資産に影響を与える取引、非金融資産に係る取引を経て財政収支に相当する純貸出／純借入に至る勘定の推計手法を開発し、実際に試算を行うこと通じて推計手法の妥当性を検証することを目的としている。試算は、2015年度第一次年次推計を元に、四半期ベースで2016年度の一般政府収支の試算を行い、実際の2016年度第一次年次推計における収支の計数と比較を行う⁵。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第2節でJSNAの年次推計で公表されている一般政府収支について確認する。続く第3節では、諸外国における四半期別一般政府収支の公表状況について概観する。第4節は、四半期別一般政府収支の推計手法を検討し、試算を通じ

¹ 本稿は、筆者が財政班長の立場として執筆したものである。本稿の内容は全て筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織の公式見解を示すものではない。なお、本稿の作成にあたっては、内閣府経済社会総合研究所の二村秀彦国民経済計算部長をはじめとする国民経済計算部の職員の方々より非常に有益なご助言を頂いた。また、推計作業において内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課財政班の馬橋碧氏及び岩下隆成氏には非常に重要な示唆に富むご指摘等の多大なるご貢献を頂いたこと、同茂木菊男氏及び倉永知幸氏にはデータ整理につきご協力があつたことをここに記し、心より感謝申し上げる（所属は一部当時）。ただし、残る誤りはすべて筆者の責任に帰される。

² 分配側から推計された四半期別 GDP については高田他（2014）及び鈴木（2018）、生産側から推計された四半期別 GDP については吉沢他（2014）において詳細な検討が行われている。また、四半期別財政統計については、上野・三谷（2013）において、米国・カナダの事例を紹介したうえで、日本における四半期別財政統計を推計する場合の課題について言及されている。

³ 「SDDS プラス」（Special Data Dissemination Standard Plus）とは、2007年に発生した世界金融危機の経験を踏まえ、IMF（国際通貨基金）が世界的な金融危機を未然に防ぐための取組の一つとして設定した、経済・金融データを適時的に公表するための基準である。従前のデータ公表基準である「SDDS」を発展させ、より広範囲なデータを公表することを義務付けた厳格な基準となっている。詳細については、IMF（2015）参照。

⁴ 金融健全性指標（FSI: Financial Soundness Indicators）、債務証券（Debt Securities）、証券投資残高共同調査（CPIS: Coordinated Portfolio Investment Survey）、直接投資残高共同調査（CDIS: Coordinated Direct Investment Survey）、外貨準備高の通貨構成（COFER: Currency composition of Official Foreign Exchange Reserves）、部門別バランスシート（Sectoral Balance sheets）、一般政府収支（GGO: General Government Operations）、一般政府債務（GGD: General Government total gross Debt）及びその他の金融法人調査（OFCS: Other Financial Corporations Survey）の9カテゴリ。なお、我が国は2018年11月末現在において、一般政府収支を除く8カテゴリについて既にデータを整備し、公表を開始している。

⁵ 平成23年基準（2008SNA）に対応した第一次年次推計は2015年度第一次年次推計からであること及び本稿を執筆した2018年11月末現在で公表されている最新の財政収支が2016年度第一次年次推計であることから、この年分のデータを用いて試算及び検証を行う。なお、「SDDS プラス」は四半期ごとの計数を当該四半期終了後12か月以内に公表することを要請しているため、2016年4-6月期は2017年5月末時点で利用可能なデータを用いて推計し同6月末に公表、2016年7-9月期は2017年8月末時点で利用可能なデータを用いて推計し同9月末に公表、2016年10-12月期及び2017年1-3月期は、2017年12月公表の2016年度第一次年次推計の値を四半期分割したものであり、四半期別一般政府収支の試算値と2016年度第一次年次推計値の間の改定差は存在しないと仮定して推計を行う。

て推計手法の妥当性を検証する。第5節は、本稿のまとめである。

2 日本の国民経済計算における一般政府収支

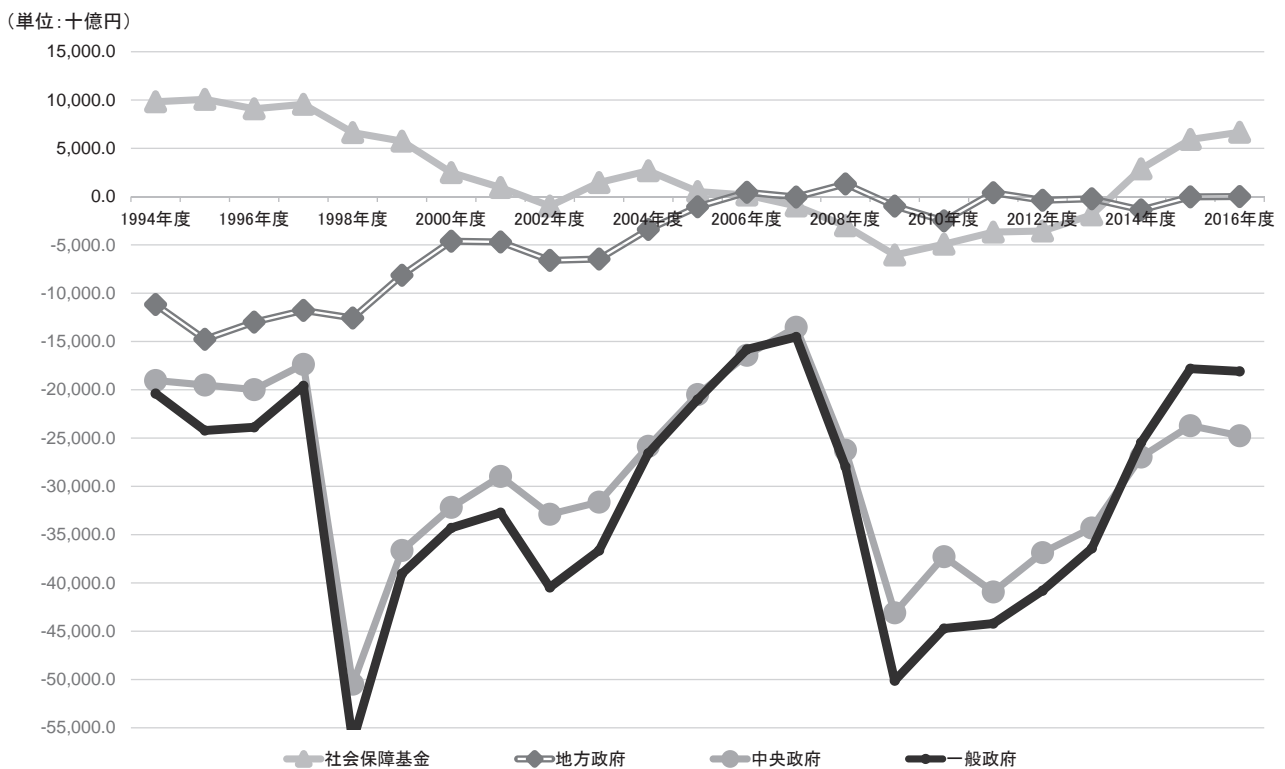
JSNA上、一般政府収支は「制度部門別所得支出勘定」及び「制度部門別資本勘定・金融勘定」において計算される。「制度部門別所得支出勘定」では、税・社会負担・社会保障給付・財産所得・経常移転等から可処分所得を求め、政府最終消費支出を差し引くことで貯蓄（純）を計算している。「制度部門別資本勘定・金融勘定」では、貯蓄（純）に資本移転及び非金融資産の純取得⁶を加除することで「純貸出／純借入」を求めている。この「純貸出／純借入」は、経常的な収支と資本的な収支を合計した収支尻を示すものであり、一般政府の場合、いわゆる「財政収支」と呼ばれることもある。

一般政府の財政収支を中央政府・地方政府及び社会保障基金の3つの制度部門別に区分したものが、フロー編

付表6(1)⁷である。この付表6(1)を、IMFがGFSM⁸に定める表章に組み直したものがフロー編付表6(2)である。付表6(1)と付表6(2)は、「純貸出／純借入」をはじめ、多くの項目が同一計数となっている。しかし、例えば付表6(1)が政府最終消費支出を現物社会移転（個別消費支出）・現実最終消費（集合消費支出）に区分する一方、付表6(2)では政府最終消費支出の構成要素（雇用者報酬、財貨・サービスの販売等）に区分する等の表章項目の差異、また付表6(1)では政府最終消費支出及び財産所得のうち利子にはFISIMを加除する一方、付表6(2)では加除しない等の内容面での相違がある。この付表6(1)ないし付表6(2)の「純貸出／純借入」を時系列で示したものが、図1である。

図1では、近年、一般政府の「純貸出／純借入」の赤字が縮小傾向にあることが確認できるが、これは中央政府の財政収支赤字幅が縮小傾向となる中、地方政府の財政収支が概ね0近傍で推移していることなどが背景にあ

図1 制度部門別「純貸出／純借入」年度実績値（付表6(1)）



(出所)「平成28年度国民経済計算年報」(内閣府) 付表6(1) 一般政府の部門別勘定より作成。なお、付表6(2)も同一計数となる。

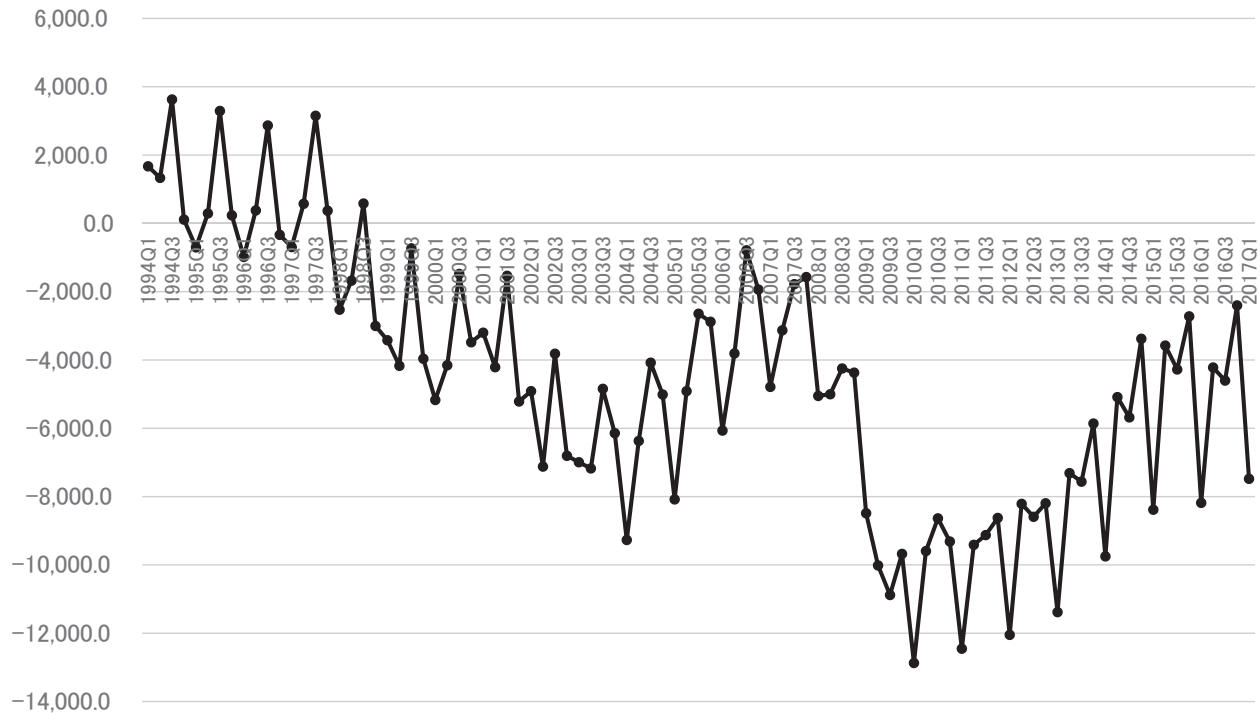
⁶ 非金融資産の純取得とは、公的固定資本形成、在庫変動及び土地の純購入から固定資本減耗を差し引いたもののことである。

⁷ 付表6(1)では、「純貸出／純借入」にFISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured、間接的に計測される金融仲介サービス) 調整前の利子を加除することで「プライマリー・バランス (基礎的財政収支)」も参考値として計算している。

⁸ IMFはGFS (Government Finance Statistics、政府財政統計) に関する基準としてGFSM (GFS Manual) を定めている。GFSMは、SNAの基準と相互参照する等、原則としてSNAと整合的となっている。現在、2008SNAに対応した「GFSM2014」が最新版である。なお、IMF(2015)にあるとおり、「SDDSプラス」の公表基準もGFSMに依っている。

図2 制度部門別所得支出勘定 一般政府 貯蓄（純）

(単位:十億円)



(出所)「平成28年度国民経済計算年報」(内閣府) II. 制度部門別所得支出勘定 4. 一般政府 5.2 貯蓄(純)より作成

る。

現在、「制度部門別所得支出勘定」は四半期値が公表されているものの、「制度部門別資本勘定・金融勘定」の四半期値は公表されていない。よって、年次推計においても、四半期別の一般政府財政収支は公表されていないこととなる。そこで、四半期値が公表されている「制度部門別所得支出勘定」の一般政府「貯蓄(純)」につき、2016年度第一次年次推計における1994年度から2016年度の計数を時系列で示したものが、図2⁹である。

図2の四半期パターンに着目すると、概ね1-3月期が1年のうちで最も財政赤字幅が大きく、4-6月期・7-9月期・10-12月期の中では総じてみると7-9月期の財政赤字幅がやや大きい、という季節性が読み取れる。この理

由として、「所得・富等に課される経常税(受取)」及び「社会負担(受取)」に同様の季節性があり、その影響が大きいことが考えられる。

「所得・富等に課される経常税(受取)」が季節性を有する要因は、吉田・多田(2013)で指摘されているとおり、源泉所得税を発生主義転換した結果、一般的なボーナス支給月が含まれる4-6月期及び10-12月期に税収のピークが表れるためと解される¹⁰。「純社会負担(受取)」についても、雇用者の社会保険料負担額は給与に一定率を乗じて計算するため、やはりボーナス支給月が含まれる4-6月期及び10-12月期にピークが来るものと考えられる。

⁹ 本稿において、Q1は1-3月期、Q2は4-6月期、Q3は7-9月期、Q4は10-12月期を示すものとする。

¹⁰ その他、給与支払人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を半年分まとめて納めることができる「納期の特例制度(納特)」も一因として考えられる。納特を適用した場合、その年の1月から6月までの源泉徴収税額を7月10日までに、7月から12月までの源泉徴収税額を翌1月20日までに納税すれば良いため、結果的に1-3月期及び7-9月期の源泉徴収税額が過少になっていると解される。「民間給与実態統計調査」(国税庁)の長期時系列表2-3事業所規模別給与所得者数・平均給与において、給与所得者全体に占める従業員10人未満の事業所で働く給与所得者の割合を計算すると、平成6年度では20.9%、その後中小法人企業や個人事業者等の小規模事業者の減退が続いた平成29年度においても15.9%となっている。給与所得者の人数にその事業所規模における平均給与を乗じて計算した金額ベースでも、平成6年度では16.9%、平成29年度においても13.5%が従業員10人未満の事業所で働く給与所得者となっており、この層の源泉所得税納付動向により一國全体のマクロの源泉所得税四半期パターンに一定の影響があるものと考えられる。

3 諸外国における四半期別一般政府収支の公表状況¹¹

「SDDS プラス」には、現在、17か国が参加している¹²。以下、公表項目、公表制度部門及び公表時期について、各国の状況を概観する。

(1) 公表項目

IMF (2015) では、「SDDS プラス」の一般政府収支の正味資産に影響を与える取引、非金融資産に係る取引を

経て純貸出／純借入に至る表章項目について表1¹³のとおり定められている。

表1に示されている項目は、GFSMが定める表章カテゴリであり、JSNA上は付表6(2)が同一の表章カテゴリを採用している。付表6(2)では、より詳細な表章カテゴリまで公表されている¹⁴が、「SDDS プラス」については、適時性のある四半期データということを鑑み、最小の要請としては表1の表章カテゴリの公表に留まっている。各国の公表状況を確認すると、カナダについては詳細な表章カテゴリまで公表しており、フラ

表1 「SDDS プラス」で要請される四半期別一般政府収支の表章項目

Transactions affecting net worth		正味資産に影響を与える取引	
Revenue	Taxes	1. 収入	11. 税
	Social contributions		12. 社会負担
Expenses	Grants	2. 支出	13. 交付金
	Other revenue		14. その他の収入
	Compensation of employees		21. 雇用者報酬
	Use of goods and services		22. 財・サービスの使用
	Consumption of fixed capital		23. 固定資本減耗
	Interest		24. 利子
	Subsidies		25. 補助金
	Grants		26. 交付金
	Social benefits		27. 社会給付
	Other expenses		28. その他の支出
Transactions in nonfinancial assets		非金融資産の取引	
Net acquisition of nonfinancial assets	Fixed assets	31. 非金融資産の純所得	311. 固定資産
	Change in inventories		312. 在庫
	Valuables		313. 貴重品
	Nonproduced assets		314. 非生産資産
Net lending/borrowing		純貸出 / 純借入	

(出所) 英語部分は IMF (2015) Table3.1、日本語対訳は付表6(2)の対応する項目より

¹¹ 各国統計局の WEB サイトにおいて、IMF が定めるデータ公表方法に則って「SDDS プラス」として公表されているデータを元に整理したものである。

¹² 英語表記のアルファベット順に Austria (オーストリア), Bulgaria (ブルガリア), Canada (カナダ), Czech Republic (チェコ), Denmark (デンマーク), Finland (フィンランド), France (フランス), Germany (ドイツ), Italy (イタリア), Japan (日本), Latvia (ラトヴィア), Lithuania (リトアニア), Netherlands (オランダ), Portugal (ポルトガル), Spain (スペイン), Sweden (スウェーデン), United States (米国) の17か国。

¹³ IMF (2015) には、以下の記述がなされている。“3.4 Data with less detail than the minimum requirement will not meet the SDDS Plus requirements. In other words, quarterly data should be compiled and disseminated for at least the categories shown in Table 3.1.” よって、少なくとも表1に掲げる項目については推計データを公表する必要があると解される。

¹⁴ 例えば「11. 税 (Taxes)」の内訳項目として「111. 所得・利益・資本利得に課される税 (Taxes on income, profits, and capital gains)」、更にその内訳項目として「1111. 個人からのもの (Payable by individuals)」等も、JSNA 上の付表6(2)において公表されている。

ンス、フィンランド、ブルガリア等も部分的に細かなカテゴリーまで公表¹⁵している一方、米国、ドイツ、オーストリア等の多くの国が表1の表章カテゴリーに基づいて公表している。また、米国・フランスが名目季節調整系列のみ、カナダが名目原系列・季節調整系列の両方を公表している一方、ドイツ、チェコ、オーストリア等の多くの国が名目原系列のみの公表となっている。金額の単位については、各国の四半期別GDP速報や年次推計と同一単位を用いることが一般的といえる。

(2) 公表制度部門

公表する制度部門について、IMF(2015)では、推計においては各制度部門別のタイムリーデータの使用が望ましいとしつつも、公表制度部門は一般政府(General Government)としている¹⁶。各国の公表状況を確認すると、カナダについては各制度部門に細分化¹⁷し公表しているが、米国、ドイツ、フランス等の他の諸国は一般政府のみの公表となっている。

(3) 公表時期

公表時期については、IMF(2015)では、当該四半期終了後12か月以内に公表することを要請しており、宥恕規定はない。2018年11月末現在においては、カナダが2018年7-9月期のデータまで公表している一方、他の多くの国は2018年4-6月期まで公表している。

過去のデータ公表状況については、各国の公表状況を確認すると、カナダは1961年1-3月期以降、フランスは1980年1-3月期以降と比較的長期間のデータを公表している一方、ブルガリアは2014年1-3月期以降のデータ公表に留まっており、各国の対応にはかなりのばらつきがみられる¹⁸。チェコ・フィンランドが1999年1-3月期以降、米国・オーストリアが2001年1-3月期以降等、2000

年前後から公表している国が比較的多いが、ドイツは2009年1-3月期以降のデータ公表に留まっており、各国の事情に合わせた公表が行われているものと推察される。

なお、過去公表した四半期データの遡及改定について、2018年11月末現在では先に述べたとおり2018年4-6月期まで公表している国が多いが、2018年8月に公表されていた2018年1-3月期と現在公表されている2018年1-3月期のデータを比較すると、多くの国で遡及改定がなされていることが確認された¹⁹。

(4) 小括

IMF(2015)及び諸外国における四半期別一般政府収支の公表状況を踏まえ、本稿では、一般政府の名目原系列を表1の表章カテゴリーで10億円単位にて公表することを前提に、次節において試算を行う。なお、公表時期については、次節において、推計値の適時性・正確性の観点から改めて検討する。

4 四半期別一般政府収支の推計方法の検討

(1) 推計の基本的な考え方

「SDDSプラス」とは、2007年に発生した世界金融危機の経験を踏まえ、IMFが世界的な金融危機を未然に防ぐための取組の一つとして設定した、経済・金融データを適時的に公表するための基準である。その趣旨に鑑みれば、適時性・正確性の両方が重要となるが、両者は一般的にはトレードオフの関係にある。

適時性の考え方に立脚すれば、「国の予算」(財務省)及び「地方財政計画」(総務省)等の予算値の伸び率や、付表6(2)で公表している過去計数のトレンドを用いて推計することが考えられる。しかし、年次推計が実績値である決算データを用いていることから、正確性を重視

¹⁵ 例えばブルガリアでは、“Taxes”の内訳項目である“VAT, receivable (JSNA 付表6(2)では11411. 付加価値税)”や、“Other expenses”の内訳項目である“Other current transfers, payable (JSNA 付表6(2)では2821. 他に分類されない経常移転(受取))”等も「SDDSプラス」として公表している。

¹⁶ IMF(2015)には、以下の記述がなされている。“3.5 The preferred method for compiling general government data is through the timely reporting of data by each government unit. If this is not fully achievable, such reports can be complemented with other administrative data or macroeconomic statistics that are available on a quarterly basis, and with estimation techniques (see Quarterly Government Finance Statistics Guide). If state or local government subsectors are composed of a significant number of small unit, the use of surveys and/or other statistical techniques to compile quarterly data is encouraged. To the extent possible, such surveys should use a stratified sample using an indicator - for example, population or the size of central government transfers - with the relative importance of those units in the subsector.”。すなわち、データ制約が想定される地方政府の推計では、人口、中央政府からの移転等、関連する指標を用いた推計という方法も提唱されている。

¹⁷ 一般政府(General governments)の他に、Federal general government, Provincial and territorial general governments, Local general governments, Aboriginal general governments, Canada Pension Plan, Quebec Pension Plan が公表されている。

¹⁸ 「SDDSプラス」では、最新の公表年分から起算して過去5年分のデータを、一般的なデータ形式(.xls, .csv等)及びSDMX(Statistical Data and Metadata eXchange)形式の両方で公表することが要請されている。

¹⁹ 遡及期間は、例えばドイツは2014年1-3月期から2018年1-3月期まで、チェコは2017年1-3月期から2018年1-3月期まで遡って計数変動があった。

し実績値データである「予算使用の状況」（財務省）及び「地方公共団体消費状況等調査」（内閣府）を主として使用した方が四半期別一般政府収支の公表値と年次推計との改定差は小さくなることが期待される。本稿では、四半期別の推計値と年次推計値²⁰の乖離を縮小させることに主眼を置き²¹、当該四半期終了後 12 か月後に公表²²することを前提に、主として実績値データを使用して試算を行う。

（２）利用可能データの検討

四半期別一般政府収支の推計を行う上で、本稿で主に使用するデータをまとめたものが、表 2 である。

以下、それぞれのデータの特徴について説明する。

イ 「予算使用の状況」の特徴

「予算使用の状況」（財務省）は、財政法第 46 条第 2 項の規定に基づく国会及び国民に対する報告として、一般会計の税目別の租税等の収納状況及び所管・組織・項別の支出状況並びに特別会計等の収支状況について、各省庁等からの毎月の報告により財務省において四半期毎に集計したものである。

「予算使用の状況」は、収入済額及び支出済額を集計したものであるため、出納整理期間を含めた年度合計値は、原則的に「国の決算」の年度値と一致する。「SDDS プラス」の推計上、 n 年 4-6 月期の推計においては n 年 4 月から $n+1$ 年 3 月末までのデータが利用可能であり、必要に応じて $n+1$ 年 4 月及び 5 月の出納整理期間の計数を推計して使用する。 n 年 7-9 月期の推計においては、 n 年 4 月から $n+1$ 年 5 月末までのデータが利用可能で

表 2 四半期別一般政府収支推計に使用する主なデータ

統計名	公表機関	公表期種	公表時期	データ種別	使用する制度部門	使用カテゴリー
予算使用の状況	財務省	四半期	$t+3$	実績値	中央政府及び社会保障基金	11. 税、12. 社会負担、14. その他の収入、24. 利子、25. 補助金、27. 社会給付、28. その他の支出及び 314. 非生産資産
地方公共団体消費状況等調査	内閣府	四半期	$t+7$	実績値	地方政府	12. 社会負担、14. その他の収入、24. 利子、25. 補助金、27. 社会給付及び 28. その他の支出
租税及び印紙収入、収入額調	財務省	月次	$t+1$	実績値	中央政府	11. 税
地方財政計画（地方団体の歳入歳出総額の見込額）	総務省	年度	$t-14$	予算値	地方政府	11. 税（事業税）
国際収支統計（BOP）	日本銀行	月次	$t+2$	実績値	中央政府	13. 交付金（受取）、14. その他の収入、26. 交付金（支払）及び 28. その他の支出
独立行政法人年金積立金管理運用（GPIF）、国家公務員共済、地方公務員共済及び私学共済の運用レポート	各団体	四半期	$t+3$	実績値	社会保障基金	14. その他の収入
財務諸表	各団体	年度	$t+2$	実績値	中央政府、地方政府及び社会保障基金	12. 社会負担、14. その他の収入、24. 利子、27. 社会給付及び 28. その他の支出
支出側四半期別 GDP 速報（QE）	内閣府	四半期	$t+2$	推計値	中央政府、地方政府及び社会保障基金	14. その他の収入、21. 雇用者報酬、22. 財・サービスの使用、23. 固定資本減耗、27. 社会給付、28. その他の支出、311. 固定資本及び 312. 在庫

※公表時期の「 $t+n$ 」とは、該当期種の最終月の翌月から起算して概ね n か月に公表される、という目安を示す。

（出所） 著者作成

²⁰ 現在、第一次年次推計、第二次年次推計及び第三次年次推計と、年次推計は 3 回改定される。但し、第三次年次推計は供給・使用表（SUT）の枠組みを活用して統計上の不突合を縮減させるための再推計、すなわち概念的には一致するはずである経済活動別に推計される「中間投入」と財貨・サービス別に推計される「中間消費」を統合する処理であるため、第二次年次推計と比しても財政収支に大きな差異は生じない。第二次年次推計についても、財政収支に関する第一次年次推計との改定差は、基準改定等の年度については目立つものの、それ以外の年度については、GDP 比で 0.05% 程度の改定差に留まっている。よって、本稿で四半期別推計値と比較する対象の年次推計は、第一次年次推計とする。

²¹ 「公的統計の整備に関する基本的な計画 第 III 期基本計画」（2018 年 3 月 6 日閣議決定）においても、QE と年次推計の改定幅の縮小に向けた様々な取組が議論されている。

²² 具体的には、 n 年 4-6 月期は $n+1$ 年 5 月末時点で利用可能なデータを用いて推計し同 6 月末に公表、 n 年 7-9 月期は $n+1$ 年 8 月末時点で利用可能なデータを用いて推計し同 9 月末に公表、 n 年 10-12 月期及び $n+1$ 年 1-3 月期は n 年度第一次年次推計の値を使用し $n+1$ 年 12 月に公表する。

あり、年次推計で使用する「国の決算」と原則的に同一のデータが利用可能となる。

「予算使用の状況」は、中央政府の推計だけでなく、社会保障基金格付けである年金特別会計及び労働保険特別会計の各勘定²³のデータも利用することができる。また、中央政府・地方政府間の経常・資本移転のデータも利用可能であるため、地方政府の推計にも活用することができる。

ロ 「地方公共団体消費状況等調査」の特徴

「地方公共団体消費状況等調査」(内閣府)は、地方公共団体の消費及び投資関連予算の各四半期時点現計予算額並びに一般会計(歳入歳出)に係る四半期別執行額について調査し、QEの推計及び四半期別財政統計の作成にかかる検討に必要な基礎資料を得ることを目的とした、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査である。

「地方公共団体消費状況等調査」は、QEの推計基礎資料を得ることを目的として1980年に始まった統計調査であり、当初は「都道府県・政令指定都市における会計項目別経費」の現計予算額のみが調査項目であった。2014年4-6月期より、「SDDSプラス」の推計基礎資料を得ることを目的として調査項目を拡張し、新たに「都道府県・政令指定都市における会計項目別収入・支出額」の調査も実施している。

「地方公共団体消費状況等調査」の年度合計値は、地方政府の決算データである「地方財政統計」(総務省)における都道府県及び政令指定都市の年度値の金額水準とは一定の差異があるがものの、両者の年度伸び率は概ね一致している²⁴。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における年度の伸び率で「地方財政統計」を延伸することで、一定程度の精度を持った地方政府の決算データを推計することが可能となる²⁵。

データ公表時期の制約により、n年4-6月期の推計においてはn年4月からn年12月末までのデータしか利用できないため、n+1年3月末(出納整理期間を含む)

の計数を推計し年度値を作成する必要がある。n年7-9月期の推計においては、n年4月からn+1年3月末までのデータが利用可能であり、1年度分の実績値データが利用可能となる。

ハ その他の基礎データの特徴と使用方法

「租税及び印紙収入、収入額調」(財務省)は、国の税収推計に使用する。所得税、消費税等の大部分の税は、開発中である分配側QNAで検討されている手法²⁶(以下、分配側QNAの手法による推計分)により推計を行うが、分配側QNAで検討されている推計対象外の法人税等について「租税及び印紙収入、収入額調」を用いて推計を行う。地方税については、上述の「地方公共団体消費状況等調査」では「都道府県税/市税」の合計しか調査対象ではない。そのため、地方法人税は国の法人税と同一伸び率であると仮定して推計し、2016年度に大きな制度変更があった²⁷事業税は、予算値である「地方財政計画(地方団体の歳入歳出総額の見込額)」(総務省)における事業税の伸び率で延伸する。

「国際収支統計(BOP)」(日本銀行)は、国外との交付金や経常移転の推計に使用する。「独立行政法人年金積立金管理運用(GPIF)、国家公務員共済、地方公務員共済及び私学共済の運用レポート」は、平成28年度で約4.0兆円ある社会保障基金の財産所得(受取)の大宗を占めるデータをタイムリーに入手するうえで重要なデータである。その他、各団体の財務諸表及びQEも推計に活用する。

(3) 一部データが利用できない場合の補外推計手法の検討

年次推計においては、決算データを用いて年度額を計算し、その種類に応じた四半期パターンを用いて各四半期に按分している項目も存在する²⁸。当該四半期終了後12か月後に公表する場合、7-9月期については「予算使用の状況」及び「地方公共団体消費状況等調査」等の実

²³ 具体的には、JSNA上、年金特別会計では健康勘定、厚生年金勘定、子ども・子育て支援勘定、業務勘定、基礎年金勘定及び国民年金勘定、労働保険特別会計では労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定のデータが社会保障基金格付けとなっている。

²⁴ 例えば都道府県と政令指定都市における目的別「総務費」について、「地方財政統計」では2-5-2表と2-5-6表の単純合計値を合算すると2015年度の約4.0兆円から2016年度は約3.5兆円と▲13.2%の伸び率である一方、「地方公共団体消費状況等調査」では2015年度の約4.9兆円から2016年度は約4.2兆円と▲13.9%の伸び率となっている。

²⁵ 「地方公共団体消費状況等調査」は都道府県及び政令指定都市を対象としたものであるが、「地方財政統計」は政令指定都市以外の市区町村も含んでいる。しかし、都道府県及び政令指定都市は地方政府全体の概ね6割程度をの金額をカバーしており、かつ、「地方財政統計」都道府県及び政令指定都市の伸び率とその他の市区町村の伸び率の傾向は概ね一致しているため、「地方公共団体消費状況等調査」の年度伸び率を「地方財政統計」の一国全体に乗じて推計しても相当程度の精度が確保されると解される。

²⁶ 詳細は高田他(2014)及び鈴木(2018)参照。

²⁷ 詳細は平成27年12月24日に閣議決定した「平成28年度税制改正の大綱」を参照。

²⁸ 詳細は「国民経済計算推計手法解説書(年次推計編)平成23年基準版」(内閣府)を参照。

績値データは年度全てに関して利用可能である一方、4-6月期の推計については利用不可能な一部データを補外推計したうえで年度値を作成する必要がある。

前年度の第1四半期を α_1 、第2四半期を α_2 、第3四半期を α_3 、第4四半期を α_4 、今年度の第1四半期を α_5 、第2四半期を α_6 、第3四半期を α_7 、とした時に、第4四半期 α_8 のデータが利用不可能な場合に補完推計する手法としては、以下の式1が考えられる。

$$\alpha_8 = \alpha_4 \times \frac{\sum_{q=5}^7 \alpha_q}{\sum_{q=1}^3 \alpha_q} \quad \dots \text{式1}$$

但し、大守（2002）で指摘されているとおり、第1～3四半期と比して第4四半期が著しく大きい場合は、この手法は大きな歪みを生むこととなる。よって本稿でも、この推計手法が適さない場合は、過去5年間の同一項目の伸び率で延伸する方法を代替的に用いる²⁹。

（4）各表章項目における推計手法の検討と結果の検証

以上を踏まえ、本節では、「SDDS プラス」で要請される四半期別一般政府収支の表章項目の順に、推計手法の検討と結果の検証を行う。

イ 収入

（イ）税

付表6（2）で公表されている2016年度の一般政府「11. 税」の金額は、約99.4兆円³⁰である。このうち、所得税、消費税、固定資産税等の約77.1兆円分は、分配側QNAの手法に基づき推計を行い、本稿ではそれ以外の法人税、事業税（法人分）等の約22.3兆円部分³¹の推計手法を検討する。

このうち、資本税（相続税）及び日本銀行納付金その他の約2.6兆円部分については、「予算使用の状況」を用いることで年次推計と同一のデータが利用可能となる。一方、残る法人関係の税約19.7兆円部分については、年次推計においては年度値を四半期均等按分しているため、補外推計が必要となる。4-6月期の推計においては、中央政府の税は「租税及び印紙収入、収入額調」を用いて補外推計³²を行った。地方政府の税は、道府県民税・市町村税の法人税割及び法人均等割については中央政府の法人税と同一伸び率であると仮定して推計し、2016年度に大きな制度変更があった事業税（法人分）は「地方財政計画（地方団体の歳入歳出総額の見込額）」の伸び率で延伸した。7-9月期の推計においては、中央政府の税は「租税及び印紙収入、収入額調」により年次推計と同一データが利用可能となる。地方税については、4-6月期と同様に推計を行った。

以上を合計し、2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表3である。本稿独自の手法による推計分の推計値と実績値の乖離の絶対値を実績値で除した割合を「乖離率」と定義すると、「税」における乖離率は、約0.0%（約0.03%）となった。

（ロ）社会負担

付表6（2）で公表されている2016年度の一般政府「12. 社会負担」の金額は、約69.1兆円³³である。このうち、「121. 社会保障負担」部分約66.6兆円については、特別会計分（年金特別会計及び労働保険特別会計の各勘定）と非特別会計分（組合健保、各共済組合、国民健康保険及び介護保険等）に分類し、特別会計分約42.6兆円は「予算使用の状況」を用いて推計を行った。非特別会計分約

²⁹ 上野・三谷（2012）において米国が過去数年間の平均を用いた延長推計を行っていることを紹介されており、過去の伸び率で延伸する推計はIMF（2015）でも容認されている手法である。本稿では、過去計数による推計を行う項目全てに関し、前年度延伸（1年）、過去3年平均、過去5年平均、過去10年平均の4種類の伸び率を検討した。推計結果と実際の2016年度第一次年次推計の計数を比較し両者の差の二乗和が最小となることや、どの項目においても異常値が発生していないことを基準として検討した結果、過去5年平均を原則として採用した。なお、制度変更等により著しく傾向が異なる項目については、前年度延伸をベースとして制度変更等のその影響を特殊要因として勘案する。

³⁰ 本節における2016年度の実績値の金額は、特にことわりなき場合、2018年1月17日に公表された2016年度第一次年次推計の付表6（2）の計数のことをさす。

³¹ 内訳は、中央政府は法人税が約10.2兆円、地方法人特別税等その他の法人関係税が約2.4兆円、資本税（相続税）が約2.1兆円、日本銀行納付金その他が約0.5兆円、地方政府は事業税（法人分）が約4.0兆円、道府県民税・市町村税の法人税割及び法人均等割が約2.9兆円となっている。

³² 法人税を例に説明すると、2016年4月末時点における2015年度累計納税額は約6.4兆円、2017年4月末時点における2016年度累計納税額は約6.0兆円であり、伸び率は▲5.9%となる。2015年度法人税実績値の約10.8兆円にこの伸び率を乗じることで、2016年度法人税推計値約10.2兆円を得る。これを四半期均等し、2016年4-6月期の法人税推計値は約2.5兆円となる。なお、2016年度の法人税実績値は約10.3兆円、これを四半期均等した4-6月期は約2.6兆円となり、推計値と実績値の乖離は約▲0.0兆円（▲0.03兆円）となる。

³³ 内訳は、各社会保険料収入等の「121. 社会保障負担」が約66.6兆円、退職金及び公務災害補償費等の「122. その他の社会負担」が約2.5兆円となっている。

表3 「税」の推計結果及び2016年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	22,340.0	22,333.4	6.6
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	—	—	—
分配側 QNA の手法による推計分	77,418.0	77,067.1	350.9
合計	99,758.0	99,400.5	357.5

表4 「社会負担」の推計結果及び2016年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	69,098.6	69,140.0	▲ 41.4
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	—	—	—
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	69,098.6	69,140.0	▲ 41.4

24.1兆円については、決算データを直接は利用できないため伸び率等を用いた推計を行う必要があるが、財政収支に大きな影響を与える金額規模であり、かつ、社会保障制度は制度変更が頻繁に行われるため、機械的に過去5年平均伸び率を適用せず、より詳細に推計を行う。まず、非特別会計分のうち年金に関する約4.7兆円については、年金特会が大宗を占める特別会計分（年金特別会計及び労働保険特別会計の各勘定）と同一伸び率であると仮定して推計を行った。それ以外の約19.4兆円は、非特別会計の2014年度第二次年次推計から2015年度第一次年次推計への伸び率を用いて延伸したうえで、制度変更の影響を考慮した³⁴。その結果、本稿における「121. 社会保障負担」の推計値は、実績値と比較して年度で約0.0兆円（約0.02兆円）の過小推計となり、乖離率は約0.0%（約0.03%）となった。

「122. その他の社会負担」については、主として「予算使用の状況」³⁵、「地方公共団体消費状況等調査」³⁶を用

いて推計を行った。

以上を合計し、「社会負担」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表4である。「社会負担」における乖離率は、約▲0.1%となった。

(ハ) 交付金

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「13. 交付金」の金額は、約0.0兆円（0.01兆円）である。一般政府の財政収支に係る交付金は、「国際収支統計」がデータ元となる国外からの交付金や経常移転のみである³⁷。「国際収支統計」のデータは日本銀行WEBサイトより該当月終了後2か月程度で利用可能であるため、表5のとおり、推計値と実績値に改定差が生じない。

(ニ) その他の収入

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「14. その他の収入」の金額は、約21.1兆円³⁸である。このう

³⁴ 本稿推計期間では大きな制度変更はないため特段の調整は行わなかった。但し、四半期パターンについては、年度により若干変動がみられるため、過去5年の四半期パターンの平均を用い平準化した。

³⁵ 残る部分は中央政府格付けの独立行政法人・認可法人・特殊法人等（以下、独法等）であるが、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6(2)における中央政府「122. その他の社会負担」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月には各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。四半期パターンは、平成27年度第一次年次推計のパターンを使用した。

³⁶ 地財データにおける退職金及び公務災害補償費等は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。なお、本稿における「地方公共団体消費状況等調査」を用いた推計については、4-6月期は2015年4-12月から2016年4-12月の伸び率を、4-6月期は2015年4-翌3月から2016年4-翌3月の伸び率を使用している。

³⁷ 各制度部門においては、他の一般政府部門からの経常移転・資本移転が存在するが、この一般政府内の移転は部門間調整（consolidation）により0となる。

³⁸ 内訳は、「1411. 利子」が約6.5兆円、「1412. 配当」が約0.2兆円、「1413. 準法人企業所得の引き出し」が約0.3兆円、「1414. 投資所得払い」が約0.0兆円（約0.0003兆円）、「1415. 賃貸料」が約0.0兆円（約0.02兆円）、「142. 財貨・サービスの販売」が約6.1兆円、「143. 科料・罰金及び追徴金」が約0.2兆円、「1441. 他に分類されない経常移転」が約2.0兆円、「1442. 他に分類されない資本移転」が約5.9兆円、「145. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」が約0.0兆円（約0.01兆円）となっている。

表5 「交付金」の推計結果及び2016年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	6.7	6.7	0.0
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	—	—	—
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	6.7	6.7	0.0

ち、財貨・サービスの販売及び中央銀行産出額についてはQEで推計されるため、本稿ではそれ以外の項目について推計手法を検討する。

「1411. 利子」は、中央政府分は主として「予算使用の状況」等³⁹、地方政府分は「地方公共団体消費状況等調査」等⁴⁰を用いて推計を行った。社会保障基金については、金額規模が大きいため、利子の種類ごとに区分し詳細に推計を行った⁴¹。以上をまとめた一般政府の「利子」の推計値は、実績値と比較して年度で約0.1兆円の過大推計となり、乖離率は約0.9%となった。

「1412. 配当」は、「予算使用の状況」を用いて推計を行った。

「1413. 準法人企業所得の引き出し」及び「1414. 投資所得払い」については、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから、各制度部門別に付表6(2)の同一項目過去5年平均伸び率を用いて推計した。

「1415. 賃貸料」については、中央政府は「予算使用の状況」から粗賃貸料を集計し、その粗賃貸料に2015年度第一次年次推計での粗賃貸料に占める賃貸料の割合を乗じて推計した。地方政府及び社会保障基金については、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較

的小さいことから、各制度部門別に付表6(2)の「1415. 賃貸料」過去5年平均伸び率を用いて推計した。

「143. 科料・罰金及び追徴金」については、中央政府及び社会保障基金は「予算使用の状況」を用いて推計した。地方政府については、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから付表6(2)の地方政府「143. 科料・罰金及び追徴金」過去5年平均伸び率を用いて推計した。

「1441. 他に分類されない経常移転」について、中央政府は主として「予算使用の状況」を用いて推計した⁴²。地方政府については、基礎データの過去5年平均伸び率を用いて推計した。社会保障基金については、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから付表6(2)の社会保障基金「1441. 他に分類されない経常移転」過去5年平均伸び率を用いて推計した。以上をまとめた一般政府の「他に分類されない経常移転」の推計値は、実績値と比較して年度で約0.0兆円(約0.003兆円)の過大推計となり、乖離率は約0.3%となった。

「1442. 他に分類されない資本移転」について、中央政府及び社会保障基金⁴³は主として「予算使用の状況」等⁴⁴を用いて推計した。地方政府については、主として

³⁹ 4-6月期は「予算使用の状況」の出納整理期間を捕外推計する必要があるが、2015年の「予算使用の状況」における出納整理期間の金額は4～翌3月の合計の約11倍あるため、例外的に付表6(2)における中央政府「1411. 利子」の過去5年平均伸び率を用いて捕外推計した。独法等は、4-6月期の財務諸表が入手できないため付表6(2)における中央政府「1411. 利子」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。四半期パターンは、平成27年度第一次年次推計のパターンを使用した。

⁴⁰ 「地方公共団体消費状況等調査」における「財産収入」の伸び率を用いて推計した。

⁴¹ 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)・国家公務員共済・地方公務員共済及び私学共済分については運用レポートを用いて推計、特別会計分(年金特別会計及び労働保険特別会計の各勘定)は「予算使用の状況」を用いて推計、その他については付表6(2)における社会保障基金「1411. 利子」の過去5年平均伸び率を用いて推計した。

⁴² 独法等は、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6(2)における中央政府「1441. 他に分類されない経常移転」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁴³ 代行返上に伴う厚生年金基金から年金特別会計への積立金の移管が社会保障基金の資本移転(受取)に記録され、金額規模は2013年度約0.1兆円、2014年度約2.1兆円、2015年度約4.7兆円、2016年度約4.4兆円と変動が大きいが、「予算使用の状況」を用いることでほぼ正確に対応することが可能となる。

⁴⁴ 独法等は、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6(2)における中央政府「1441. 他に分類されない経常移転」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

「地方公共団体消費状況等調査」等⁴⁵を用いて推計した。以上をまとめた一般政府の「他に分類されない資本移転」の推計値は、実績値と比較して年度で約 0.0 兆円（約 0.01 兆円）の過大推計となり、乖離率は約 0.2% となった。

「145. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」は、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから、各制度部門別に付表 6 (2) の「145. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」過去 5 年平均伸び率を用いて推計した。

以上を合計し、「その他の収入」の 2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 6 である。「その他の収入」における乖離率は、約 0.6% となった。

(ホ) 小括

税、社会負担、交付金及びその他の収入を合計した「収入」の 2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 7 である。収入合計 177.2 兆円に対して推計値と実績値の乖離額は約 0.1 兆円、乖離率は約 0.3% となった。

ロ 支出

(イ) 雇用者報酬

付表 6 (2) で公表されている 2016 年度の一般政府「21. 雇用者報酬」の金額は、約 28.6 兆円である。この雇用者報酬については、全額 QE において推計されるため、本稿では推計手法及び結果の検討対象外とする。2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 8 である。

(ロ) 財・サービスの使用

付表 6 (2) で公表されている 2016 年度の一般政府「22. 財・サービスの使用」の金額は、約 18.0 兆円である。この財・サービスの使用については、全額 QE において推計されるため、本稿では推計手法及び結果の検討対象外とする。2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 9 である。

表 6 「その他の収入」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	15,035.2	14,948.1	87.1
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	6,333.3	6,247.8	85.5
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	21,368.5	21,195.9	172.6

表 7 「収入」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	177,293.2	177,241.0	52.2
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	6,333.3	6,247.8	85.5
分配側 QNA の手法による推計分	77,418.0	77,067.1	350.9
合計	261,044.5	260,555.9	488.6

表 8 「雇用者報酬」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	—	—	—
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	28,514.9	28,602.3	▲ 87.4
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	28,514.9	28,602.3	▲ 87.4

⁴⁵ 「地方公共団体消費状況等調査」における「分担金及び負担金」及び「寄附金」の伸び率を用いて推計した。また、公営企業分・公立大学法人・地方独立行政法人等（以下、公営企業等）は、各項目の過去 5 年平均伸び率を用いて推計した。

表9 「財・サービスの使用」の推計結果及び2016年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	—	—	—
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	18,014.3	17,968.7	45.6
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	18,014.3	17,968.7	45.6

表10 「固定資本減耗」の推計結果及び2016年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	—	—	—
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	17,448.3	17,396.1	52.2
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	17,448.3	17,396.1	52.2

表11 「利子」の推計結果及び2016年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	10,653.1	10,532.2	120.9
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	—	—	—
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	10,653.1	10,532.2	120.9

(ハ) 固定資本減耗

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「23. 固定資本減耗」の金額は、約17.4兆円である。この固定資本減耗については、全額QEにおいて推計されるため、本稿では推計手法及び結果の検討対象外とする。2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表10である。

(ニ) 利子

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「24. 利子」の金額は、約10.5兆円である。中央政府及び社会保障基金は主として「予算使用の状況」等⁴⁶を用いて推計した。地方政府については、主として「地方公共団体消費状況等調査」等⁴⁷を用いて推計した。

以上を合計し、「利子」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表11である。「利子」における乖離率は、約1.1%となった。

(ホ) 補助金

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「25. 補助金」の金額は、約3.0兆円である。中央政府及び社会保障基金は主として「予算使用の状況」等⁴⁸を用いて推計した。地方政府については、主として「地方公共団体消費状況等調査」等⁴⁹を用いて推計した。

以上を合計し、「利子」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表12である。「利子」における乖離率は、約2.2%となった。

⁴⁶ 中央政府の市場生産者（公的企業）扱いとなる特別会計にかかる支払利子については、過去のトレンドに基づき控除している。また、独法等は、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6(2)における中央政府「1441. 他に分類されない経常移転」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月には各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁴⁷ 「地方公共団体消費状況等調査」における「公債費」の伸び率を用いて推計した。

⁴⁸ 独法等は、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6(2)における中央政府「1441. 他に分類されない経常移転」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月には各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁴⁹ 地財データにおける補助金は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。

表 12 「補助金」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	3,099.0	3,031.8	67.2
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	—	—	—
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	3,099.0	3,031.8	67.2

表 13 「交付金」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	591.3	591.3	0.0
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	—	—	—
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	591.3	591.3	0.0

(へ) 交付金

付表 6 (2) で公表されている 2016 年度の一般政府「26. 交付金」の金額は、約 0.6 兆円である。一般政府の財政収支に關係する交付金は、「国際収支統計」がデータ元となる国外への交付金や経常移転のみである⁵⁰。「国際収支統計」のデータは日本銀行 WEB サイトより該当月終了後 2 か月程度で利用可能であるため、表 13 のとおり、推計値と実績値に改定差が生じない。

(ト) 社会給付

付表 6 (2) で公表されている 2016 年度の一般政府「27. 社会給付」の金額は、約 114.6 兆円⁵¹である。このうち、現物給付の約 46.8 兆円については QE において推計されるため、本稿ではそれ以外の約 67.8 兆円部分につき推計手法を検討する。

金額の大宗は、社会保障基金の「2711. 現金による社会保障給付」である。この社会保障基金の現金による社会保障給付は、財政収支に大きな影響を与える金額規模であり、かつ、社会保障制度は制度変更が頻繁に行われ

るため、上述の社会負担同様、より詳細に推計を行う。具体的には、①厚生年金、②国民年金、③労災保険、④失業給付、⑤国家公務員共済(長期)・地方公務員共済(長期)及び私学共済(長期)、⑥児童手当、⑦その他、に分類する。まず、国の特別会計で把握できる①～④は「予算使用の状況」を用いて推計した。⑤は、公的年金の実績値データである①厚生年金の伸び率と同一であると仮定して推計を行った。⑥は、「予算使用の状況」における児童手当等交付金の伸び率と同一であると仮定して推計を行った。⑦は、当該団体ごとに 2014 年度第二次年次推計から 2015 年度第一次年次推計への伸び率を用いて推計したうえで、制度変更の影響を考慮した⁵²。その結果、本稿における「2711. 現金による社会保障給付」の推計値は、実績値と比較して年度で約 0.0 兆円(約 0.01 兆円)の過大推計となり、乖離率は約 0.0% (約 0.01%) となった。

「2721. 現金による社会扶助給付」について、中央政府分は推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから付表 6 (2) の中央政府「2721. 現

⁵⁰ 各制度部門においては、他の一般政府部門からの経常移転・資本移転が存在するが、この一般政府内の移転は部門間調整 (consolidation) により 0 となる。

⁵¹ 内訳は、公的年金給付等の「2711. 現金による社会保障給付」が約 57.7 兆円、医療及び介護給付等の「2711. 現物による社会保障給付」が約 43.6 兆円、遺族年金・生活扶助費等の「2721. 現金による社会扶助給付」が約 7.6 兆円、原爆被爆者医療費・医療扶助費等の「2721. 現物による社会扶助給付」が約 3.2 兆円、退職金及び公務災害補償費等の「273. 雇用関連社会給付」が約 2.5 兆円となっている。

⁵² 農林漁業共済の公表資料で示されている給付金額は、2015 年度の約 1,540 億円から 2016 年度約 337 億円と大きく減少している。これは、2015 年度までに退職一時金を選択するよう推進しているという特殊要因が存在するためである。本稿では、2016 年 4-6 月期は全加入者が退職一時金を選択し給付金額は無くなったものと仮定し、7-9 月期は年次推計と同一の財務諸表データが利用可能になるものとして推計を行った。また、地方議員共済の公表資料で示される給付金額は、2013 年度約 823 億円、2014 年度約 757 億円、2015 年度約 1,010 億円、2016 年度約 585 億円と、2016 年度は大きく減少している。これは、2015 年の統一地方選の結果、議員を退職した方が一時金退職給付を受け取っているという特殊要因に起因すると思われる。本稿では、地方議員共済については 2013 年度から 2014 年度の伸び率を 2014 年度の実績値に乗じて推計を行った。

表14 「社会給付」の推計結果及び2016年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	67,750.5	67,787.0	▲ 36.5
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	46,589.4	46,830.6	▲ 241.2
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	114,340.0	114,617.6	▲ 277.6

金による社会扶助給付」過去5年平均伸び率を用いて推計した。地方政府分は、主に「地方公共団体消費状況等調査」等⁵³を用いて推計した。

「273. 雇主社会給付」は、上述の「122. その他の社会負担（帰属負担）」と同値となる。

以上を合計し、「社会給付」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表14である。「社会給付」における乖離率は、約▲0.0%（約▲0.001%）となった。

(チ) その他の支出

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「28. その他の支出」の金額は、約12.2兆円⁵⁴である。このうち、政府最終消費支出の構成項目となる生産・輸入品に課される税及びみなし仮設⁵⁵住宅の提供についてはQEで推計されるため、本稿ではそれ以外の項目について推計手法を検討する。

「2814. 賃貸料」については、中央政府は「予算使用の状況」から粗賃貸料を集計し、その粗賃貸料に2015年度第一次年次推計での粗賃貸料に占める賃貸料の割合を乗じて推計した。地方政府については、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから、各制度部門別に付表6(2)の「2814. 賃貸料」過去5年

平均伸び率を用いて推計した。社会保障基金は、該当する金額が無いため推計は行わない。

「2821. 他に分類されない経常移転」中央政府は主として「予算使用の状況」を用いて推計した⁵⁶。地方政府については、主として「地方公共団体消費状況等調査」等⁵⁷を用いて推計した。社会保障基金については、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから付表6(2)の社会保障基金「2821. 他に分類されない経常移転」過去5年平均伸び率を用いて推計した。以上をまとめた一般政府の「他に分類されない経常移転」の推計値は、実績値と比較して年度で約0.1兆円の過小推計となり、乖離率は約1.7%となった。

「2822. 他に分類されない資本移転」について、中央政府及び社会保障基金は主として「予算使用の状況」等⁵⁸を用いて推計した。地方政府については、主として「地方公共団体消費状況等調査」等⁵⁹を用いて推計した。以上をまとめた一般政府の「他に分類されない資本移転」の推計値は、実績値と比較して年度で約0.0兆円（約0.05兆円）の過大推計となり、乖離率は約1.1%となった。

「283. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」は、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから、各制度部門別に付表6

⁵³ 地財データにおける恩給及び退職年金は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。なお、扶助費について、該当する款別「民生費」の2015年度から2016年度にかけての伸び率を「地方財政統計」と「地方公共団体消費状況等調査」とで比較すると、符号条件が逆となっている。そのため、本稿ではこの推計のみ例外的に「地方財政統計」の過去5年平均伸び率を使用した。

⁵⁴ 内訳は、「2814. 賃貸料」が約0.4兆円、「2821. 他に分類されない経常移転」が約7.5兆円、「2822. 他に分類されない資本移転」が約4.4兆円、「283. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」が約0.0兆円（約0.02兆円）となっている。

⁵⁵ みなし仮設住宅とは、災害等で住居を失った被災者が、民間事業者の賃貸住宅を仮の住まいとして入居した場合に、その賃貸住宅を国や地方自治体が提供する仮設住宅に準じるものとみなすことである。

⁵⁶ 独法等は、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6(2)における中央政府「2821. 他に分類されない経常移転」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月分は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁵⁷ 地財データにおける経常移転は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。

⁵⁸ 中央政府から地方公営企業に対する資本移転は、年次推計では地財データから推計している。公営企業の地財データは利用できないが、中央政府から地方公営企業に対する資本移転は、水道事業に対するものが例年約8割程度を占める。そこで、本稿では「予算使用の状況」における水道施設整備費補助の金額の伸び率を中央政府から地方公営企業に対する資本移転の2015年度値に乘じる代替推計を行った。また、独法等は、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6(2)における中央政府「2822. 他に分類されない資本移転」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月分は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁵⁹ 地財データにおける資本移転は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。

表 15 「その他の支出」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	11,954.5	12,039.5	▲ 85.0
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	204.6	208.0	▲ 3.5
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	12,159.0	12,247.5	▲ 88.5

※ 10 億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表 16 「支出」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	164,861.1	164,794.7	66.5
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	110,771.5	111,005.6	▲ 234.1
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	275,632.6	275,800.3	▲ 167.7

※ 10 億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表 17 「固定資産」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	—	—	—
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	1,697.4	1,932.2	▲ 234.8
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	1,697.4	1,932.2	▲ 234.8

(2)の「145. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」過去5年平均伸び率を用いて推計した。

以上を合計し、「その他の支出」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表15である。「その他の支出」における乖離率は、約▲0.0%（約▲0.01%）となった。

(リ) 小括

雇用人報酬、財・サービスの使用、固定資本減耗、利子、補助金、交付金、社会給付及びその他の支出を合計した「支出」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表16である。収入合計164.8兆円に対して推計値と実績値の乖離額は約0.1兆円、乖離率は約0.0%（約0.04%）となった。

ハ 非金融資産の取引

(イ) 固定資産

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府

「311. 固定資産」の金額は、約1.9兆円である。この固定資産は、公的固定資本形成から固定資本減耗を差し引いたものであるが、両者とも全額QEにおいて推計されるため、本稿では推計手法及び結果の検討対象外とする。2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表17である。

(ロ) 在庫

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「312. 在庫」の金額は、約▲0.0兆円（約▲0.03兆円）である。この在庫については、全額QEにおいて推計されるため、本稿では推計手法⁶⁰及び結果の検討対象外とする。2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表18である。

(ハ) 貴重品

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「313. 貴重品」の金額は「-」、すなわち推計の対象外と

⁶⁰ 公的在庫変動として推計されている。

表 18 「在庫」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	—	—	—
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	▲ 10.0	▲ 28.9	18.9
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	▲ 10.0	▲ 28.9	18.9

表 19 「非生産資産」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	925.5	943.3	▲ 17.8
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	—	—	—
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	925.5	943.3	▲ 17.8

なっている。貴重品については、GFSM が定める表章カテゴリーとなっており、「SDDS プラス」においても対応が求められていると考えられる。しかしながら、「SDDS プラス」として四半期別一般政府収支を既に公表している諸外国の状況を見ると、オーストリアやチェコのように「貴重品 (Valuables)」として原則として毎四半期異なる計数の公表を行っている場合、ドイツのように 2009 年 1-3 月期から 2011 年 10-12 期まで同一計数を公表している場合、米国・フランスのように「貴重品 (Valuables)」の欄は設けているものの金額は全ての四半期において 0 である場合、ブルガリアやフィンランドのように在庫変動と合わせて公表⁶¹している場合、デンマークのように「貴重品 (Valuables)」の欄自体が設けられていない場合等、対応は様々となっている。

JSNA 上で貴重品を厳密に反映するとした場合には、作間 (2012) が指摘するとおり、2008SNA が規定する貴重品に即した包括的な調査・統計が必要となると解される。

(二) 非生産資産

付表 6 (2) で公表されている 2016 年度の一般政府「314. 非生産資産」の金額は、約 0.9 兆円⁶²である。土地の購入には実物の土地売買と固定資本形成のうち用地取得分が存在するが、基礎データの制約から各制度部門とも付表 6 (2) の「314. 非生産資産」過去 5 年平均伸び率を用いて推計を行った。「非生産資産」の 2016 年度にお

ける推計値と実績値を比較したものが、表 19 である。「非生産資産」における乖離率は、約▲ 1.9% となった。

二 財政収支（純貸出／純借入）

付表 6 (2) で公表されている 2016 年度の一般政府財政収支（純貸出／純借入）の金額は、▲ 18.1 兆円である。本節における収入、支出及び非金融資産の取引の計数を合算し、2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 20-1 である。推計値と実績値の乖離は約 0.9 兆円、乖離率は約 4.9% となった。このうち、QE 推計分及び分配側 QNA の手法による推計分を除く本稿独自の手法による推計部分についてみると、約 0.0 兆円（約 0.004 兆円）の過大推計、乖離率は約 0.0%（約 0.03%）となった。

この表 20-1 を、中央政府・地方政府及び社会保障基金の制度部門別に 2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 20-2、20-3 及び 20-4 である。

表 20-2、20-3 及び 20-4 における本稿独自の手法による推計部分は、中央政府は約 0.0 兆円（約 0.01 兆円）の過大推計、地方政府は約 0.0 兆円（約 0.001 兆円）の過大推計、社会保障基金は約 0.0 兆円（約 0.01 兆円）の過小推計となった。乖離率でみても、中央政府は約 0.0%（約 0.02%）、地方政府は約 0.0%（約 0.01%）、社会保障基金は約▲ 0.0%（約▲ 0.01%）であり、どの制度部門においても相当程度の推計精度を有することが確認できた。

⁶¹ ブルガリアは“Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables”、フィンランドは“Changes in inventories and net acquisitions of valuables”という項目名で公表している。

⁶² この金額は、具体的には JSNA における付表 6 (1) の「26. 土地の購入（純）」と同一である。

表 20-1 一般政府収支（純貸出 / 純借入）推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	11,506.6	11,502.9	3.7
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	▲ 106,125.6	▲ 106,661.0	535.5
分配側 QNA の手法による推計分	77,418.0	77,067.1	350.9
合計	▲ 17,201.0	▲ 18,091.1	890.1

※ 10 億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表 20-2 中央政府収支（純貸出 / 純借入）推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	▲ 53,591.8	▲ 53,599.9	8.1
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	▲ 15,676.0	▲ 15,576.0	▲ 100.0
分配側 QNA の手法による推計分	44,619.2	44,419.7	199.6
合計	▲ 24,648.6	▲ 24,756.3	107.7

※ 10 億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表 20-3 地方政府収支（純貸出 / 純借入）推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	13,132.7	13,131.5	1.2
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	▲ 45,306.4	▲ 45,775.4	469.0
分配側 QNA の手法による推計分	32,798.7	32,647.4	151.3
合計	625.0	3.5	621.5

表 20-4 社会保障基金収支（純貸出 / 純借入）推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	51,965.7	51,971.3	▲ 5.6
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	▲ 45,143.1	▲ 45,309.6	166.5
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	6,822.6	6,661.7	160.9

(5) 小括

2016 年度における四半期別一般政府収支の推計値を表 1 の表章カテゴリーごとに整理したものが表 21-1、2016 年度第一次年次推計の実績値と比較したものが表 21-2 である⁶³。

表 21-2 で示されているとおり、4-6 月期よりも 7-9 月期の方が 2016 年度実績値との乖離幅が小さい⁶⁴。これは、4-6 月期よりも 7-9 月期の方が利用可能となるデータが多くなるため、新たなデータを推計に織り込むことにより精度が更に向上していることを示唆している⁶⁵。

⁶³ 脚注 5 のとおり、4-6 月期は 2017 年度 5 月末時点で利用可能なデータを用いて推計した計数、7-9 月期は 2017 年度 8 月末時点で利用可能なデータを用いて推計した計数を 2016 年度第一次年次推計における実績値と比較したものである。なお、10-12 月期及び 1-3 月期は、推計上も 2016 年度第一次年次推計と同一の計数が利用可能であるため、差額は 0 となる。年度値は、この 4 四半期を合算したものであり、表 3 から 20-1 までに記載した計数と同一となる。

⁶⁴ 4-6 月期よりも 7-9 月期の方が 2016 年度実績値との乖離幅が小さい傾向は、QE 推計分及び分配側 QNA の手法による推計分を除く本稿独自の手法による推計部分のみについてみても該当する。

⁶⁵ 7-9 月期の推計を公表する際には、同時に 4-6 月期の計数も改定されることとなる。今回の試算では、2017 年度 8 月末時点で利用可能なデータを用いて推計した 4-6 月期の一般政府の純貸出／純借入の金額は▲ 1 兆 1,405 億円（推計値－実績値は+ 4,457 億円）となり、2017 年度 5 月末時点で利用可能なデータを用いて推計した▲ 1 兆 735 億円（同 5,127 億円）よりも乖離幅が小さくなる。この点からも、利用可能なデータが多くなるほど、精度が向上することが示唆される。

表 21-1 2016 年度四半期別一般政府財政収支（推計値）

（単位：10 億円）

		4-6 月期	7-9 月期	10-12 月期	1-3 月期	年度値
正味資産に影響を与える取引						
正味資産に影響を与える取引	収入	50,128.6	45,300.3	50,640.1	44,162.8	190,231.8
	税	25,306.2	24,143.5	25,827.4	24,480.9	99,758.0
	社会負担	17,832.9	16,176.8	19,985.4	15,103.4	69,098.6
	交付金	0.1	0.0	0.3	6.3	6.7
	その他の収入	6,989.4	4,980.0	4,827.0	4,572.2	21,368.5
	支出	51,712.5	49,126.6	53,270.3	50,710.6	204,819.9
	雇用者報酬	8,739.3	5,304.2	8,918.5	5,552.9	28,514.9
	財・サービスの使用	4,529.4	4,233.6	4,466.4	4,784.9	18,014.3
	固定資本減耗	4,375.2	4,375.2	4,349.0	4,348.9	17,448.3
	利子	2,416.1	3,014.6	2,317.6	2,904.8	10,653.1
	補助金	139.5	1,106.3	910.5	942.7	3,099.0
	交付金	90.5	146.5	108.3	246.0	591.3
	社会給付	28,541.7	28,230.0	29,019.4	28,549.0	114,340.0
その他の支出	2,880.7	2,716.3	3,180.6	3,381.4	12,159.0	
非金融資産の取引						
非金融資産の取引	非金融資産の純所得	▲ 510.4	278.6	1,613.2	1,231.4	2,612.9
	固定資産	▲ 759.2	38.3	1,367.9	1,050.4	1,697.4
	在庫	▲ 1.9	0.6	▲ 17.1	8.4	▲ 10.0
	貴重品	—	—	—	—	—
	非生産資産	250.8	239.7	262.4	172.6	925.5
純貸出 / 純借入		▲ 1,073.5	▲ 4,104.9	▲ 4,243.4	▲ 7,779.2	▲ 17,201.0

※ 10 億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表 21-2 2016 年度四半期別一般政府財政収支（推計値－実績値）

（単位：10 億円）

		4-6 月期	7-9 月期	10-12 月期	1-3 月期	年度値
正味資産に影響を与える取引						
正味資産に影響を与える取引	収入	331.8	156.8	0.0	0.0	488.6
	税	141.2	216.3	0.0	0.0	357.5
	社会負担	84.0	▲ 125.4	0.0	0.0	▲ 41.4
	交付金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の収入	106.6	65.9	0.0	0.0	172.6
	支出	▲ 90.1	▲ 77.4	0.0	0.0	▲ 167.7
	雇用者報酬	▲ 76.9	▲ 10.5	0.0	0.0	▲ 87.3
	財・サービスの使用	44.3	1.3	0.0	0.0	45.6
	固定資本減耗	26.1	26.1	0.0	0.0	52.2
	利子	51.5	69.4	0.0	0.0	120.9
	補助金	▲ 1.4	68.6	0.0	0.0	67.2
	交付金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	社会給付	▲ 127.0	▲ 150.6	0.0	0.0	▲ 277.6
その他の支出	▲ 6.7	▲ 81.8	0.0	0.0	▲ 88.5	
非金融資産の取引						
非金融資産の取引	非金融資産の純所得	▲ 90.8	▲ 143.0	0.0	0.0	▲ 233.8
	固定資産	▲ 95.2	▲ 139.6	0.0	0.0	▲ 234.8
	在庫	8.5	10.4	0.0	0.0	19.0
	貴重品	—	—	—	—	—
	非生産資産	▲ 4.1	▲ 13.8	0.0	0.0	▲ 17.8
純貸出 / 純借入		512.7	377.2	0.0	0.0	890.1

※ 10 億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

5 おわりに

本稿では、「SDDS プラス」の要請に応え得る四半期別一般政府収支（実物取引）の推計手法を開発し、実際に試算を行うこと通じて推計手法の妥当性の検証を行った。その結果、2016年度第一次年次推計（実績値）との改定差は一般政府合計で約0.9兆円の過大推計（うち中央政府0.1兆円の過大推計、地方政府0.6兆円の過大推計、社会保障基金0.2兆円の過大推計）となった。また、QEや分配側QNAの手法による推計部分を除き本稿で開発した推計のみに限れば、一般政府合計で約0.0兆円（約0.003兆円）の過大推計（うち中央政府は約0.0兆円（約0.01兆円）の過大推計、地方政府は約0.0兆円（約0.001兆円）の過大推計、社会保障基金は約0.0兆円（約0.01兆円）の過小推計）であり、本稿における手法を用いることにより、一定程度の精度を有した推計が可能であることを示した。

我が国における四半期別一般政府収支の公表に向け、引き続き、データの蓄積等を踏まえ、推計手法の検討及び検証を続けていきたい。

参考文献

- 上野俊介・三谷将大（2013）, 「2008SNA及び四半期別財政統計に係る米国、カナダ等の動向—米国、カナダ出張報告—」, 『季刊国民経済計算』No.151, 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編。
<http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq151/snaq151b.pdf>
- 大守隆（2002）, 「GDP四半期速報の推計手法に関する統計学的一考察」, ESRI Discussion Paper Series No.13, 内閣府経済社会総合研究所。
http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis013/e_dis013a.pdf
- 作間逸雄（2014）, 「「貴重品」概念の検討」, 『Economic Bulletin of Senshu University』Vol.49 No.2 pp.1-16, 専修大学経済学会。
- 鈴木俊光（2018）, 「分配QNAにおける家計貯蓄率とその変動要因に関する国際比較」, 2018年度統計関連学会連合大会報告集。
- 高田悠矢・竹内維斗文・吉岡徹哉（2014）, 「分配側GDP・家計所得支出勘定における四半期速報の検討状況について」, 『季刊国民経済計算』No.155, 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編。
<http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq155/snaq155h.pdf>
- 吉沢裕典・小林裕子・野木森実（2014）, 「日本における生産側四半期GDP速報の開発に向けて—英国・米国における推計の検証と導入に向けた検討」, 『季刊国民経済計算』No.155, 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編。
<http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq155/snaq155g.pdf>
- 吉田有祐・多田洋介（2013）, 「我が国国民経済計算における四半期税収等の発生主義による記録について—2008SNA等を踏まえた試論—」, 『季刊国民経済計算』No.152, 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編。
<http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq152/snaq152c.pdf>
- EC, IMF, OECD, UN and WB (2009), “System of National Accounts 2008”, European Communities, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank.
<https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/docs/sna2008.pdf#search=%272008SNA+manual%27>
- IMF (2013), “Quarterly Government Finance Statistics - Guide for Compilers and Users”, International Monetary Fund.
<https://www.imf.org/external/pubs/ft/gfs/Guide/0213.pdf>
- IMF (2014), “Government Finance Statistics Manual 2014 (GFSM 2014)”, International Monetary Fund.
<https://www.imf.org/external/Pubs/FT/GFS/Manual/2014/gfsfinal.pdf>
- IMF (2015), “The Special Data Dissemination Standard Plus Guide for Adherents and Users”, International Monetary Fund.
<https://www.imf.org/external/pubs/ft/sdds/guide/plus/2015/sddsplus15.pdf>

シェアリングエコノミーの把握と国民経済計算への反映に向けて シェアリングエコノミーの定義と生産物分類

内閣府経済社会総合研究所客員主任研究官
跡見学園女子大学マネジメント学部教授
山澤 成康

はじめに

本稿は、今後国民経済計算にシェアリングエコノミーを反映することを念頭に置き、シェアリングエコノミーの定義や生産物分類について考察したものである。一つ目の論点はシェアリングエコノミーの定義である。シェアリングエコノミーを国民経済計算に反映するためには、関連企業を調査する必要があるが、定義が曖昧なままだと漏れや重複がでてくる。漏れなく重複なく（MECE：Mutually Exclusive and Collectively Exhaustive）定義することが必要だ。

シェアリングエコノミーは新たに興った産業で、その定義は確立されていない。しかし、各国の議論を総合すると、争点はそれほど多くはなく、定義の種類は3種類に大別できることがわかった。

二つ目の論点はシェアリングエコノミーを生産物分類でどう扱うかである。シェアリングエコノミーの規模を統計として捉えるには、産業分類や生産物分類を作成する必要がある。ここでは、総務省の生産物分類策定研究会での議論をもとに、シェアリングエコノミーの生産物分類について検討する。シェアリングエコノミーに関するプラットフォーム企業の生産物分類は妥当だといえるが、シェアリングエコノミーのサービスの主体である個人の生産物については何の言及もなく、今後の対応が望まれる。

三つ目の論点として、今後の統計整備に関して展望する。海外の動向紹介と、一次統計の整備のスケジュールについてである。

1. シェアリングエコノミーの定義について

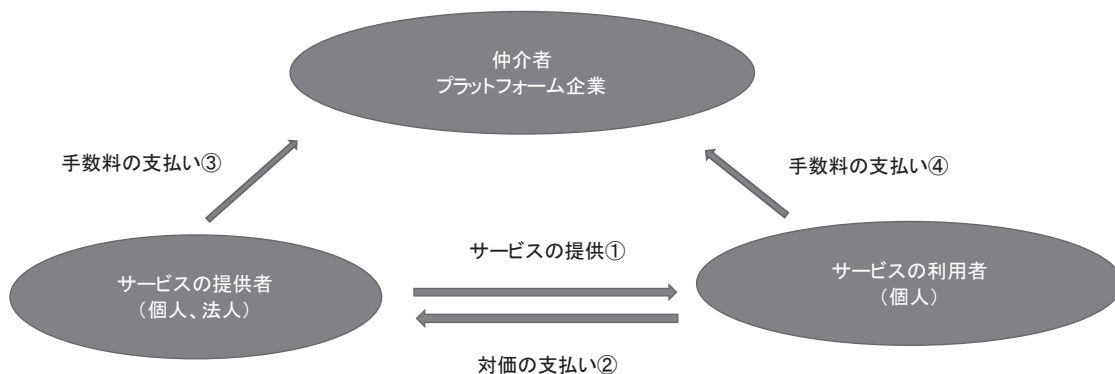
シェアリングエコノミーは新しい産業であり、定義にもさまざまなものがある。それらを整理して国民経済計算の推計や生産物分類の作成などに役立つことを狙いとする。

シェアリングエコノミーとは、個人が持つ遊休資産を他の個人と共有することで、資産を効率的に運用するものと考えられている。

シェアリングエコノミーには3つの取引主体がある。サービスの提供者、サービスの利用者と、プラットフォーム企業と呼ばれる仲介者である。仲介者は、サービスの利用者と提供者をマッチング（引き合わせる）、サービスの利用者、提供者双方から手数料を受け取る（図表1）。

シェアリングエコノミーの定義に決定版はないが、さまざまな組織がそれぞれの必要に応じてシェアリングエコノミーを定義している。まず、どのような定義があるかをサーベイする。

図表1 シェアリングエコノミーの取引



ONS の分類

イギリスの国家統計局（ONS: Office for National Statistics）は、シェアリングエコノミーの決定木を作り、シェアリングエコノミーを5つの判断基準で定義している（Beck 2017）。ONSはシェアリングエコノミーの分析にいち早く取り組んでおり、まずその分析を参考にしたい。

判断基準の最初の2つは、以下である。

- ①ウェブサイトかアプリがある
- ②ビジネスの実行にそのウェブサイトかアプリを使う

この2つの基準は一つにまとめられる。ビジネスの実行にインターネットを使っているかどうかのポイントである。一つの例として家政婦紹介サービスを考えてみよう。最近の家政婦紹介サービスは、ウェブサイト上で家政婦の求人をしたり、家政婦サービスの情報を提供したりしている。しかし、家政婦の求人と家政婦サービスの提供は別々に行われ、インターネット上で直接サービスの提供者と利用者のマッチングを行っているわけではない。店舗や電話連絡で行っていたことを一部インターネットで置き換えた形だ。ビジネスの実行にインターネットが必須というわけではないことから、シェアリングエコノミーの基準から外れる（図表2）。家庭教師サービスも同様である。一方、上記の既存サービスでも、インターネット上でサービスの提供者と利用者をマッチングするサービスが登場すればシェアリングエコノミーの定義に当てはまる。

3番目の基準は以下である。

- ③個人と個人のマッチングをしている

サービスの提供者と利用者が個人であることを基準にしており、いわゆる個人間（CtoC: Consumer to Consumer）のサービスであることが条件になっている。シェアリングエコノミーが新しい取引形態だと呼ばれる理由の一つがこの基準である。従来消費者は、生産者とは別物として扱われていたが、消費者が生産者になることを示している。SNA上、家計は消費する主体ではあっても、生産する主体としては捉えられていない。これまでも個人商店や個人事務所はあったが、シェアリングエコノミーが想定しているのは、本業が別にあり、時間に余裕がある時だけ生産者になるというケースである。「隣の家の庭掃除をしてお礼にお金をもらった」というような、これまでは無視できた経済活動（非公式経済）が大きく膨らんでいく可能性を想定している。

ただ、個人と企業の境は曖昧だ。最初は副業のつもりで始めたとしても、生産活動が増えれば個人から個人企業へ、個人企業から法人企業へと変わっていくことも考

えられる。どこまでが「個人」であるかを定義することも大事になる。

日本では、シェアリングエコノミー関連サービスに企業と個人のマッチング（BtoC: Business to Consumer）を含む場合がある。たとえば、エアークローゼットは、企業が保有する衣類（ドレス）を個人に貸し出すサービスで、サービスの提供者は個人ではない。タイムズカーシェアも企業が保有する車を個人に貸し出すサービスであり、個人と個人のマッチングを行っているわけではない。ONSの基準ではシェアリングエコノミーには入らないが、シェアリングエコノミー関連企業として扱われる場合もある。

次に、資産をシェアしているかどうかの基準である。4番目の基準と5番目の基準は、以下である。

- ④他の個人が提供する財かサービスの一時的な利用を可能にしている。
- ⑤所有権の移転がなくてもほぼ取引ができる。

シェアリングエコノミーは、個人が持つ遊休資産を活用することが一つの特徴である。4番目の基準と5番目の基準はそれを表している。一時的な利用を可能にするためには通常所有権の移転がないため、両者をまとめた基準としてもよい。

日本のサービスで考えると、この基準ではシェアリングエコノミーとならない企業がある。メルカリは個人間の商品の取引をマッチングするサイトである。取引が成立すれば、出品者から購入者へ所有権が移転する。この取引はシェアリングエコノミーとは呼べないことになる。

また、クラウドファンディングの場合もこの基準には該当しない。クラウドファンディングは、インターネットを使って個人からお金を調達する仕組みである。イベントを行うためにお金を調達する場合や、新製品開発のためにお金を調達する場合などがある。お金の所有権はお金の提供者から利用者へと変わるので、この定義には当てはまらない。

一般社団法人シェアリングエコノミー協会の定義

ONSの定義はシェアリングエコノミーを統計的に把握するための定義だが、目的が変われば定義も変わる。日本のシェアリングエコノミー協会はシェアリングエコノミーに関連する企業の団体で、この業界を発展させることが目的だ。

シェアリングエコノミー協会がホームページの協会概要に載せている定義は、「シェアリングエコノミーとは、インターネット上のプラットフォームを介して個人間でシェア（貸借や売買や提供）をしていく新しい経済の動

図表 2 ONS のシェアリングエコノミーの定義

	条件	基準を満たさない事業
1	ウェブサイトかアプリがある。	・インターネットを使わずに、家政婦を紹介している場合。個人的に家庭教師をやっている場合。
2	ビジネスの実行にそのウェブサイトかアプリを使う。	
3	個人と個人のマッチングを可能にしている。	・企業の資産を使って個人にサービスを提供している場合。 エアークローゼット タイムズカーシェア など
4	他の個人が提供する財かサービスの一時的な利用を可能にしている。	・個人の資産の所有権を移転する場合。 メルカリ クラウドファンディング など
5	所有権の移転がなくてもほぼ取引ができる。	

きです。シェアリングエコノミーは、おもに、場所・乗り物・モノ・人・スキル・お金の5つに分類されます。」(シェアリングエコノミー協会 2019)である。

シェアリングエコノミー協会の定義の特徴の一つは、「シェア」の概念が広いことだ。ONSの定義では、サービスの利用者に所有権が移転しないことが条件となっている。シェアリングエコノミー協会では、シェアの概念に売買や提供も含んでいる。メルカリやクラウドファンディングもシェアリングエコノミー企業に含むことになる。

シェアは「共有」という意味だが、メルカリの出品者であるA氏と購入者であるB氏が異時点間で同じ商品を「共有」していると考えられなくはない。クラウドファンディングの場合も同様で、取引上はお金の提供でも、ある企画についての思いを「共有」していると考えられることはできる。

協会の定義は、「個人間でシェア」と明記しているが、会員企業をみると法人が個人に対してサービスする場合もシェアリングエコノミー企業ととらえている。同協会は会員をシェア会員、準シェア会員の2種類に分けている。シェア会員は、「CtoCなどのシェア系プラットフォーム(n対n)事業に取り組んでいること」としており、個人間の取引を前提としている。準シェア会員は、「レンタル業やBtoCのシェア系プラットフォーム(1対n)事業に取り組んでいること」としており、企業が個人にサービスする、より広義のシェアリングエコノミー企業も含んでいる。

統計上の定義は、漏れなくだぶりなく(MECE: Mutually Exclusive and Collectively Exhaustive)定義する必要があるが、協会としては重複を考える必要がないため、大きめの定義となるのは自然だろう。

矢野経済研究所の定義

矢野経済研究所は、シェアリングエコノミーの経済規模を推計するなど先駆的な調査を続けている。矢野経済研究所の定義は、「不特定多数の人々がインターネットを介して乗り物・スペース・モノ・ヒト・カネなどを共有できる場を提供するサービス」(矢野経済研究所 2018)である。

ONSの定義は、①インターネットを利用している、②個人間取引、③資産の一時的シェアの3つにまとめられるが、矢野経済研究所では、②について個人間に限らず、「不特定多数」としている。この中には個人も企業も含まれていると考えられる。③については「共有できる場」を提供するサービスという定義で、「共有」の意味を広く捉えれば、シェアリングエコノミーの対象サービスも広がる。

実際に、同研究所が対象としている企業・サービスをみると対象企業が多く、法人が保有する資産を個人に貸し出す場合もシェアリングエコノミー産業に含まれている(図表3)。

図表 3 市場に含まれる商品・サービス

カーシェアリング、ライドシェア、シェアサイクル、民泊サービス、駐車場シェア、ファッションシェアリング、クラウドソーシング、スキルシェア、クラウドファンディング、ソーシャルレンディング

(出所) 矢野経済研究所 (2018)

情報通信総合研究所の定義

シェアリングエコノミー協会と情報通信総合研究所は2019年4月、「シェアリングエコノミー市場調査2018年版」の結果を発表した。シェアリングエコノミーの市場規模をアンケート調査で推計したものだ。

この調査でのシェアリングエコノミーの定義は、①イ

インターネット上で資産やスキルの提供者と利用者をつなぐこと、②利用したい時にすぐ取引が成立するものとしている。ONSの定義のうち、インターネットを利用するという基準だけが条件になっている。

この定義には、取引主体の規定がない。企業が個人に対して行うサービスがすべて含まれることになる。たとえば、ホテルの予約サイトなどもこの条件に当てはまる。ホテルという資産について提供者と利用者をつなぐ取引がすぐに成立する。シェアや共有といった概念についての規定がないと定義として不完全なものになる。

経済産業省の定義

経済産業省は2018年度に「シェアリングエコノミーにおける経済活動の統計調査による把握に関する研究会」を開催し、各国の調査をするとともに、シェアリングエコノミーの規模を把握するための調査票案を作成した（経済産業省2019）。

調査対象事業の定義として、主要なものは以下の2つである。

1. インターネットにおけるマッチングプラットフォームの仲介サービスを利用して、利用者と提供者をつなぐ、個人等が保有する活用可能な資産等（モノ、空間、スキル等）を利用（賃貸・売買）する経済活動。
2. 提供されるモノ・サービスは、提供者が保有し、かつ十分に活用されていないものに限定。

資産の保有者について、個人には限っていない。企業の場合は、在庫処分のための資産売却は対象外だが、駐車場の空きスペースは対象とする。個人については、プラットフォーム企業がなければサービスが顕在化しなかったとして、対象とする。資産の利用については、賃貸だけでなく、売買も含まれており、ONSの「資産の一時的な利用」という定義よりは広いものになっている。

作成された調査票案では、「マッチングプラットフォーム事業を行っているか」を聞いたうえで、「モノ、空間、スキル」を行っている事業に限定して調査する予定としている。シェアリングエコノミー協会の定義から、乗り物とお金を除いた定義になっている。乗り物が国土交通省、お金が金融庁の管轄であるという、政策的な意味合いでは理解できるが、全体を包摂する定義とはなっていない。

内閣府の定義

内閣府（2018）は、シェアリングエコノミーに関しては、SNAの生産境界上にあるかどうか、統計上捕捉で

きているかどうかの2つの基準から経済活動を便宜的に分けて、売上規模を推計している。推計は、①SNAの生産境界外となるもの、②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの、③SNAの生産の境界内であって、現在捕捉されていると考えられるものに分けて行われている。①SNAの生産の境界外にあるものは、中古品やCtoCの金融取引としており、所有権の移転するサービスと一致する。②はCtoCの実物取引等で、個人間の取引の部分である。③はプラットフォーム企業の手数料にあたるところで、この部分は企業の経済活動なので捕捉できているとみなしている。

シェアの分野としてはスペース、モノ、スキル・時間、カネに分けて考えている。移動のシェアは極めて小規模とし、推計に加えていない。

BEAの定義

米国の商務省経済分析局（BEA：Bureau of Economic Analysis）はシェアリングエコノミーを含む、より広い概念としてデジタルエコノミーを定義している（Barefoot 2018）。デジタルエコノミーは、コンピューターのハードウェア、ソフトウェア、情報通信設備など「デジタル化を可能にするインフラ」とEコマースとデジタルメディアとした（図表4）。Eコマースにはアマゾンなど企業の製品を企業や個人に販売する事業とともに、CtoCのサービスを採り上げ、この部分がシェアリングエコノミーに対応している。CtoCに限定していることから、ONSの定義に近いが、所有権が移転する場合もこの中に入ると考えられる。

デジタルメディアには、ウェブ上で販売されるデジタル化された本や新聞、音楽、映像などが含まれる。そのほか、無料メディア、ビッグデータなどである。

定義のまとめ

さまざまな機関の定義をまとめると以下の表になる（図表5）。インターネットを使うことと個人間のサービスであることは、どの機関でも定義されている。違いがあるのは次の3点である。最初の2つは取引主体の違いだ。1つは法人から個人へのサービスを含むかどうか、2つ目は個人から法人、法人から法人へのサービスを含むかどうかである。3つ目はサービスの提供などで所有権が移転するかどうかである。シェアリングエコノミーを定義する場合はこれらの違いに留意すればよいことがわかる。

図表4 デジタルエコノミー産業の分類

BEAの定義	具体例
デジタル化を可能にするインフラ	コンピューターハードウェア コンピューターソフトウェア 情報通信設備
Eコマース	B to BのEコマース B to CのEコマース C to CのEコマース（シェアリングエコノミー）
デジタルメディア	ウェブ上で販売されるメディア 無料メディア ビッグデータ

図表5 シェアリングエコノミー定義のまとめ

	法人から個人へのサービスも含むか	個人から法人、法人から法人へのサービスを含むか	所有権の移動のあるサービス
ONS	×	×	×
シェアリングエコノミー協会	準会員は○、 シェア会員は×	×	○
矢野経済研究所	○	○	○
情報通信研究所	○	○	○
経済産業省	○	×	○
内閣府	○	○	○
BEA	×	×	○

(注) インターネットを使うこと、個人と個人の取引であることはすべての機関の定義に含まれる。

市場規模の比較

内閣府（2018）は2016年の市場規模が約5000億円と推計している。矢野経済研究所（2018）は事業所のサービス提供ベースで2017年度716億6000万円（2016年度は539億5000万円）とした。2018年度の見込みは824億7000万円である。手数料を10%とすると、サービスの市場規模は10倍になるので、両者の試算は大まかな規模感は同じである。

情報通信総合研究所（2019）は、2018年度の市場規模は1兆8874億円とした。内閣府の試算は2016年度の規模だが、その後成長が見込まれるとしてもかなり大きな規模である。

2. シェアリングエコノミー分類上の論点

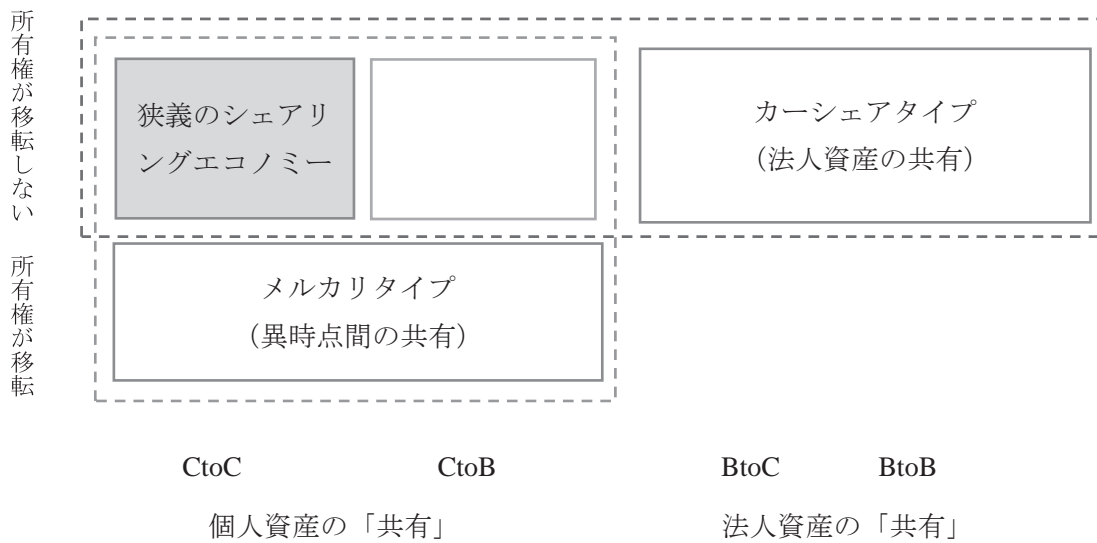
本節では、シェアリングエコノミーの分類上の論点をまとめる。最狭義のシェアリングエコノミーは、ONSの定義に当てはまるものである。つまり、プラットフォーム企業がインターネットやアプリを使って、個人と個人のマッチングを行っているもので、サービスの提供に所有権の移転が伴わないものである。

2つの方向でシェアリングエコノミーの定義の拡張を試みた（図表6）。一つは所有権が移転するかどうか、二つ目は個人資産の共有か法人資産の共有か、という基準である。どの範囲をシェアリングエコノミーとするかは、使用目的によって変えればよい。統計の作成のために使う場合と、シェアリングエコノミー全体の動きを知りたい場合とでは範囲が変わってくる。

個人資産の「共有」については、さらにCtoCとCtoBに分けた。狭義のシェアリングエコノミーはCtoCの部分である。しかし、個人のサービスを企業が利用する可能性もある。実際、クラウドワークスは企業が個人へ仕事を発注するサービスで、CtoBの取引である。民泊を出張先の宿として利用する場合もCtoB取引となる。

国民経済計算上はCtoC取引とCtoB取引を区別することが重要である。CtoC取引によるサービスの利用は消費になるが、CtoB取引は企業による支出なので固定資本形成か中間投入になるためだ。

図表 6 シェアリングエコノミーの定義の拡張



所有権が移転するかどうか

定義を広げる一つの方向は、所有権の移転がある場合である。メルカリは、中古品の売買が主要なサービスである。出品者から購入者へと所有権は移転する。個人資産の一時的な利用ではない。中古品の売買を「シェア」と呼んでいるのは、異時点間同じ品物を使っているためである。「シェア」の概念を異時点間に拡張すればシェアリングエコノミーと呼ぶことができる。所有権の移転を認めれば、対象サービスは増えるだろう。

ただ、国民経済計算上は所有権が移転しても付加価値が増えるわけではないので、GDPには算入しない。このため、所有権が移転するサービスと移転しないサービスを峻別しておくことは大事である。

個人資産の共有か法人資産の共有か

狭義のシェアリングエコノミーは個人の資産の共有だが、日本では法人の資産を共有することもシェアリングエコノミーと呼ばれることがある。

たとえば、タイムズカーシェアなどの車のレンタルサービスは、法人が車を保有し、それを不特定多数の顧客が使うサービスだ。顧客は車を共有していると言えるが、車は個人の資産ではない。ほかにも、企業が衣類（ドレス）を保有し、それを複数の顧客で共有するエアークローゼットも、企業が保有する資産の共有にあたる。

国民経済計算上は、企業主体のサービスなので、現在の統計制度でも捕捉されていると考えられる。

法人企業の資産を所有権が移転する形で行うサービスは、通常取引と考えられるので、空欄にしてある。

既存のサービスもシェアリングエコノミーとなる可能性

家庭教師サービスは従来から存在する。ある個人が家庭教師のあっせん会社に登録して家庭教師サービスをするのが従来の方法で、この場合はシェアリングエコノミーとはいえない。また、インターネットを広報手段などに使うだけでもシェアリングエコノミーではない。しかし、家庭教師の提供者と需要者がそれぞれプラットフォーム企業に登録して、ウェブ上で需給のマッチングをする場合はシェアリングエコノミーとして捉えることができる。

法人、個人両者のサービス提供がある場合

イベントスペースやパーティ会場、撮影施設などを貸し出すスペースマーケットは、個人と法人の両方の資産の共有サービスがある。こうした場合は、両者のサービスを分けて考える必要がある。狭いシェアリングエコノミーの定義でのデータが必要な場合は、個人の資産の共有サービスだけのデータを使うことが考えられる。

3. 日本企業の現状と具体的な分類

具体的な企業の分類

具体的な企業を整理・分類すると図表7のようになる。スペースでは、所有権が移転しない場合として、宿泊関連では Airbnb（エアービーアンドビー、社名とサービス名が同じ場合はサービス名のみ記述）、百戦練磨株式会社の STAY JAPAN（ステイジャパン）、株式会社エポラブルアジアのエアトリ民泊などがある。駐車場をシェアするものとして akippa、軒先株式会社の軒先パーキン

グ、株式会社シードのスマートパーキングがある。軒先ビジネスは、休業日の店舗の軒先を貸し出すサービスだ。SPACEMARKET（スペースマーケット）は、個人の建物を会議室やパーティ会場などに使うもの、株式会社スペースマーケットが保有している資産を貸し出す場合がある。Spacee（スペースイー）は貸会議室やレンタルルームのマッチングサービスである。タイムズ24株式会社のタイムズパーキングや三井不動産リアルティの三井のリパークは、法人が保有する駐車場を貸し出すサービスである。

モノのシェアでは、株式会社 DeNA SOMPO Mobility（ディー・エヌ・エー ソンポ モビリティ）の Anyca（エニカ）は外車など高級車をシェアし、ラクサス・テクノロジーズ株式会社のラクサスXはブランド品をシェアし、67and パートナーズ合同会社のモノシェアは沖縄県を中心とした、カメラやプリンター、スポーツ用具などを貸し出すサービスだ。

所有権が移転するものとして、オークションサイトであるメルカリ、楽天のラクマ、ヤフージャパンのヤフオクなどがある。GMO ペパポの minne（ミンネ）はアクセサリーや生活雑貨の販売を行っている。ジモティは、地域を限定し、住民間での商品の融通を図ろうとするものだ。

所有権が移転しないサービスもある。airCloset（エアークローゼット）は、法人が所有するドレスなどを利用者に一時的に貸すサービスだ。法人が所有する車を貸し出すものとして、タイムズ24株式会社のタイムズカーシェア、オリックス自動車株式会社のオリックスカーシェアなどがある。ラクサス・テクノロジーズ株式会社のラクサスはブランドバックのレンタル、ドコモバイクシェアは自転車のシェアだ。

スキルのシェアでは、タスカジは家事の代行、AsMama（アズママ）は、子供の送迎や託児をシェアするものだ。ココナラは、デザイン、音楽、Web サイト

図表7 シェアリングエコノミー企業の分類

	個人資産の共有		法人資産の共有
	所有権が移転しない（狭義のシェアリングエコノミー）	所有権が移転	所有権が移転しない
スペース	Airbnb STAY JAPAN エアトリ民泊 akippa 軒先パーキング スマートパーキング 軒先 SPACEMARKET Spacee		タイムズ 三井のリパーク 東急電鉄 SPACEMARKET
モノ	Anyca ラクサスX モノシェア	メルカリ ラクマ ヤフオク minne ジモティ	airCloset タイムズカープラス オリックスカーシェア ラクサス ドコモバイクシェア
スキル	タスカジ AsMama ココナラ TABICA クラウドワークス ランサーズ TIME TICKET		
移動	UBER eats notteco CREW nori-na		UBER-X Japan Taxi
お金		別掲（図表8 参照）	

制作などさまざまなスキルをシェアするものだ。株式会社ガイアックスのTABICA（タビカ）は街歩き、ワークショップ、自然体験などを提供する。クラウドワークスは、中小企業が発注者となり個人が仕事を請け負うものだ。ランサーズはフリーランスや副業で働く人と企業をマッチングする。株式会社グローバルウェイのTIME TICKET（タイムチケット）は個人の時間を30分単位で売買するというコンセプトで、さまざまな仕事や趣味のノウハウを売買する。

UBER と notteco の違い

移動に関して国際的にはUBER（ウーバー）が著名だが、日本では「白タク」規制があり、個人の車に顧客を載せるサービスは禁止されている。

しかし、相乗りサービスという形で移動サービスは提供されている。長距離ではnotteco（ノッテコ）がある。遠距離の自動車旅行に行く場合に、助手席など空いたスペースを他の個人にシェアするという考え方だ。日時と行先を明記して同乗者を募集する。

また、短距離では株式会社AzitのCREW（クルー）がある。アプリで個人の自動車を呼び出して乗車し、目的地まで行くというものだ。サービスとしてはUBERに近い。しかし、利用者が払うのはサービスへの対価ではなく、謝礼という形であることで、国土交通省の通達に沿った運営になっている。

最近では既存タクシーの配車アプリも増えている。Japan Taxi（ジャパン・タクシー）、国際自動車株式会社のフルクルなどだ。タクシーのサービス自体は既存のサービスと変わらない。UBER Japan 株式会社は海外のサービスとは異なりUBER-Xとしてハイヤー（完全予約制の運転手付き乗用車貸し切りサービス）のサービスを行っている。これらは個人の自家用車を使うのではなく、タクシーやハイヤーの配車サービスなので、狭義のシェアリングエコノミーとは言えない。事前で料金が確定できるようになったり、料金が安くなったりすれば、海外のUberのサービスに近づくことは考えられる。

カネのシェア（クラウドファンディング）について

カネのシェアは、クラウドファンディングを表している。クラウドは群衆という意味で、不特定多数の個人から資金を集める仕組みである。クラウドファンディングはシェアリングエコノミーに分類されることが多いが、経済活動としては他のサービスと異なる特徴を持つ。個人が持つお金を他の人に渡すという意味ではお金のシェアと呼べるが、お金の所有権は移転する。

米良・稲蔭（2011）によると、クラウドファンディングは寄付型、購入型、融資型に分けられる。矢野経済研究所（2018）は、さらにファンド型と株式投資型を加えている。同研究所によると、2017年度の市場規模は1700億円でその9割が融資型と試算している（図表8）。

寄付型は出資者が見返りを受けないものだ。プロジェクトを行いたい実施者に、個人がお金を寄付するものである。経済活動としては既存の寄付と変わらない。国民経済計算の考え方によれば、お金が移動するが付加価値が増えるわけではない。ふるさと納税を対象にした株式会社トラストバンクのふるさとチョイス、さとふるがある。LIFULL（ライフフル）ソーシャルファンディングはさまざまな企画に対してお金を寄付するものだ。

購入型は出資の見返りがお金以外の者の場合だ。企業が開発した新製品に出資するMakuake（マクアケ）、新製品のほかコンサートなどさまざまなイベントに出資するCAMPFIRE（キャンプファイアー）、朝日新聞社が実施するA-port（エー・ポート）、Readyfor（レディーフォー）などがある。

融資型は、ネット上で資金を調達したい企業に個人が出資し、資金提供者が元本と利子を受け取る。クラウドクレジット、ロードスター株式会社のOwnersBook（オーナーズブック）、SBIソーシャルレンディング、LENDEX（レンデックス）、Maneo（マネオ）などがある。

ファンド型は、運営業者が第二種金融商品取引業登録し、特定の事業に対して個人投資家から出資者を募る。ミュージックセキュリティー株式会社のセキュリテ、ソニー銀行のソニーバンクゲートなどがある。

図表8 クラウドファンディングのタイプ

クラウドファンディングのタイプ	企業例
寄付型	ふるさとチョイス、LIFULL ソーシャルファンディング、さとふる
購入型	マクアケ、CAMPFIRE、A-port、Readyfor、
融資型	クラウドクレジット、OwnersBook、SBI ソーシャルレンディング、LENDEX、Maneo
ファンド型（投資型）	セキュリテ、ソニーバンクゲート
株式投資型	Unicorn、FUNDINNO

株式投資型は非上場株式へ投資するもので、2015年に金融商品取引法が改正され、2017年4月からサービス提供が始まった。Unicorn（ユニコーン）や株式会社日本クラウドキャピタルのFUNDINNO（ファンディーノ）などがある。

4. 生産物分類とシェアリングエコノミー

シェアリングエコノミーを統計調査でつかむためには、定義をはっきりさせたいうえで、どのような経済活動に分類するかが重要である。今回の統計改革では、これまで手をつけていなかったサービス分野の生産物分類を策定することになっている。2018年度中に大方の議論は終わり、取りまとめられたものが、その後統計委員会への報告を経て、2019年4月25日に報告書として決定・公表された。そのなかで、シェアリングエコノミーについても議論されたので、その議論の推移と課題を述べる。

総務省によるサービス分野の生産物分類策定

2018年度に開催された総務省の生産物分類策定研究会では、シェアリングエコノミーの生産物分類についても議論された。シェアリングエコノミーを統計として捉えるためには、経済センサスなどの一次統計でシェアリングエコノミーに関わるサービスをどのように捉えるかが重要になる。

最初に議論された第15回研究会での論点は以下の通り（総務省 2019）。まず、シェアリングエコノミーの特徴の一つとして供給者が個人であることを挙げ、「生産物分類として設定する場合は、需要先ではなく供給先で区分する必要がある。」という意見が出た。同じ宿泊サービスでも法人が営めば通常の宿泊業だが、個人が営めばシェアリングエコノミーのサービスとなる。シェアリングエコノミーのサービス提供者が提供するものは、モノ、人、カネなど多様で、それを一つにまとめた分類

とすることは困難だという結論となった。シェアリングエコノミーをサービス提供側から捉えることはあきらめたことになる。

シェアリングエコノミーに関するプラットフォーム企業の活動については、新たに生産物として捉えられることになった。情報通信業サービスの内訳の「マーケットプレイス提供サービス」である（図表9）。ただ、第19回研究会の議論を踏まえて、「マーケットプレイス提供サービス」の定義に当てはまる取引仲介サービスのうち、「インターネット附随サービス業」ではなく、確立した個別産業として他の分野に分類されるものがある。例えばクラウドファンディングは、生産物分類でいえば、「一般消費者サービス」あるいは、「事業者向け貸付サービス」に分類される。日本標準産業分類（JSIC）では、大分類J金融業、保険業の小分類641「貸金業」に該当する。また、民泊仲介サービス（簡易宿所、特区民泊、新法民泊）は、生産物分類でいえば、「国内宿泊手配サービス」に分類される。大分類N生活関連サービス、娯楽業の小分類791「旅行業」に該当する。

これらのサービスが、「マーケットプレイス提供サービス」と同様の収益構造を有していても、その用途が他の産業の生産物と類似し、個別の生産物として確立しているものは本分類には含めないと整理された。

また、シェアリングエコノミーにおけるプラットフォーム企業における仲介サービスの把握に資するため、日本標準産業分類（JSIC）の大分類G情報通信業の統合分類「マーケットプレイス提供サービス（広告以外の収入）」の詳細分類は、出品者側からの手数料収入については「個人出品者からの手数料収入」と「法人出品者からの手数料収入」に区分され、新たに「購入者からの手数料収入」を追加設定して、出品者からの手数料と区分して整理された。

前節のシェアリングエコノミーの定義に含まれないサービスも対象となっていることが重要である。分類名が

図表9 マーケットプレイス提供サービス

分類名	対象サービス	サービスの内訳		備考
マーケットプレイス提供サービス	インターネットショッピングサイト、インターネットオークションサイト、空間・移動・モノ・スキル・お金などのマッチングプラットフォームが提供するサービス	広告収入で運営		法人間、法人・個人間、個人間
		広告以外の収入で運営	個人出品者からの手数料収入	出品者が個人
			法人出品者からの手数料収入	出品者が法人
			購入者からの手数料収入	出品者が個人か法人かは問わない

(注) いずれのサービスも取引の手段としてインターネットが利用されているに過ぎず、個別の生産物として確立しているものは、別の生産物として取り扱う。

「マーケットプレイス提供サービス」となっていることでもわかるように、資産を共有するかどうかは分類の基準となっていない。このため、アマゾンや楽天などのインターネットショッピングサイトもサービスとして含まれる。これらのサービスは広告から収入を得ているものが多いと考えれば、シェアリングエコノミーに該当するのは広告以外の収入を得ているサービスとなる。

また、出品者が個人かどうかで分けてあるが、所有権の移転を伴うかどうかは問わない分類となっている。メルカリなどの中古品仲介サービスとそれ以外のものを区分して考えていないものになっている。

5. 今後の統計整備について

シェアリングエコノミーの定義が固まれば、実際の統計調査を行い、GDP 統計へ反映する道が開ける。本節では、今後シェアリングエコノミーを GDP へ反映していくうえでの課題を述べる。統計整備で参考になるのは、OECD（経済開発協力機構）が構想しているデジタルエコノミーのサテライト勘定である。米商務省の BEA（経済分析局）の取り組みもこの考え方を基本にしている。OECD が概念的な整理を行い、BEA が実測するという役割分担である。

デジタルエコノミーサテライト勘定

OECD は、SUT フレームワークに沿って、デジタルエコノミーのサテライト勘定について整理している (Ahmad and Ribarsky 2018)。図表 10 は、使用表の例である。各行は生産物を表し、その生産物が中間投入とし

てどの産業にどれだけ使われたか、また、最終需要となったかを示している。

デジタルエコノミー産業としては、IT 機器などのデジタルエコノミーを可能にする産業、デジタル仲介プラットフォーム、インターネットを使った小売業、仲介プラットフォーム業者を利用したサービス、その他に分けられている。

デジタルエコノミーを可能にする産業には、通信回線を整備する産業、コンピューターやスマートフォンなどハードウェアを生産する産業、ソフトウェアを開発する産業などが含まれる。デジタルエコノミーの基盤を整備する産業である。

デジタル仲介プラットフォームは、個人同士、企業同士、企業と個人をつなぐサービスで、フェイスブックなどの SNS のほか、シェアリングエコノミーも含まれる。

インターネット小売業はアマゾンなどのインターネットを使った商品販売を示す。特筆すべきは、「仲介プラットフォーム業者を利用したサービス」という項目を作っていることだ。ここには、Airbnb や UBER を利用した個人によるサービス供給が含まれる。シェアリングエコノミーをつかむには仲介サービスとともに個人によるサービス供給をつかむことが重要で、それが明示されている。

ただ、フレームワークができていて実際の計測は今後の課題となっている。各国とも把握が困難な項目となっている。

各行は生産物を表すが、デジタルエコノミーかどうかで財とサービスを分類したものほか、デジタル仲介サービスと無償サービスを特記した形となっている。シェ

図表 10 デジタルエコノミーの使用表の例

		産 業					中間投入	最終需要
		デジタルエコノミーを可能にする産業	デジタル仲介プラットフォーム	インターネット小売業	その他デジタルビジネス	仲介プラットフォーム業者を利用したサービス		
生産物	非 I T 商品							
	I T 商品							
	非デジタルサービス							
	デジタルサービス（デジタル仲介サービスを除く）							
	デジタル仲介サービス							
	無償サービス							
付加価値								

(出所) Ahmad and Ribarsky (2018) をもとに筆者作成。

アリングエコノミーに関するプラットフォーム企業が生産するものはデジタル仲介サービス、フェイスブックなどが生産するものは無償サービスとなる。

日本での統計整備と GDP への反映

GDP 統計が SUT 中心に整備されることになり、基礎統計の整備が計画的に進められている（図表 11）。GDP 統計にシェアリングエコノミーを反映するための統計は、主に経済センサスと経済構造実態調査となる。これらの調査をもとに、GDP 統計が作成される。

GDP 統計はこれまでは産業連関表、今後は SUT（供給使用表）をベースに作られる。基本となる統計公表後 1～2 年後に基準年を改定した GDP が発表される。次の公表される産業連関表は 2015 年産業連関表で、これをもとに基準年改定をして、通常なら 2020 年に 2015 年基準の GDP が公表される予定である。

ただ、この改定には基礎統計から積み上げた SUT の作成は間に合わない。経済構造実態調査、投入調査や経済センサスなどを反映した表が発表されるのは 2024 年である。この時の基準改定までにはデジタルエコノミーを反映した体系を整える必要がある。

新たに策定された生産物分類を使えば、プラットフォーム企業の動きは捉えられる可能性が高い。しかし、個人が提供するサービスについてはどのような調査をするべきか結論は出ておらず、今後の課題である。

GDP 統計とは別に、サテライト勘定としてデジタルエコノミーを捉えるという方向も現実的だ。これについ

ても、無償サービスの把握などの課題を解決しつつ、国際的な統計整備情勢も見据えて整備していく必要がある。

結論

本稿では、狭義のシェアリングエコノミーから広義のシェアリングエコノミーまで定義を検討した。

シェアリングエコノミーの定義は組織によってさまざまだが、分類の基準は多くはない。ONS の定義を最狭義として、所有権が移転するかどうか、法人が提供するものかどうかという判断を入れれば、多くのシェアリングエコノミーの企業は分類できることがわかった。

国民経済計算との関係でいえば、所有権が移転する取引の場合、GDP は増加しない。法人の資産の共有は、企業主体の活動であり現在でも統計上は捕捉できている。個人の資産の共有の部分は、現在の統計制度では把握できていない。CtoC サービスは消費の増加、

CtoB サービスは中間投入か固定資本の増加となるため、両者を区別して把握する必要がある。

総務省はサービスに関する生産物分類を策定したが、シェアリングエコノミーはマーケットプレイス提供サービスとして明記された。個人が行うサービスは宿泊業、家事代行業、駐車場提供などさまざまな生産物の集合体で、それを区別した生産物分類は作成されなかった。

OECD の提案するデジタルエコノミーの SUT フレームワークでの生産物には、シェアリングエコノミーを直接表すものはない。しかし、産業分類として「仲介プラ

図表 11 今後の統計整備のスケジュール

年度	経済センサス - 活動調査	投入調査	経済構造実態調査	基準年 SUT/IO	中間年 SUT/IO	GDP 統計
2019	試験調査		調査実施	2015 年表公表		
2020			調査実施		経済構造実態調査を踏まえた分析	2015 年基準 GDP 作成
2021	調査実施	調査実施				
2022			調査実施			
2023			調査実施		2020 年表の活用方法の分析	
2024	試験調査		調査実施	2020 年表公表		
2025			調査実施			2020 年基準 GDP 作成

（出所）総務省・内閣府（2019）をもとに、筆者作成。

ットフォーム業者を利用したサービス」があり、個人によるシェアリングエコノミーサービスの活動が把握できる。

今後、経済センサスや経済構造実態調査が実施されるが、シェアリングエコノミーについての把握が可能となるような調査設計が望まれる。

(参考文献)

- 経済産業省 (2019) 「統計調査計画および調査票(案)について」第3回シェアリングエコノミーにおける経済活動の統計調査による把握に関する研究会 (2019年2月1日)
- シェアリングエコノミー協会 (2019) ホームページ <https://sharing-economy.jp/ja/> (2019年4月15日閲覧)
- 情報通信総合研究所 (2019) 「シェアリングエコノミー関連調査結果」2019年4月
- 総務省 (2018a) 「第15回生産物分類策定研究会 議事概要」(2018年9月6日)
- 総務省 (2018b) 「第19回生産物分類策定研究会 議事概要」(2018年12月19日)
- 総務省 (2019a) 「第15回研究会 (G情報通信業 (第1回)) における主な御意見とその対処方針等 (案)」第20回生産物分類策定研究会 (2019年1月31日)
- 総務省 (2019b) 「研究会における議論等を踏まえた修正等について (G情報通信業)」第20回生産物分類策定研究会 (2019年1月31日)
- 総務省政策統括官室・内閣府経済社会総合研究所 (2019) 「基準年 SUT・産業連関表及び中間年 SUT に係る基本構成の大枠」第13回国民経済計算体系的整備部会 SUT タスクフォース会合 (2019年3月22日)
- 内閣府 (2018) 「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究」報告書概要版、2018年7月
- 米良はるか・稲蔭正彦 (2011) 「クラウドファンディング: ウェブ上の新しいコミュニティの形」『人口知能学会誌』26巻4号
- 矢野経済研究所 (2018) 「2017年度の国内クラウドファンディング市場規模は新規プロジェクト支援ベースで前年度比127.5%増の1,700億円」プレスリリース No.2035
- Ahmad, Nadim, and Jennifer Ribarsky (2018) “Towards a Framework for Measuring the Digital Economy” Paper prepared for the 16th Conference of IAOS OECD Headquarters, Paris, France, 19-21 September 2018
- Beck, Pauline (2017) The feasibility of measuring the sharing economy : November 2017 progress update, Office for National Statistics.
- Barefoot, Kevin, Dave Curtis, William Jolliff, Jessica R. Nicholson, Robert Omohundro (2018) “Defining and Measuring the Digital Economy” Working Paper, Bureau of Economic Analysis

第50回国連出張報告ならびに米国労働統計局ヒアリング報告

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国際基準課課長

上野 有子

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課研究専門職

鈴木 俊光

元内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課政策調査員

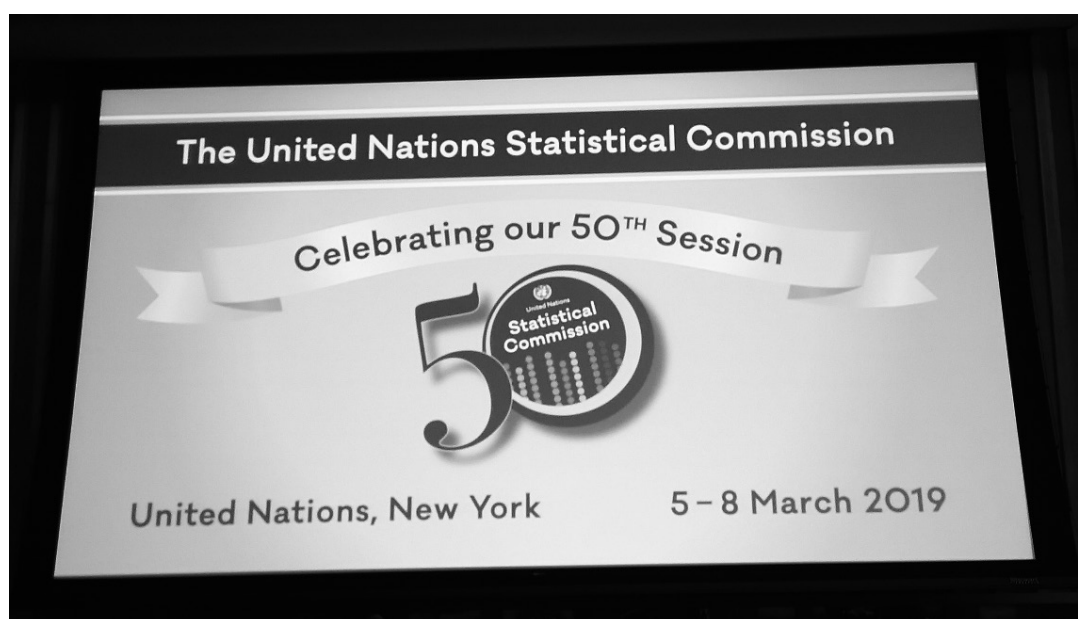
由井 謙二

1. はじめに

国連統計委員会は、国連経済社会理事会のもとに1947年に設立された委員会で、各国の統計の開発や比較可能性の改善等に関して国連経済社会理事会を援助することを任務としており、国際的な統計システムの中では最もハイレベルかつグローバルな委員会である。同委員会は、毎年概ね2月から3月頃に開催され、加盟国の統計部門や国際機関の代表等が参加し、統計に係るさまざまな議題について討議を行う。今年は、ニューヨーク国連本部において、2019年3月5日（火）から3月8日（金）にかけて本体会合が開催され、国連統計委員会委員国24か国の代表、その他各国及び国際機関等、計690名（109か国のオブザーバー国等、44の国際機関、13のNGO等を含む）が参加した。また、多数の統計関係者が集まることから、本体会合と並行してセミナー、フォーラム等のサイドイベントが多数開催されることが

通例となっており、今回も3月1日（金）から3月8日（金）にかけて開催された。我が国からは、内閣府経済社会総合研究所より筆者ら計三名のほか、総務省からの出席者も含め、全体で計十名が参加した。また、會田統計情報研究開発センター専務理事が、前回に引き続き、今回合会の役員（ビューロー）である副議長（合計3名のうちの1名）に選出された。

今回の国連統計委員会の出張報告の前に、主要な議題テーマとなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）（以下、SDGsという。）」ならびに「持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下、2030アジェンダという。）のためのデータ及び指標」について簡単に紹介する¹。SDGsとは、2001年の国連サミットで採択された「ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）（以下、MDGsという。）」の後継となるものであり、「誰一人取り残さない（no one left behind）」社会の実現を目指す17のゴール（目標）



¹ 本節ならびに次節の記述内容は、第50回国連統計委員会出張者事前打ち合わせ資料ならびに小林・白神（2016）を参考にしている。

図表 1 第 50 回国連統計委員会日程

日付	時刻	議題		
3月5日(火)	10:30-13:00	1. 役員の選出		
		2. 議題採択及びその他組織上の事項		
		3. 審議及び決議事項 (a) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダのためのデータ及び指標【審議及び決議事項】		
	15:00-18:00	(b) 公的統計の基本原則【審議及び決議事項】		
		(c) オープンデータ【審議及び決議事項】 (d) 国家品質保証枠組み【審議及び決議事項】 (e) 地域統計開発【審議及び決議事項】		
3月6日(水)	10:00-13:00	(f) 国民経済計算【審議及び決議事項】 (g) 金融統計【審議及び決議事項】 (h) 国際貿易及びビジネス統計【審議及び決議事項】 (i) 産業統計【審議及び決議事項】		
		15:00-18:00	(j) 物価統計【審議及び決議事項】 (k) 国際比較プログラム (ICP)【審議及び決議事項】 (l) 環境経済勘定【審議及び決議事項】 (m) 災害関係統計【審議及び決議事項】	
			10:00-13:00	(n) 国際移住統計【審議及び決議事項】 (o) 人の定住統計【審議及び決議事項】 (p) 犯罪統計【審議及び決議事項】 (q) 薬物及び薬物使用統計【審議及び決議事項】
				15:00-18:00
	4. 情報項目【情報共有事項】 (a) 人口統計 (b) 保健統計 (c) 世帯調査 (d) 物価指数 (e) 公的統計のためのビッグデータ (f) 統計能力開発 (g) データ及びメタデータの交換と共有のための共通公開基準 (h) 統計プログラムの調整 (i) 統計と地理空間情報の統合 (j) 総会及び経済社会理事会の政策決定に関するフォローアップ			
3月8日(金)	10:00-13:00	事業に関する質疑 (国連統計部) 第 51 回会合の仮議題及び日程 第 50 回会合に関する委員会報告		

※実際は各国の意見表明などが長引き、各項目は後ろ倒しされながら進行された(会議自体は8日中に終了)。
(出所) 第 50 回国連統計委員会資料より作成。

とその下位目標である 169 のターゲットで構成される 2030 年までの開発目標である²。2030 アジェンダは、MDGs が 2015 年に期限を迎えた後の、後継の枠組であり、同枠組において、SDGs が定められた。SDGs につ

いては、対象が発展途上国から全世界(先進国含む)、ゴール数は 8 から 17、ターゲット数は 21 から 169 と、MDGs と比較して、その範囲ならびに対象が拡張されている。

² 17 のゴール(目標)について、具体的には、①貧困、②飢餓、③保険、④教育、⑤ジェンダー、⑥水・衛生、⑦エネルギー、⑧成長・雇用、⑨イノベーション、⑩不平等、⑪都市、⑫生産・消費、⑬気候変動、⑭海洋資源、⑮陸上資源、⑯平和、⑰実施手段となっている。



SDG 指標については、国連総会が「17 のゴール」と「169 のターゲット」の進捗を測定するためには何らかの「指標」が必要になるとのことで、その「指標」の検討を国連統計委員会に要請した。国連統計委員会では、国連総会からの要請を受け、2015 年に指標案を検討する「SDG 指標に関する機関間専門家グループ」（以下、IAEG-SDGs という。）を設立し、議論を行った結果、2017 年に 244（重複を除くと 232）の指標について合意し、同年の「国連経済社会理事会」（6 月）及び「国連総会」（7 月）でそれぞれ採択された。一方で、指標として採択されたものの、具体的な定義が決まっていない指標や調査方法の確立及び実施が容易でない指標も多く、国連統計委員会などの場で国際的な議論が継続して行われている。

図表 1 は、今回の国連統計委員会の日程である。国連統計委員会の議事の流れは、概略以下の通りである。まず審議に先立ち、議長を含む役員を選出、議題の採択等を行う。その後、順次各議題に係る審議を行う。具体的には、各議題について、最初に報告書等に基づく説明が行われ、各国・機関の出席者による討議が行われたのち、議長による総括が行われる。この総括に基づいて、最終日の委員会報告の素案が取りまとめられ、討議を経たのち、最終的な委員会報告となる。

今回の会合では、例年の会合と同様に「2030 アジェンダのためのデータ及び指標」について幅広い議論が行われた。本議題では、(i) IAEG-SDGs、(ii) 国連統計部及び、(iii) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの統計に必要なパートナーシップ、調整及び能力構築に関するハイレベルグループ（以下、HLG-PCCB という。）から直近 1 年間の活動に関する報告書が提出された。国

連統計委員会は、これらの活動報告を歓迎し、今後の活動計画等についても承認した。

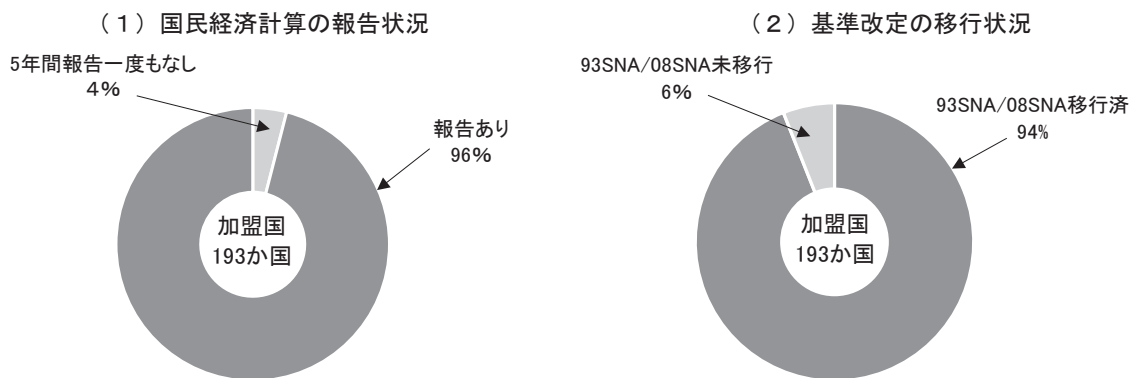
主な議論としては、「2030 アジェンダのためのデータ及び指標」に関し、「より効率的な統計システムの調整」についての審議があり、先進国を中心に「既存のメカニズムの強化を通じて国連機関間の統計活動の調整を実施していく点を強調すべき」、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダの統計に必要なパートナーシップ、調整及び能力構築に関するハイレベルグループ（HLG-PCCB）メンバーのみではなく幅広く協議すべき」等の意見が相次ぎ、HLG-PCCB のメンバー及び途上国との意見の対立が一部見られたが、結論として HLG-PCCB が中心的役割を担い迅速に行動する必要があることを強調しつつ、第 51 回会合に向けて、国連加盟国との幅広い協議を行っていくこととされた。また、第 51 回会合で承認見込みの包括的な SDG 指標見直しにおいて、「持続可能な開発のための公的総支援（TOSSD: Total Official Support for Sustainable Development）」を指標として採用する可能性について模索しうる点が決議に盛り込まれた。

2. 国民経済計算関連のセッションの概要

図表 1 に示したとおり、国連統計委員会の議題は多岐に及ぶところ、本節では、主に国民経済計算に係るセッションで交わされた議論の内容に絞って、その概要を紹介する。

当該セッションは 3 月 4 日の夕刻及び 3 月 5 日の午前中にかけて行われた。セッションにおいては、あらかじめ委員国に示されていた国民経済計算に関する事務局間

図表2 国民経済計算加盟国の報告状況（2013年～2017年）



(出所) 第50回国連統計委員会資料より作成。

作業グループ (the Intersecretariat Working Group on National Accounts、以下 ISWGNA という。) の報告書に対して、各国より意見表明がなされ、最後に議長から各国からの意見を踏まえたセッションの総括が行われた。

(1) 報告の概要

報告に先立ち、導入として、前回の第49回会合の決議事項の振り返りが行われた。前回会合では、以下の事項が決議された。

- (a) ISWGNA 報告の歓迎ならびに ISWGNA 及び国民経済計算に関する諮問専門家グループ (AEG) の 2018 年プログラムの承認
- (b) グローバリゼーション、デジタル化、ウェル・ビーイングと持続可能性、イスラム金融やインフォーマルセクターといった諸論点への取り組み状況に関して、国連統計委員会に対して次回会合での報告要望
- (c) メンバー国における国民経済計算のデータについての最低限必要な範囲さらには細部まで準拠できていない状況に対する懸念表明、統計作成能力を十分に持たないメンバー国に対して支援するワーキンググループの取組の歓迎、ならびに低い水準にある諸国に対して国民経済計算の推計に必要な基礎データ拡充に関する開発要求
- (d) ワーキンググループに対して、マニュアル、ハンドブック、ガイドラインを通じた 2008SNA の導入に関する支援要求、ならびに一般市民が国民経済計算への理解を深められるように、能力構築のための最新のツール、手法、技術 (e ラーニング等) 等、実用的なガイダンスの継続要求
- (e) 「統計データ及びメタデータ交換 (Statistical Data and Metadata eXchange、以下 SDMX という)」デー

タの伝達メカニズムの進捗への留意、ならびに各国による SDMX プロトコルの実施によるデータ共有促進、国際機関へのデータ提出の回答負担軽減の認識

図表2は、国民経済計算のデータの報告について、最近5年間 (2013-17) の状況をまとめたものである。年次 SNA データはほとんどの加盟国 (96%) によって報告されているが、4%の加盟国に至っては当該5年間においては全く報告していないという状況であった。また、加盟国における基準改定の進捗状況をみると、加盟国全体の6%にあたる12か国の発展途上国においては、未だに現行基準の2008SNAのみならず、旧基準である93SNA 基準改定にも対応できていないという状況が示されている。

(2) 各国・機関からの意見表明

ISWGNA からの報告後、日本を含む32か国1機関より発言があり、いずれの国も ISWGNA の報告を歓迎・評価した。日本からは、3つの優先分野 (グローバリゼーション、デジタル化、ウェル・ビーイングと持続可能性) のうち、デジタル化に対応した取組を紹介し、情報共有するなどにより、各国の国民経済計算担当官者と協力していきたい旨、発言を行った。

ヨルダンよりワーキンググループに対して、イスラム金融や地下経済の推計手法に関するサブグループ設置の要求があり、ワーキンググループはヨルダンに対して、イスラム金融や地下経済の推計手法に関する情報提供を行うことを表明した。また、ワーキンググループに対して、マレーシア、アラブ首長国連邦、パキスタン、リビアからイスラム金融の推計手法開発への支援要求があった。

ペルーよりワーキンググループに対して、SDMX に関するサブグループ設置の要求があり、ワーキンググループはペルーに対して、SDMX に関する情報提供を行うことを表明した。

複数の国から、メンバー国に対して SNA 発展のための財政支援等を行っていく旨の申し出があった。

(3) 議長の総括

各国からの意見表明後、統計委員会の結論としては下記の通りであった。

- (a) ISWGNA の報告を歓迎し、ISWGNA メンバー、地域委員会、他の地域機関及び各国による 2008SNA 及び補助統計の実施を促進する活動に対し謝意を表明し、ISWGNA 及び AEG の 2019 年のプログラムを承認し、
- (b) 経済の新たな展開ならびに新たな社会経済的現象（グローバル化、デジタル化、ウェル・ビーイング（well-being））の測定に関する見解の起草を歓迎し、SNA の発展に関する世界規模のユーザーを中心とする協議に特別の支援を表明しつつ、来年のセッションにおけるワーキンググループでの検討を要求する。
- (c) ワーキンググループに、非公式セクターにおける金融問題のような現在進行形の課題に対応する実用的なガイダンスの継続を要求するとともに、最貧国、島嶼国及び脆弱国をターゲットに「確実にどの国も取り残さない」ことを目標としたマニュアルやハンドブック、ガイドラインなどの信頼性の高いツールや手法、学習教材や指導人材に関する協調的環境の発展を歓迎する。
- (d) 比較的多くのメンバー国において、国民経済計算のデータについて最低限必要な範囲さらには細部まで準拠できていない状況におかれていることに懸念を表明し、統計作成能力を十分に持たないメンバー国に対して支援するワーキンググループの取組を歓迎し、低い水準にある諸国に対して、政策上有用であり、目的に沿ったデータ作成が求められる国民経済計算の推計に必要な基礎データ拡充を開発するよう要求する。
- (e) 国民経済計算のために「統計データ及びメタデータ交換 (SDMX)」データの伝達メカニズムの進捗に留意し、各国による SDMX プロトコルの実施はデータ共有を容易にし、それにより国際機関へのデータ提出の回答負担がかなり軽減されることを認識した。

3. サイドイベント「SNAの発展」の概要

(1) サイドイベントの趣旨及び構成

2008SNA は今後も主要なステークホルダーと相談しながら、その関連性を維持するためアップデートされる必要がある。本サイドイベントは、①グローバル化、デジタル化、幸福度と持続可能性といったリサーチアジェンダ、②多国籍企業グループの活動について理解を深めるためのデータの共有、③最も遅れた途上国や脆弱な国が国民経済計算の最低限の要請を満たすための統計作成能力の養成に向け、信頼できる手法を協同して開発することに関する議論を行うために開催された。議論は、Eurostat 事務総長が司会を務め、各プレゼンターからの報告と質疑応答が行われた。

本サイドイベントは情報提供を目的として 5 名からのプレゼンテーションにより構成され、時間制約から質疑時間はごく短時間であり、特段の取りまとめや意思決定は行われなかった。

(2) 各国・機関のプレゼンテーションの概要

① OECD : SNA Research Agenda- The Topic of Well-being and sustainability

最初のプレゼンターとして経済開発協力機構（以下 OECD という）より、SNA のリサーチアジェンダに関する報告が行われた。冒頭、GDP に対しては、政策の適切なガイダンスを提供するものなのか、批判が多く、特に多面的な事象である幸福を適切に計測していない、との指摘があるとの問題提起が行われた。この問題に対する取組として、現行の SNA 体系下において、世帯により重きを置く（例えば世帯可処分所得や貯蓄など世帯関連の指標を重視）とともに、世帯所得の分配面での指標を含め、非生産資産、特に土地を含む完全なバランスシートの作成することが望ましいとの主張がなされ、より広範な枠組みが必要であるとの指摘があった。

具体的には、現行のマクロ経済の枠組みと、幸福度及び持続可能性に係る検討をリンクさせること、すなわち、現行の SNA、SEEA、無償の家事サービス、健康サテライト勘定、教育のサテライト勘定などを含んだ概念的な枠組みを考える必要があり、こうした枠組みを作ること、幸福度や持続可能性に関する様々な観点でのトレードオフないしウィンウィンの関係を分析するより良いベースとなることとであった。現行の体系を超えた話としては、現在生産境界外にある無償の家計の活動を推計中である旨の報告も行われた。

最後に、SNA のリサーチアジェンダに関する次のス

トップは、グローバル化・デジタル化・幸福度と持続可能性の3つ（ISWGNAはそれぞれに対応する3つのサブグループを構築）であることが示された。

② UNECE : Exchange and Sharing of Economic Data

2番目のプレゼンターとして、国際連合欧州経済委員会（以下UNECEという）より、多国籍企業グループ（MNEs）に関するデータの共有・交換の報告が行われた。導入として、MNEsの活動は経済統計作成者にとって最大の計測上の課題であり、MNEsに関するデータの共有は、そのグローバルな構造に関する理解を深め、組織構造の変化を明らかにするためには不可欠との問題意識が示された。

UNECEでは、2006年以降、OECD、Eurostatと協働してグローバル化の影響の計測に関するガイドブックの作成などを行っており、データシェアリングは経済統計を有用なものにするためには非常に重要であり、そのための作業が進められている。データ交換の前提としては、信頼がおける法的な枠組みが重要であり、国際機関はデータ交換を進めるにあたってプラットフォームを提供すべきとの意見が表明された。

データシェアリングを進めるための第一段階としては、各国の統計局においては、現行の法的及び統計的枠組みを見直し、現行の法規制を確認し、守秘義務に係る規制や手続きを改正、データシェアリングに携わるリソース配分を行い、国際的な取組みに参加することが必要であると意見表明があった。国際機関においても、複数国のデータベースを構築し、データ調整のためのガイドブックを作成することが必要であるとされた。

最後に、今後の予定として、データシェアリングに関するガイダンスは2019年9月に最終案、2020年に採択される予定であることが報告された。

③ UN Statistics Division : SNAに係る能力開発

3番目のプレゼンターとして、国連統計課（以下UN Statistics Divisionという）より、SNAに係る能力開発に関する報告が行われた。はじめに、加盟国における国際基準の変更への対応状況についての紹介があり、93SNAないし08SNAに移行している国は2009年には加盟国の約7割であったが、18年には94%に上昇しており、うち08SNAに移行している国は46%と約半数となっており、速報性も改善していると報告された。

多くの国際機関や各国の統計局がオンライントレーニングや地域別セミナー、個別国支援などを活発に行われており、また各種ハンドブックも公表されている状況の

報告が行われた。また、民間のソフトウェア会社におけるカスタム化された勘定体系システムの提供や、ISWGNAのタスクフォースにおける体系に基づく勘定作成を支援するためにツールボックス（ハンドブックやマニュアル、トレーニング教材、勘定作成システムなどを含む）作成などの取り組みが行われている。あわせて、国家間のギャップを埋めるため、最も開発が遅れた国や脆弱な地域をターゲットとした実用的なツール（既に利用可能なデータ、例えば税や税関、携帯電話データの活用など）の開発などの取り組みの例も紹介された。

④ The Bank of Korea : 2008SNA への移行

4番目のプレゼンターとして、韓国銀行（The Bank of Korea）より、08SNA移行に関する経緯や08SNA移行に伴う改定状況の報告が行われた。R&Dの資本化やグローバル生産の捕捉など韓国にとって重要な関心事であった一方で、データの要請や推計作業の複雑化などの課題があり、必要性に関する議論もあった旨、報告が行われた。08SNA移行に伴うGDPへの影響としては、R&Dの資本化の影響が3.6% ptの押し上げなど、名目GDP全体で5.1% pt押し上げられたとのことであった。今後はさらに、デジタル化や工場を持たない生産者など経済環境が急速に変化していくため、よりよい計測に向け新たな基準が求められるとの提案が行われた。

⑤ National Statistics Office of Georgia : GeorgiaでのSNAを巡る動き

最後のプレゼンターとして、ジョージアの国家統計局（National Statistics Office of Georgia）より、自国の国民経済計算勘定体系に関する報告が行われた。ジョージアでは、90年以降、93SNAベースのNational Accountsを作成し、公表しているとのことであった。国際的な連携としては、2011年から2018年にスウェーデン統計局と、また地域勘定の作成でポーランド統計局とのプロジェクトを実施しており、IMFから技術支援、デンマーク統計局との地域勘定作成の能力強化プロジェクト、ユーロスタットの技術支援を受けた国際比較プログラム（ICP）への参加なども行われているとのことであった。

現在定期的に公表しているのは、3面からの四半期及び年次GDP、地域別GDP、SUT、月次の経済成長推計速報など。08SNAへの移行は2019年に予定されており、報告時点においては、R&D支出推計やFISIMの推計、遡及改定に取り組んでいる最中である旨、報告された。今後の課題として、部門別勘定の作成、産業連関表の開発、未観測経済に係る推計の改善などの点が挙げられた。

(3) 主な質疑応答及びコメント

IMF より、「どの国も取り残されないよう」これまで数多くの国の能力開発を支援してきた経験から、未だに 93SNA にも移行できていない国々も多くあり、新たなマニュアルの話やリサーチアジェンダを検討する際には、そうした国々への対応とのトレードオフに留意すべきとの指摘があった。

データシェアリングに関して、世界金融危機以降金融機関や金融システムに関するデータ共有を強化してきた金融セクターコミュニティの経験から学ぶべき、とのコメントがあった。

また、ISWGNA メンバーからは、SNA に関するコミュニケーションの強化が重要との指摘があった。SNA 体系には非常に豊富な情報が含まれているにもかかわらず、ほとんどのユーザーは GDP しかみていないが、GNI を始めとして他の指標ももっと活用されるべきであり、そのための努力が重要との指摘があった。

4. 所感

国連統計委員会では、各議題で各国から活発な発言が見られたものの、冒頭の SDGs を除き意思決定に向けて議論が割れるような場面は少なく、日ごろから統計の各分野で各国が様々な情報共有や緊密な意見交換を行っていることが覗えた。また、国連統計委員会は各国の統計局長などハイレベルの参加者が一堂に会する場であることから、会合の際にネットワーキングを行う格好の機会と捉えられており、前述の SNA に関するサイドイベントも盛況であった。そうした中、本会合に初めて参加した出張者にとって特に印象的だったのは、国際機関のみならず個別国から途上国への統計面での人的、技術的、さらには財政的な支援の活発さであった。サイドイベントの節で述べたように、IMF などの国際機関は未だに 93SNA に移行できていない国が少なくないことに対する問題提起を行っている。デジタル化などを背景に経済社会の変化のスピードが増し、新しい経済活動をいかに計測するか議論に積極的に貢献することも日本としての重要な責務である一方、アジア諸国などへの統計分野での能力開発支援への貢献も、日本の統計部局が重視していかなければいけない視点であることを改めて認識した。

5. 米国労働統計局ヒアリング結果

国連統計委員会出張に際し、事前にワシントンの労働統計局に立ち寄り、雇用統計の推計方法と労働生産性に関するヒアリング調査を実施した。本稿の最後に、そのうち前者について所感も含め簡単に紹介したい。

本ヒアリングは、SNA 推計時に用いる多くの一次統計のうち雇用関連統計に注目し、我が国の毎月勤労統計調査にあたるアメリカの雇用統計の推計手法の詳細を学ぶことで、推定手法の改善や変化率の安定化の観点で我が国にとっての示唆を得られないか、検討材料とすることを目的として行った³。

特に、日本の毎月勤労統計調査と雇用統計の調査方法や推定方法の比較、及びアメリカ労働統計局が雇用統計の推定に用いている WDLT 法 (weighted difference-link-and-taper 法) を、我が国の雇用者報酬等の推定精度改善のため参考にできるかとの問題意識の下、情報収集を行った。なお、言うまでもなくヒアリング先の労働統計局は一次統計の作成部局であり、SNA の雇用者報酬推計を担当する我が方とは立場が異なることから、ヒアリング結果を直接我が方の推計方法の改善に活用することは現実的ではないものの、SNA 統計の作成において鍵となる一次統計の一つである雇用関連統計の推計手法をヒアリングすることは、SNA 統計の作成部局にとっても有益であることから、本調査を実施した。

(1) 雇用者数推定

アメリカの雇用統計と言えれば毎月の雇用者数(の増減)は市場参加者の間で注目度が非常に高いが、その推定方法の詳細は、労働統計局がマニュアルとして公表している。それによると雇用者数のベンチマークは毎年得られ、全米のすべての仕事の 97% 程度をカバーする QCEW (Quarterly Census of Employment and Wages、失業保険記録に基づき、事実上の雇用に係るセンサス) が出所となっている。月次調査のサンプルにはおよそ 14 万の民間事業所及び政府機関が含まれ、従業員数 1000 人以上企業は全数調査、それ以下の企業はいったんローテーションサンプルに入ると 2 年以上継続となるが、サンプルから外れると最低 3 年間は調査対象とならない。新規企業の誕生やサンプルローテーションに伴い毎年 55,000 程度の新サンプルが追加される。また、雇用者数増加の多くが新規事業の創出によるものであることから、雇用統

³ ヒアリング調査は 2019 年 3 月 4 日にアメリカ労働統計局において実施した。先方は雇用統計担当のプログラムマネージャーである Chris Manning 氏ら 4 名。

計ではX12ARIMAモデルを用いて事業所改廃の影響を雇用者数変動に反映させている。

特徴的な点は年1回（毎年3月）の頻度でベンチマークが得られることであり、データ入手までラグがあるため、ベンチマークデータ入手後3月から1年遡ってベンチマーク水準への調整が行われるほか、ラグ期間にあたる3月以降の7カ月分が改定される。

（2）標本入替時の推定（WDLT法）

労働時間と賃金については、ベンチマークがないためサンプルの加重平均から直接、水準値を推定できるWDLT法が有益とされている。WDLT法は、労働時間や賃金などの公表水準値に影響を及ぼしうるようなサンプルの突然の非経済的要因での変化（新規サンプル追加など）をスムーズに調整するために設計された方法である。WDLT法の特徴は、difference-link部分とtaper部分に分かれることにあり、前者は既存のマッチされたサンプル（参照月とその前月両方に回答した調査対象者、いわゆる継続サンプル）の前月比を計測するのに対し、後者は基準を設定する（水準補正を行う）。すなわち、9割を前月の推定値、1割を継続サンプルの前月値の平均とする加重平均値がtaper部分になる。9対1のウェイトは経験則的に定められ、前者のウェイトが高いほど、直近の水準変化の反映が遅くなる。なお、CESのサンプルフレームやサンプルそのものが、失業保険データが更新されるのに伴い年2回更新されている⁴。

WDLT法は実務上の工夫で考えられたものであり、推定精度が向上する理論的な根拠がないとの指摘もある（樋田、2014）。他方、継続サンプルの中に、平均的な動きと逆向きの相対的に大きな影響を持つサンプルが存在する可能性があることから、頑健推定のために、ウェイト調整（外れ値処理）などの手順が用意され、精緻な推定プロセスになっていることが伺える。

なお、厚生労働省は2015年に開催した「毎月勤労統計の改善に関する検討会」で、BLSのWDLT法を修正した修正WDLT方式を、サンプル入れ替え時のギャップ補正の方法のうち、過去の増減率が変化しない方法の一候補として検討していたが、「利用者にとっての分かりやすさ、納得性などを総合的に勘案」した結果、採用

を見送っている⁵。また、本稿執筆時点で開催中の「毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」では、1年前と当月の両方で回答している調査対象を「共通事業所」と呼び、これらのみを対象とした集計値の特性（何を代表する数値なのか、サンプルの偏りやバイアスの可能性など）について検証を続けている段階にある⁶。アメリカと我が国では、ベンチマークの有無や得られるタイミングなどに大きく異なる点もみられるが、パフォーマンスと利用者利便の双方を勘案しながら、我が国の賃金・雇用に係る統計についても議論が深まることが望まれる。

（参考文献）

- 小林秀子・白神光一（2016）『第47回国連統計委員会出張報告』、季刊国民経済計算第160号
樋田勉（2014）『毎月勤労統計調査における所定内給与等の推定方法の改善について』、情報学研究 vol.3, Jan.2014

⁴ なお、我が国の毎月勤労統計調査では、1年前調査と当該月調査のどちらも調査対象であり、どちらも調査票の提出があった事業所を共通事業所、1年前調査のみ提出があった事業所を未提出事業所と呼び、賃金額の比較を行うと、前者の賃金額は後者のそれを上回る傾向にあることから、「サバイバル・バイアス」がプラスである可能性を指摘している（出所は厚生労働省第2回毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会資料）。

⁵ 第6回毎月勤労統計の改善に関する検討会（平成27年9月開催）資料「毎月勤労統計の改善に関する検討会中間的整理（案）」

⁶ 厚生労働省「毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会 中間的整理」（平成31年3月）

季刊 国民経済計算 No.165

令和元年7月31日 発行

編集 内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL 03(5253)2111(代表)

発行 メディアランド株式会社
〒103-0014
東京都中央区日本橋蛸殻町1-17-11 カナメビル4F
TEL 03(5623)2770

落丁、乱丁本はおとりかえします。